

インターネット接続サービス契約約款

平成 31 年 2 月 1 日

KDD I 株式会社

目 次

第1章 総則	7
第1条 約款の適用	7
第2条 約款の変更	7
第3条 用語の定義	7
第2章 インターネット接続サービスの種類等	11
第4条 インターネット接続サービスの種類	11
第5条 ダイヤルアップサービスの種類	11
第6条 インターネット接続サービスの品目等	11
第7条 外国における取扱制限	11
第3章 インターネット接続サービスの提供区間等	12
第8条 インターネット接続サービスの提供区間等	12
第4章 インターネット接続サービス利用契約	13
第1節 ダイヤルアップサービス利用契約	13
第1款 第1種ダイヤルアップサービス利用契約	13
第9条 契約の単位	13
第10条 第1種ダイヤルアップサービス利用契約申込の方法	13
第11条 第1種ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾	13
第12条 第1種ダイヤルアップサービスの品目等の変更	13
第13条 電子メールサービス I の利用	14
第14条 削除	14
第15条 インターネット接続サービスの種類の変更	14
第16条 第1種ダイヤルアップサービスの利用の一時中断	14
第17条 第1種ダイヤルアップサービス利用契約に基づく権利の譲渡の禁止	14
第18条 第1種ダイヤルアップサービス利用契約者が行う第1種ダイヤルアップ契約の解除	15
第18条の2 第1種ダイヤルアップサービス利用契約者が行う初期契約解除	15
第19条 当社が行う第1種ダイヤルアップ利用契約の解除	15
第20条 その他の提供条件	16
第2節 フレッツ対応サービス利用契約	16

第 21 条	フレッツ対応サービス利用契約申込の方法	16
第 22 条	フレッツ対応サービス利用契約申込の承諾	16
第 22 条の 2	電子メールサービス I の利用	17
第 23 条	音声通信の利用	17
第 24 条	インターネット接続サービスの種類の変更	17
第 25 条	その他の契約内容の変更	18
第 25 条の 2	当社が行うフレッツ対応サービス利用契約の解除	18
第 26 条	その他の提供条件	18
第 3 節 削除		19
第 27 条	削除	19
第 28 条	削除	19
第 29 条	削除	19
第 30 条	削除	19
第 31 条	削除	19
第 32 条	削除	19
第 33 条	削除	19
第 34 条	削除	19
第 35 条	削除	19
第 4 節 アクセスコミュファ対応サービス利用契約		19
第 36 条	契約の単位	19
第 37 条	アクセスコミュファ対応サービス利用契約申込の方法	19
第 38 条	アクセスコミュファ対応サービス利用契約申込の承諾	19
第 39 条	インターネット接続サービスの種類の変更	20
第 40 条	その他の契約内容の変更	20
第 41 条	その他の提供条件	20
第 5 節 削除		21
第 42 条	削除	21
第 43 条	削除	21
第 44 条	削除	21
第 45 条	削除	21
第 46 条	削除	21
第 47 条	削除	21
第 6 節 モバイル対応サービス利用契約		21
第 48 条	契約の単位	21
第 49 条	モバイル対応サービス利用契約申込みの方法	21
第 50 条	モバイル対応サービス利用契約申込の承諾	21

第 51 条	インターネット接続サービスの種類の変更	22
第 52 条	その他の契約内容の変更	22
第 53 条	その他の提供条件	22
第 5 章	付加機能	23
第 54 条	付加機能の提供	23
第 55 条	付加機能の利用の一時中断	23
第 56 条	付加機能の接続休止	23
第 6 章	利用中止等	24
第 57 条	インターネット接続サービスの利用中止	24
第 58 条	インターネット接続サービスの利用停止	24
第 59 条	インターネット接続サービスの接続休止	25
第 7 章	通信	26
第 1 節	通信利用の制限等	26
第 60 条	通信利用の制限等	26
第 61 条	同上	27
第 62 条	当社又は協定事業者の契約約款等による制約	27
第 63 条	音声通信の品質	27
第 2 節	接続通信時間の測定等	27
第 64 条	接続通信時間の測定等	27
第 3 節	発信電気通信番号通知	27
第 65 条	発信電気通信番号通知	27
第 8 章	料金等	29
第 1 節	料金及び工事に関する費用	29
第 66 条	料金及び工事に関する費用	29
第 2 節	料金等の支払義務	29
第 67 条	定額利用料の支払義務	29
第 68 条	利用料の支払義務	33
第 69 条	手続きに関する料金の支払義務	33

第 70 条	ユニバーサルサービス料の支払義務	33
第 71 条	工事費の支払義務	33
第 3 節	料金の計算方法等	34
第 72 条	料金の計算方法等	34
第 4 節	割増金及び延滞利息	34
第 73 条	割増金	34
第 74 条	延滞利息	34
第 5 節	協定事業者に係る債権の譲受等	34
第 75 条	協定事業者に係る債権の譲受等	34
第 6 節	削除	34
第 76 条	削除	34
第 9 章	最低利用期間	35
第 77 条	最低利用期間	35
第 10 章	保守	36
第 78 条	インターネット接続サービス利用契約者の維持責任	36
第 79 条	インターネット接続サービス利用契約者の切分責任	36
第 80 条	修理又は復旧の順位	36
第 11 章	損害賠償	38
第 81 条	責任の制限	38
第 82 条	免責	38
第 12 章	雑則	40
第 83 条	承諾の限界免責	40
第 84 条	利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務	40
第 85 条	インターネット接続サービス利用契約者からの当社が設置する電気通信設備の設置場所の提供等	41
第 86 条	インターネット接続サービス利用契約者からの通知	41
第 87 条	インターネット接続サービス利用契約者の氏名等の通知	41
第 88 条	同上	41

第 89 条	協定事業者からの通知	41
第 89 条の 2	注意喚起	41
第 90 条	インターネット接続サービス利用契約者に係る情報の利用	42
第 91 条	協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行	42
第 92 条	インターネット接続サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧	42
第 93 条	提供条件書	42
第 94 条	法令に関する規定	43
第 95 条	閲覧	43
第 13 章	附帯サービス	44
第 96 条	附帯サービス	45
別記		45
料金表		52
通則		52
第 1 基本利用料		55
1 第 1 種ダイヤルアップサービスに係るもの		55
1) 適用		55
2) 料金額		57
2 フレッツ対応サービスに係るもの		58
1) 適用		58
2) 料金額		63
3 削除		67
4 アクセスコミュファ対応サービスに係るもの		67
1) 適用		67
2) 料金額		68
5 削除		70
6 モバイル対応サービスに係るもの		71
1) 適用		71
2) 料金額		71
第 2 付加機能利用料		72
1 適用		72
2 料金額		75
第 3 登録料		80
1 適用		80
2 料金額		80
第 4 工事費		81
1 第 1 種ダイヤルアップサービスに係るもの		81

2	フレッツ対応サービスに係るもの	82
3	削除	83
4	付加機能に係るもの	84
第5	附帯サービスに関する料金等	85
1	支払証明書の発行手数料	85
2	払込取扱票の発行等手数料	85
3	窓口取扱等手数料	85
第6	ユニバーサルサービス料	86
1	適用	86
2	料金額	86
別表1	削除	87
別表2	本邦外又は特定衛星端末への音声通信に係る取扱い地域等	88
別表3	削除	91
別表4	パケット通信アクセス回線に係る当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約	92
別表5	当社が別に定める音声通信番号に係る協定事業者	93
附則		94

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりインターネット接続サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、インターネット接続サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
インターネット接続網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
インターネット接続サービス	インターネット接続網を使用して行う電気通信サービス
インターネット接続サービス取扱所	インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所
インターネット接続サービス利用契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
インターネット接続サービス利用契約者	当社とインターネット接続サービス利用契約を締結している者
相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第33条第9項若しくは同条第10

	項又は第 34 条第 4 項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
特定事業者	特定の協定事業者
携帯電話事業者	無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 3 条第 1 号に規定する携帯無線通信による電気通信サービスを提供する協定事業者
P H S 事業者	電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 6 条第 4 項第 6 号に規定する P H S の陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信サービスを提供する協定事業者
当社接続回線	インターネット接続網とインターネット接続サービス利用契約の申込者が指定する場所との間に、当社が設置する電気通信回線
他社接続回線	相互接続点を介してインターネット接続網と相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者の専用サービス、DSL サービス又は別表 5 に定める電気通信サービスに係る契約に基づいて相互接続点と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの
接続回線	当社接続回線又は他社接続回線
取扱所交換設備	電気通信回線を収容するためにインターネット接続サービス取扱所に設置される交換設備
加入契約回線	相互接続点を介して他社接続回線と取扱所交換設備とを相互に接続するための電気通信設備
他社契約者回線	相互接続点を介してインターネット接続網と相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者の電話サービス、総合デジタル通信サービス又はパケット通信サービスに係る契約に基づいて当該協定事業者の事業所に設置される交換設備と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの
利用回線	相互接続点を介してインターネット接続網と相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者の IP 通信網サービス若しくは光ネットアクセスサービスに係る契約に基づいて当該協定事業者の事業所に設置される交換設備と当該契約の申込者が指定する場所との間に設置されるもの
公衆電話	協定事業者が街頭その他の場所に電話機等（電話機及びそれに付随する設備をいいます。以下同じとします。）を設置して公衆の利用に供する協定事業者の電気通信サービス
第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約	当社から第 1 種ダイヤルアップサービスの提供を受けるためのインターネット接続サービス利用契約
第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約者	当社と第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者
ダイヤルアップサービス利用契約	当社から第 1 種ダイヤルアップサービスの提供を受けるためのインターネット接続サービス利用契約
ダイヤルアップサービス利用契約者	当社と第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者
フレッツ対応サー	当社からフレッツ対応サービスの提供を受けるためのインターネッ

ビス利用契約	ト接続サービス利用契約
フレッツ対応サービス利用契約者	当社とフレッツ対応サービス利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者
アクセスコミュファ対応サービス利用契約	当社からアクセスコミュファ対応サービスの提供を受けるためのインターネット接続サービス利用契約
アクセスコミュファ対応サービス利用契約者	当社とアクセスコミュファ対応サービス利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者
モバイル対応サービス利用契約	当社からモバイル対応サービスの提供を受けるためのインターネット接続サービス利用契約
モバイル対応サービス利用契約者	当社とモバイル対応サービス利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者
アクセスポイント	インターネット接続サービス若しくは料金表第2（付加機能利用料）に定めるパケット通信アクセスサービスを提供するためにインターネット接続サービス取扱所に設置する電気通信設備
ユーザID	インターネット接続サービス利用契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当社がインターネット接続サービス利用契約に基づいてインターネット接続サービス利用契約者に割り当てるもの
パスワード	インターネット接続サービス利用契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、インターネット接続サービス利用契約者が当社に通知するもの
接続通信時間	他社契約者回線を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続し、通信を行った時間
月間累積接続通信時間	1ユーザIDごとに接続通信時間を料金月（1の暦月の起算日（当社がインターネット接続サービス利用契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）単位に通信が開始された順に累積したもの
月間累積圧縮映像等情報量	1ユーザIDごとに圧縮映像等情報量を料金月単位に累積したもの
他社接続通信	相互接続点を介してインターネット接続網と相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用して行う通信
音声通信	インターネットプロトコルにより音響を伝送交換する通信
独自ドメイン名	インターネット接続サービス利用契約者が所有するドメイン名（株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）等によって割り当てられる組織を示す名称をいいます。以下同じとします。）
IPアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
指定端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）第3条で定める種類の端末設備の機器又はそれに接続される機器であって、当社が指定する機能（以下「指定機能」といいます。）を搭載したもの

自営端末設備	インターネット接続サービス利用契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信回線設備を設置するものに限りません。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）、IPルーティングサービスに係る端末設備等の接続の技術的条件又はセルリレー網に係る端末設備等の接続の技術的条件
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
網内接続点	当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続点であって、当社的高速 IP ネットワークサービスに係る契約約款に規定する高速 IP ネットワークサービス取扱所に設置するもの
ユニバーサルサービス	事業法第 7 条及び事業法施行規則第 14 条に規定される、国民生活に不可欠とされ、あまねく日本全国における提供が確保されるべきもの
ユニバーサルサービス制度	ユニバーサルサービスの適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与することを目的とした制度

第2章 インターネット接続サービスの種類等

(インターネット接続サービスの種類)

第4条 インターネット接続サービスには、次の種類があります。

ダイヤルアップサービス	協定事業者の契約約款等（契約約款又は料金表（電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件についての別段の合意がある場合はその合意内容を含みます。）をいいます。以下同じとします。）に規定する電話サービス、総合デジタル通信サービス若しくはパケット通信サービスに係る他社契約者回線又は公衆電話の電話機等を使用して行うインターネット接続サービスであって、当社への契約の申込みを要するもの
フレッツ対応サービス	利用回線（IP通信網サービスのものに限ります。）を使用して行うインターネット接続サービスであって、当社への契約の申込みを要するもの
アクセスコムファ対応サービス	利用回線（光ネットアクセスサービスのものに限ります。）を使用して行うインターネット接続サービスであって、当社への契約の申込みを要するもの
モバイル対応サービス	auサービス（当社又は沖縄セルラー電話株式会社のau（WIN）通信サービス契約約款に規定するauサービスをいいます。以下同じとします。）に係る電気通信回線を使用して行うインターネット接続サービスであって、当社への契約の申込みを要するもの

(ダイヤルアップサービスの種類)

第5条 ダイヤルアップサービスには、次の種類があります。

第1種ダイヤルアップサービス	契約の単位がユーザIDであるダイヤルアップサービス
----------------	---------------------------

(インターネット接続サービスの品目等)

第6条 インターネット接続サービスには、料金表第1（基本利用料）に定める品目又は通信の態様による細目等があります。

(外国における取扱制限)

第7条 インターネット接続サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

第3章 インターネット接続サービスの提供区間等

(インターネット接続サービスの提供区間等)

第8条 当社のインターネット接続サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

第4章 インターネット接続サービス利用契約

第1節 ダイヤルアップサービス利用契約

第1款 第1種ダイヤルアップサービス利用契約

(契約の単位)

第9条 当社は、1のユーザIDごとに1の第1種ダイヤルアップサービス利用契約を締結します。この場合において、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者は、1の第1種ダイヤルアップサービス利用契約につき1人に限ります。

(第1種ダイヤルアップサービス利用契約申込の方法)

第10条 第1種ダイヤルアップサービス利用契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップ（インターネット接続網等を経由して、当社が定める契約事項を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に送信することをいいます。以下同じとします。）により第1種ダイヤルアップサービス利用契約の申込みをするときは、この限りではありません。

(第1種ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾)

第11条 当社は、第1種ダイヤルアップサービス利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種ダイヤルアップサービス利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- 1) 申込みのあった第1種ダイヤルアップサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- 2) 第1種ダイヤルアップサービス利用契約の申込みをした者が第1種ダイヤルアップサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- 3) 第1種ダイヤルアップサービス利用契約の申込みをした者が第58条（インターネット接続サービスの利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされている、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
- 4) 第1種ダイヤルアップサービス利用契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- 5) 第84条（利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- 6) その他第1種ダイヤルアップサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(第1種ダイヤルアップサービスの品目等の変更)

第12条 第1種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第1種ダイヤルアップサービスの品目等の変更を請求することができます。

ただし、料金表第1（基本利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 11 条（ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（電子メールサービス I の利用）

第 13 条 第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約者は、料金表第 1（基本利用料）に定めるところにより、電子メールサービス I（電子メールのアドレス（以下「メールアドレス」といいます。）を使用してインターネット接続サービス取扱所に設置されるメール蓄積装置により電子メールの蓄積、再生又は転送等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができるものとします。

第 14 条 削除

（インターネット接続サービスの種類の変更）

第 15 条 第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約者は、フレッツ対応サービス（タイプ I 又はタイプ II のものに限ります。）への種類の変更の請求をすることができます。

ただし、その変更は、請求のあった日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。

2 前項の場合において、料金表第 1（基本利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 当社は、第 1 項の請求があったときは、第 22 条（フレッツ対応サービス利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（第 1 種ダイヤルアップサービスの利用の一時中断）

第 16 条 当社は、第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約者から請求があったときは、第 1 種ダイヤルアップサービスの利用の一時中断（そのインターネット接続サービス利用契約に基づいて利用するインターネット接続サービスに係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約に基づく権利の譲渡）

第 17 条 第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約者が第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約に基づいて第 1 種ダイヤルアップサービスの提供を受ける権利（以下、「第 1 種ダイヤルアップサービス利用権」といいます。）は、譲渡することができません。

2 前項の規定に関わらず、次の各号の条件を満たす場合に限り、第 1 種ダイヤルアップサービス利用権の譲渡ができるものとします。

1) 第 1 種ダイヤルアップサービス契約者の名義が個人であること。

2) 両当事者間の続柄が配偶者又は二親等以内の親族かつ、両当事者の姓が同一であること。

3) 両当事者の住所が同一であること。

3 第 1 種ダイヤルアップサービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面に、当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを添えて、当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

4 当社は、前 2 項の規定により第 1 種ダイヤルアップサービス利用権の譲渡の承認を求められた場合であって、次に該当するときは、これを承認しないことがあります。

1) 第 1 種ダイヤルアップサービス利用権を譲り受けようとするものが、インターネット

接続サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。

- 2) 第2項に基づき提出された当社所定の書面又はその確認のための書類に不備があるとき。
 - 3) 第1種ダイヤルアップサービス利用権を譲り受けようとするものが、第58条（インターネット接続サービスの利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされている、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
 - 4) 第84条（利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - 5) その他インターネット接続サービスに関する当社の業務遂行上著しい支障があるとき。
- 5 第1種ダイヤルアップサービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

（第1種ダイヤルアップサービス利用契約者が行う第1種ダイヤルアップサービス利用契約の解除）

第18条 第1種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第1種ダイヤルアップサービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に書面により通知していただきます。

（第1種ダイヤルアップサービス利用契約者が行う初期契約解除）

第18条の2 第1種ダイヤルアップサービス利用契約者等（新たに第1種ダイヤルアップサービス利用契約（以下この条において「新規契約」といいます。）の申込みをする者又は第1種ダイヤルアップサービス利用契約の内容の変更（以下この条において「変更契約」といいます。）を請求する第1種ダイヤルアップサービス利用契約者をいいます。以下この条において同じとします。）は、事業法施行規則第22条の2の7第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、契約書面（対象契約（新規契約又は変更契約をいいます。以下この条において同じとします。）を締結したときに、事業法第26条の2の第1項に基づき当社が第1種ダイヤルアップサービス利用契約者等に交付した書面（同条第2項の規定により提供するものを含みます。）をいいます。以下この条において同じとします。）を受領した日から起算して8日が経過するまでの間、当社に書面を発すること又は当社が別に定める方法により通知することにより、対象契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。この場合において、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者等は、その書面の発送等に要する費用を負担していただきます。

- 2 初期契約解除は、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者等が前項に既定する書面を発した日又は通知をした日に、その効力を生じます。
- 3 初期契約解除に関するその他の取扱いは、事業法第26条の3、事業法施行規則及び総務省告示等の法令に定めるところによります。

（当社が行う第1種ダイヤルアップサービス利用契約の解除）

第19条 当社は、第58条（インターネット接続サービスの利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者がなおその事実を解消しない場合は、その第1種ダイヤルアップサービス利用契約を解除することがあります。

- 2 当社は、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者が第58条第1項各号の規定のいずれ

かに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその第1種ダイヤルアップサービス利用契約を解除することがあります。

- 3 前2項に定めるほか、次のいずれかに該当する場合、その第1種ダイヤルアップサービス利用契約を解除することがあります。
 - 1) 第1種ダイヤルアップサービス利用契約者がその第1種ダイヤルアップサービス利用契約の申込みにあたり提出した契約申込書に虚偽の内容又は不備があったとき。
 - 2) 第1種ダイヤルアップサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - 3) その他インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 当社は、前3項の規定により、その第1種ダイヤルアップサービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを第1種ダイヤルアップサービス利用契約者に通知します。

(その他の提供条件)

第20条 第1種ダイヤルアップサービス利用契約に係るその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第2節 フレッツ対応サービス利用契約

(フレッツ対応サービス利用契約申込の方法)

第21条 フレッツ対応サービス利用契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップによりフレッツ対応サービス利用契約の申込みをするときは、この限りではありません。

- 1) インターネット接続サービスの種類
- 2) 利用回線に係る契約者回線番号(料金表第1(基本利用料)に定めるタイプIの場合に限ります。)
- 3) 利用回線に係る終端の場所
- 4) その他フレッツ対応サービス利用契約の申込みの内容を特定するための事項

(フレッツ対応サービス利用契約申込の承諾)

第22条 当社は、フレッツ対応サービス利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのフレッツ対応サービス利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - 1) 申込みのあったフレッツ対応サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - 2) フレッツ対応サービス利用契約の申込みをした者がインターネット接続サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - 3) その利用回線とインターネット接続網との相互接続に関し、その利用回線に係る協定

事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

- 4) フレッツ対応サービス利用契約の申込みをした者が第 58 条（インターネット接続サービスの利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされている、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
- 5) フレッツ対応サービス利用契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- 6) 第 84 条（利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- 7) その他フレッツ対応サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（電子メールサービス I の利用）

第 22 条の 2 フレッツ対応サービス利用契約者（タイプ I 又はタイプ II のものに限り）は、料金表第 1（基本利用料）に定めるところにより、電子メールサービス I を利用することができるものとします。

（音声通信の利用）

第 23 条 フレッツ対応サービス利用契約者（料金表第 1（基本利用料）に定めるタイプ II のものに限り）は、料金表第 1（基本利用料）に定めるところにより、音声通信を行うことができるものとします。

（インターネット接続サービスの種類の変更）

第 24 条 フレッツ対応サービス利用契約者（タイプ I 及びタイプ II のものに限り）は、第 1 種ダイヤルアップサービスへの種類の変更を、フレッツ対応サービス利用契約者（タイプ I 及びタイプ II のものを除きます。）は、アクセスコミュファ対応サービス又はモバイル対応サービスへの種類の変更を、それぞれ請求することができます。

この場合において、その変更は、次表に定める日からとします。

区別	インターネット接続サービスの種類の変更日
1 フレッツ対応サービス利用契約者（タイプ I 及びタイプ II のものに限り）からの請求に係るもの	請求のあった日の属する料金月の翌料金月の初日
2 フレッツ対応サービス利用契約者（タイプ I 及びタイプ II のものを除きます。）の請求に係るもの	第 3 項に定める提供終了日

2 フレッツ対応サービス利用契約者（タイプ I 及びタイプ II のものを除きます。）は、前項の請求を行う場合、変更後のインターネット接続サービスの提供を開始する日（その請求を行った日の翌日から、請求を行った日の属する料金月の翌料金月の末日までの間の日とします。以下この条において「利用開始予定日」といいます。）を指定していただきます。

3 フレッツ対応サービス利用契約者（タイプ I 及びタイプ II のものを除きます。）は、第 1 項の請求を行う場合、変更前のインターネット接続サービスの提供を終了する日（その請求を行った日の翌日から、利用開始予定日までの間の日とします。以下この条において「提供終了日」といいます。）を指定することができます。

この場合において、フレッツ対応サービス利用契約者からの提供終了日の指定がない場合は、利用開始日予定日と同一の日を提供終了日とします。

- 4 前3項の場合において、料金表第1（基本利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 5 当社は、第1項の請求があったときは、第11条（第1種ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾）、第38条（アクセスコムファ対応サービス利用契約申込の承諾）又は第50条（モバイル対応サービス利用契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の契約内容の変更）

- 第25条 当社は、フレッツ対応サービス利用契約者から請求があったときは、第21条（フレッツ対応サービス利用契約申込の方法）第4号に規定する契約内容の変更を行います。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第22条（フレッツ対応サービス利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（当社が行うフレッツ対応サービス利用契約の解除）

- 第25条の2 当社は、第58条（インターネット接続サービスの利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされたフレッツ対応サービス利用契約者がなおその事実を解消しない場合は、そのフレッツ対応サービス利用契約を解除することがあります。
- 2 当社は、フレッツ対応サービス利用契約者が第58条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでそのフレッツ対応サービス利用契約を解除することがあります。
 - 3 前2項に定めるほか、次のいずれかに該当する場合、そのフレッツ対応サービス利用契約を解除することがあります。
 - 1) フレッツ対応サービス利用契約者がそのフレッツ対応サービス利用契約の申込みにあたり提出した契約申込書に虚偽の内容又は不備があったとき。
 - 2) フレッツ対応サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - 3) その利用回線とインターネット接続網との相互接続に関し、その利用回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
 - 4) その他インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
 - 4 当社は、前3項の規定により、そのフレッツ対応サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことをフレッツ対応サービス利用契約者に通知します。

（その他の提供条件）

- 第26条 契約の単位、フレッツ対応サービスの利用の一時中断、フレッツ対応サービス利用契約に基づく権利の譲渡、フレッツ対応サービス利用契約者が行うフレッツ対応サービス利用契約の解除又はフレッツ対応サービス利用契約者が行う初期契約解除については、第1種ダイヤルアップサービス利用契約の場合に準じて取り扱います。
- 2 前項に規定するほか、フレッツ対応サービス利用契約に係るその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第3節 削除

- 第27条 削除
- 第28条 削除
- 第29条 削除
- 第30条 削除
- 第31条 削除
- 第32条 削除
- 第33条 削除
- 第34条 削除
- 第35条 削除

第4節 アクセスコミュファ対応サービス利用契約

(契約の単位)

第36条 当社は、1のユーザIDごとに1のアクセスコミュファ対応サービス利用契約を締結します。この場合において、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者は、1のアクセスコミュファ対応サービス利用契約につき1人に限ります。

(アクセスコミュファ対応サービス利用契約申込の方法)

第37条 アクセスコミュファ対応サービス利用契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップによりアクセスコミュファ対応サービス利用契約の申込みをするときは、この限りではありません。

- 1) インターネット接続サービスの種類
- 2) 利用回線に係る終端の場所
- 3) その他アクセスコミュファ対応サービス利用契約の申込みの内容を特定するための事項

(アクセスコミュファ対応サービス利用契約申込の承諾)

第38条 当社は、アクセスコミュファ対応サービス利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのアクセスコミュファ対応サービス利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- 1) 申込みのあったアクセスコミュファ対応サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- 2) アクセスコミュファ対応サービス利用契約の申込みをした者がインターネット接続サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- 3) その利用回線とインターネット接続網との相互接続に関し、その利用回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

- 4) アクセスコミュファ対応サービス利用契約の申込みをした者が第 58 条（インターネット接続サービスの利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされている、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
- 5) アクセスコミュファ対応サービス利用契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- 6) 第 84 条（利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- 7) その他アクセスコミュファ対応サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（インターネット接続サービスの種類の変更）

第 39 条 アクセスコミュファ対応サービス利用契約者は、フレッツ対応サービス（タイプⅠ及びタイプⅡのものを除きます。）又はモバイル対応サービスへの種類の変更の請求をすることができます。

この場合において、その変更は、第 3 項に定める提供終了日からとします。

2 アクセスコミュファ対応サービス利用契約者は、前項の請求を行う場合、変更後のインターネット接続サービスの提供を開始する日（その請求を行った日の翌日から、請求を行った日の属する料金月の翌料金月の末日までの間の日とします。以下この条において「利用開始予定日」といいます。）を指定していただきます。

3 アクセスコミュファ対応サービス利用契約者は、第 1 項の請求を行う場合、変更前のインターネット接続サービスの提供を終了する日（その請求を行った日の翌日から、利用開始予定日までの間の日とします。以下この条において「提供終了日」といいます。）を指定することができます。

この場合において、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者からの提供終了日の指定がない場合は、利用開始日予定日と同一の日を提供終了日とします。

4 前 3 項において、料金表第 1（基本利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

5 当社は、第 1 項の請求があったときは、第 22 条（フレッツ対応サービス利用契約申込の承諾）又は第 50 条（モバイル対応サービス利用契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の契約内容の変更）

第 40 条 当社は、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者から請求があったときは、第 37 条（アクセスコミュファ対応サービス利用契約申込の方法）第 4 号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 38 条（アクセスコミュファ対応サービス利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）

第 41 条 契約の単位、アクセスコミュファ対応サービスの利用の一時中断、アクセスコミュファ対応サービス利用契約に基づく権利の譲渡、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者が行うアクセスコミュファ対応サービス利用契約の解除又はアクセスコミュファ対応サービス利用契約者が行う初期契約解除については、第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約の場合に準じて取り扱います。

- 2 当社が行うアクセスコミュファ対応サービス利用契約の解除については、フレッツ対応サービス利用契約の場合に準じて取り扱います。
- 3 前2項に規定するほか、アクセスコミュファ対応サービス利用契約に係るその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第5節 削除

- 第42条 削除
- 第43条 削除
- 第44条 削除
- 第45条 削除
- 第46条 削除
- 第47条 削除

第6節 モバイル対応サービス利用契約

(契約の単位)

- 第48条 当社は、1のユーザIDごとに1のモバイル対応サービス利用契約を締結します。この場合において、モバイル対応サービス利用契約者は、1のモバイル対応サービス利用契約につき1人に限ります。

(モバイル対応サービス利用契約申込みの方法)

- 第49条 モバイル対応サービス利用契約の申込みをするときは、オンラインサインアップにより行っていただきます。
- 2 モバイル対応サービス利用契約の申込みについては、電波の伝播状況又はその当社接続回線の終端に接続される自営端末設備若しくは自営電気通信設備の態様等により、その通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があることを承諾の上、行っていただきます。

(モバイル対応サービス利用契約申込みの承諾)

- 第50条 当社は、モバイル対応サービス利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのモバイル対応サービス利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - 1) 申込みのあったモバイル対応サービス利用契約を提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - 2) モバイル対応サービス利用契約の申込みをした者がモバイル対応サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - 3) モバイル対応サービス利用契約の申込みをした者が第58条（インターネット接続サービスの利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされている、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
 - 4) モバイル対応サービス利用契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

- 5) 第 84 条（利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- 6) その他モバイル対応サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（インターネット接続サービスの種類の変更）

第 51 条 モバイル対応サービス利用契約者は、フレッツ対応サービス（タイプ I 及びタイプ II のものを除きます。）又はアクセスコミュファ対応サービスへの種類の変更の請求をすることができます。

この場合において、その変更は、第 3 項に定める提供終了日からとします。

- 2 モバイル対応サービス利用契約者は、前項の請求を行う場合、変更後のインターネット接続サービスの提供を開始する日（その請求を行った日の翌日から、請求を行った日の属する料金月の翌料金月の末日までの間の日とします。以下この条において「利用開始予定日」といいます。）を指定していただきます。
- 3 モバイル対応サービス利用契約者は、第 1 項の請求を行う場合、変更前のインターネット接続サービスの提供を終了する日（その請求を行った日の翌日から、利用開始予定日までの間の日とします。以下この条において「提供終了日」といいます。）を指定することができます。

この場合において、モバイル対応サービス利用契約者からの提供終了日の指定がない場合は、利用開始日予定日と同一の日を提供終了日とします。

- 4 前 3 項において、料金表第 1（基本利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 5 当社は、第 1 項の請求があったときは、第 22 条（フレッツ対応サービス利用契約申込の承諾）又は第 38 条（アクセスコミュファ対応サービス利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の契約内容の変更）

第 52 条 当社は、モバイル対応サービス利用契約者から請求があったときは、第 49 条（モバイル対応サービス利用契約申込みの方法）により申込みのあった契約内容の変更を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 50 条（モバイル対応サービス利用契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）

第 53 条 モバイル対応サービスの利用の一時中断、モバイル対応サービス利用契約に基づく権利の譲渡、モバイル対応サービス利用契約者が行うモバイル対応サービス利用契約の解除、モバイル対応サービス利用契約者が行う初期契約解除又は当社が行うモバイル対応サービス利用契約の解除については、第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約の場合に準じて取り扱います。

- 2 前項に規定するほか、モバイル対応サービス利用契約に係るその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第54条 当社は、インターネット接続サービス利用契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第2（付加機能利用料）に定めるところにより、付加機能を提供します。

- 1) 付加機能の提供を請求したインターネット接続サービス利用契約者が、料金表第2（付加機能利用料）に定める付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - 2) 付加機能の提供を請求したインターネット接続サービス利用契約者が、本条第2項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
 - 3) 付加機能の提供を請求したインターネット接続サービス利用契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - 4) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2 当社は、料金表第2（付加機能利用料）に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

(付加機能の利用の一時中断)

第55条 当社は、インターネット接続サービス利用契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、料金表第2（付加機能利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(付加機能の接続休止)

第56条 当社は、付加機能を提供しているインターネット接続サービスの接続休止（第59条（インターネット接続サービスの接続休止）第1項の接続休止をいいます。）があったときは、その付加機能の接続休止を行います。

- 2 当社は、前項の規定により付加機能の接続休止をするときは、第59条第2項及び第3項の規定に準じて取り扱います。

第6章 利用中止等

(インターネット接続サービスの利用中止)

第57条 当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することがあります。

- 1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - 2) 第72条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
 - 3) ユーザID又はパスワードの漏洩が想定される事態を発見したとき。
 - 4) 相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことをインターネット接続サービス利用契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(インターネット接続サービスの利用停止)

第58条 当社は、インターネット接続サービス利用契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間(そのインターネット接続サービスに係る料金その他の債務(当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービスに係る料金(当社がインターネット接続サービスに係る料金と料金月単位で一括して請求するものに限りません。))をいいます。以下この条において同じとします。))を、第8章(料金等)第2節(料金等の支払義務)各条の規定に基づきその請求を行った当社又は協定事業者等(第76条(インターネット接続サービスに係る債権の譲渡等)に係るものに限りません。以下この条において同じとします。))に支払わないときは、その料金その他の債務が、その請求を行った当社又は協定事業者に支払われるまでの間)、そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

- 1) 料金その他の債務について、当社が請求したものについては、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき、協定事業者等が請求したものについては、その協定事業者等が定める支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知をその協定事業者等から受けたとき。
 - 2) 第84条(利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - 3) 当社の承諾を得ずに、当社が設置する電気通信設備に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - 4) 当社が設置する電気通信設備に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を当社が設置する電気通信設備から取り外さなかったとき。
 - 5) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、複数のインターネット接続サービス利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者が、そのいずれかのインターネット接続サービス利用契約において、第84条(利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務)の規定に違反したと

きは、6ヶ月以内で当社が定める期間、その全てのインターネット接続サービス利用契約に係るインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

3 当社は、前2項の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間をインターネット接続サービス利用契約者に通知します。

ただし、第1項第2号若しくは前項の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をする場合は、この限りではありません。

4 インターネット接続サービス利用契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。以下この条において同じとします。）について、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、そのインターネット接続サービス利用契約者の電子メールの転送を継続して行うことがインターネット接続サービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めるときは、当社は、そのインターネット接続サービス利用契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。

（インターネット接続サービスの接続休止）

第59条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止により、インターネット接続サービス利用契約者がインターネット接続サービスを全く利用することができなくなったときは、インターネット接続サービスの接続休止（インターネット接続サービスを利用して行う通信と他社接続通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、そのインターネット接続サービスについて、インターネット接続サービス利用契約者からインターネット接続サービスの利用の一時中断の請求又はインターネット接続サービス利用契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定によりインターネット接続サービスの接続休止をするときは、あらかじめ、そのことをインターネット接続サービス利用契約者にお知らせします。

3 第1項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのインターネット接続サービスに係るインターネット接続サービス利用契約は解除されたものとして取り扱います。この場合には、当社は、そのことをインターネット接続サービス利用契約者にお知らせします。

第7章 通信

第1節 通信利用の制限等

(通信利用の制限等)

第60条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関にて利用されているインターネット接続サービスであって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- 2 当社は、本邦外又は特定衛星端末への通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合は、本邦外又は特定衛星端末への通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置を執ることがあります。
- 3 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 4 当社は、ダイヤルアップサービスに係る利用者が他社契約者回線を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した場合において、一定時間通信を行わないとき又はその通信（第1種ダイヤルアップサービスに係るものに限り、）が一定時間を超えるとときは、その接続を切断することがあります。
- 5 当社は、フレッツ対応サービスに係る利用者が利用回線を使用して相互接続点に接続した場合において、次のいずれかに該当するときは、その接続を切断することがあります。
 - 1) 同一のユーザIDにより同時に2以上の通信を行うとき。
 - 2) 第58条（インターネット接続サービスの利用停止）の規定によりフレッツ対応サービスの利用停止があったとき。
 - 3) 第26条（その他の提供条件）第1項の規定によりフレッツ対応サービス利用契約の解

除があった後に通信を行うとき。

(注) 第3号の通信であって、切断前のものに係る料金の支払いに関しては、当該の通信に係る利用者をフレッツ対応サービス利用契約者とみなして取り扱うものとします。

6 フレッツ対応サービス（料金表第1（基本利用料）に定めるタイプIのものに限ります。）に係る利用者が利用回線を使用して相互接続点に接続する場合において、発信者番号通知（その利用回線に係る契約者回線番号をインターネット接続網へ送出することをいいます。）を行わないときは、その接続を行いません。

7 当社は、音声通信が著しくふくそうするときは、その音声通信の通信時間又は特定の地域への音声通信の利用を制限することがあります。

第61条 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との通信を制限することがあります。

（当社又は協定事業者の契約約款等による制約）

第62条 インターネット接続サービス利用契約者は、当社又は協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、インターネット接続サービスに係る協定事業者の電気通信回線を使用し、又はインターネット接続サービスと一体的に利用する当社の電気通信サービスを利用することができない場合においては、インターネット接続サービスに係る通信を行うことはできません。

（音声通信の品質）

第63条 音声通信の品質については、インターネット接続サービスの利用形態等により変動する場合があります。

第2節 接続通信時間の測定等

（接続通信時間の測定等）

第64条 接続通信時間等（接続通信時間又は音声通信に係る通信時間をいいます。以下第68条（利用料の支払義務）において同じとします。）、又は音声通信番号（インターネット接続サービス利用契約者を識別するための電気通信番号であって、番号規則第10条第2号に定める電気通信役務の種類又は内容を識別するためのものをいいます。以下同じとします。）の数の測定等については、料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定めるところによります。

第3節 発信電気通信番号通知

（発信電気通信番号通知）

第65条 音声通信番号を利用して行う音声通信（当社が別に定める電気通信回線への音声通信を除きます。）については、その音声通信番号を着信先の電気通信回線へ通知します。

ただし、音声通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う音声通信については、

この限りではありません。

- 2 当社は、音声通信番号を着信先の電気通信回線へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注) インターネット接続サービス利用契約者は、本条の規定等により通知を受けた音声通信番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第66条 当社が提供するインターネット接続サービスに係る料金は、基本利用料（料金表第1（基本利用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）、付加機能利用料（料金表第2（付加機能利用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）並びに手続きに関する料金並びにユニバーサルサービス料（料金表第7に定める料金をいいます。以下同じとします。）とし、料金表に定めるところによります。

2 当社が提供するインターネット接続サービスに係る工事に関する費用は、工事費（料金表第3（工事費）に定める工事費をいいます。以下同じとします。）とし、料金表に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第67条 インターネット接続サービス利用契約者は、次表に定める期間について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて、定額利用料（料金表第1（基本利用料）、料金表第2（付加機能利用料）に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

(1) 基本利用料

区別	支払いを要する期間	
1 2から3以外のもの	そのインターネット接続サービス利用契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日（以下「サービス提供開始日」といいます。）から起算してインターネット接続サービス利用契約の解除があった日の前日までの期間（サービス提供開始日の属する料金月と解除があった日の属する料金月が同一の料金月である場合は、サービス提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間とします。）。	
2 フレッツ対応サービス（タイプI及びタイプIIのものを除きます。）、アクセスコミュファ対応サービス又はモバイル対応サービスに係るもの	サービス提供開始日（インターネット接続サービスの種類の変更があった場合は、変更後のインターネット接続サービスの提供を開始した日とします。以下同じとします。）の翌日（以下この区分2欄において「基本利用料課金開始日」といいます。）から起算してそのインターネット接続サービス利用契約の解除があった日（インターネット接続サービスの種類の変更があった場合は、変更前のインターネット接続サービスの提供を終了した日とします。以下同じとします。）までの期間（次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する期間とします。）	
	区分	支払いを要する期間
	(1) 基本利用料課金開始日の属する料金月と解除があった日の属する料金月が同一の料金月である場合	基本利用料課金開始日の属する料金月の初日から末日までの期間

	(2) サービス提供開始日と解除があった日が同一の日である場合	サービス提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間
3 第1種ダイヤルアップサービスに係るもの	<p>(1) 第1種ダイヤルアップサービスに係る月間累積接続通信時間が料金表第1（基本利用料）に定める定額利用料に係る時間に満たない場合（月間累積接続通信時間が0の場合を含みます。以下同じとします。）においても、第1種ダイヤルアップサービスに係る定額利用料を支払っていただきます。</p> <p>ただし、その月間累積接続通信時間が定額利用料に係る時間に満たない場合において、次の場合に該当するときは、定額利用料にその月間累積接続通信時間を定額利用料に係る時間で除した値を乗じて得た額を支払っていただきます。</p> <p>ア 料金月の初日以外の日に第1種ダイヤルアップサービスの提供の開始があったとき。</p> <p>イ 料金月の初日又は末日以外の日に第1種ダイヤルアップサービス利用契約の解除があったとき。</p> <p>ウ 料金月の初日に第1種ダイヤルアップサービスの提供を開始し、その日にその第1種ダイヤルアップサービス利用契約の解除があったとき。</p> <p>エ 第1種ダイヤルアップサービスの接続休止をしたとき。</p> <p>(2) (1)の規定は、最低利用期間内にインターネット接続サービス利用契約の解除があった場合において、残余の期間に対応する定額利用料の一括支払いがあったときは、適用がないものとします。</p>	

(2) 付加機能利用料

区別	支払いを要する期間	
1 2以外のもの	付加機能（国際発信規制サービス又はIPv6サービスを除きます。以下この条において同じとします。）の提供を開始した日（以下「付加機能提供開始日」といいます。）の属する料金月の翌料金月の初日から起算してその付加機能の廃止があった日の属する料金月の末日までの期間（提供を開始した日の属する料金月と廃止があった日の属する料金月が同一の料金月である場合は、その料金月とします。）	
2 フレッツ対応サービス利用契約者（タイプⅠ及びタイプⅡのものを除きます。）、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者又はモバイル対応サービス利用契約者に係るもの	区分	支払いを要する期間
	(1) 付加機能利用料課金開始日の属する料金月と廃止があった日の属する料金月が同一の料金月である場合	付加機能利用料課金開始日の属する料金月の初日から末日までの期間
	(2) 付加機能提供開始日と廃止があった日が同一の日である場合	付加機能提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- 1) 利用の一時中断をしたときは、インターネット接続サービス利用契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- 2) 利用停止があったときは、インターネット接続サービス利用契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- 3) 前2号の規定によるほか、インターネット接続サービス利用契約者は、次の場合を除いて、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 インターネット接続サービス利用契約者の責めによらない理由により、個人向けインターネット接続サービスを全く利用できない状態（インターネット接続サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（区分2欄から区分5欄までに該当する場合及びDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
2 当社の故意又は重大な過失により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料
3 他社接続回線の移転又は相互接続点の所在場所の変更に伴って、インターネット接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（インターネット接続サービス利用契約者の都合により、個人向けインターネット接続サービスを利用しなかった場合であって、インターネット接続サービスに係る電気通信設備等を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料
4 インターネット接続サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料
5 第1種ダイヤルアップサービス利用契約者の責めによらない理由により、第1種ダイヤルアップサービスを全く利用できない状態（第1種ダイヤルアップサービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含	定額利用料に次のア又はイの算式により求めた時間のうちいずれか短い時間を定額利用料に係る時間で除した値を乗じて得た額 $\text{ア} \quad \text{定額利用料} \times \frac{\text{利用できなかった日数}}{\text{当該月の日数}}$ $\text{イ} \quad \text{定額利用料} \times \frac{\text{利用できなかった時間}}{\text{当該月の日数}}$

<p>み、第1種ダイヤルアップサービスの接続休止をしたときを除きます。)が生じた場合又は他社接続通信を全く行うことができない状態(全ての他社接続通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたため、第1種ダイヤルアップサービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき(その第1種ダイヤルアップサービスに係る月間累積接続通信時間が定額利用料に係る時間に満たない場合に限ります。)</p>	<p>(注) 利用できなかった日数は、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに計算します。この場合において、日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。</p> <p>イ 定額利用料に係る時間一月間累積接続通信時間</p>
--	--

3 第1項の期間において、他社接続通信を行うことができないため、インターネット接続サービスを利用できない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- 1) 協定事業者の定める契約約款等の規定による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者との契約の解除その他インターネット接続サービス利用契約者に帰する理由により、他社接続通信を行うことができなくなった場合であっても、インターネット接続サービス利用契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- 2) 前号の規定によるほか、インターネット接続サービス利用契約者は、次の場合を除いて、他社接続通信を行うことができないため、インターネット接続サービスを全く利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
<p>1 インターネット接続サービス利用契約者の責めによらない理由により、他社接続通信を全く行うことができない状態(その接続回線又は加入契約回線による全ての他社接続通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じたため、インターネット接続サービスを全く利用できなくなった場合(区分2欄に該当する場合及びDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料</p>
<p>2 他社接続通信に係る協定事業者の故意又は重大な過失により、当該他社接続通信を行うことができない状態が生じたため、当社のインターネット接続サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料</p>

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を

返還します。

(利用料の支払義務)

- 第 68 条 インターネット接続サービス利用契約者は、当社が測定した接続通信時間等、又は音声通信番号の数（そのインターネット接続サービス利用契約者以外の者が、当該インターネット接続サービス利用契約者に係るユーザID若しくはパスワードを送信し、した場合の接続通信時間を含みます。）と料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）の定めとに基づいて算定した利用料（料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定める料金のうち、従量料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。
- 2 インターネット接続サービス利用契約者は、利用料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1（基本利用料）又は料金表第2（付加機能利用料）に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、当社は、当該インターネット接続サービス利用契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、当社が別に定める利用料の扱いについて、料金表第1（基本利用料）にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。
 - 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(手続きに関する料金の支払義務)

- 第 69 条 インターネット接続サービス利用契約者は、登録を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けた場合は、料金表第4（登録料）に定める登録料の支払いを要します。
- ただし、登録の着手前にそのインターネット接続サービス利用契約の解除又はその工事の請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合において、既にその登録料が支払われているときは、当社は、その登録料を返還します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

- 第 70 条 インターネット接続サービス利用契約者は、その料金月の末日においてインターネット接続サービスの提供を受けている場合、料金表第7（ユニバーサルサービス料）の規定に基づいて算定したユニバーサルサービス料の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

- 第 71 条 インターネット接続サービス利用契約者は、工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3（工事費）に定める工事費の支払いを要します。
- ただし、工事の着手前にそのインターネット接続サービス利用契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 インターネット接続サービス利用契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第72条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第73条 インターネット接続サービス利用契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第74条 インターネット接続サービス利用契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 協定事業者に係る債権の譲受等

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第75条 協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、インターネット接続サービス利用契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するインターネット接続サービスの料金とみなして取り扱います。

第6節 削除

第76条 削除

第9章 最低利用期間

(最低利用期間)

第77条 インターネット接続サービスについては、料金表通則に定めるところにより、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、そのインターネット接続サービス利用契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日から起算して次のとおりとします。

ただし、料金表通則に特段の定めがあるときは、その定めるところによります。

区分	最低利用期間
第1種ダイヤルアップサービス	1月間
フレッツ対応サービス	1月間

3 インターネット接続サービス利用契約者は、前項の最低利用期間内にインターネット接続サービス利用契約の解除又は付加機能の廃止があった場合は、当社が定める期日までに、料金表通則に定める額を支払っていただきます。

第 10 章 保守

(インターネット接続サービス利用契約者の維持責任)

第 78 条 インターネット接続サービス利用契約者は、当社が設置する電気通信設備又は他社接続回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(インターネット接続サービス利用契約者の切分責任)

第 79 条 インターネット接続サービス利用契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社が設置する電気通信設備又は他社接続回線に接続されている場合であって、インターネット接続サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、インターネット接続サービス利用契約者から要請があったときは、当社は、インターネット接続サービス取扱所において試験を行い、その結果をインターネット接続サービス利用契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により、当社の設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、インターネット接続サービス利用契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、インターネット接続サービス利用契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備については、本条の規定は適用がないものとします。

(修理又は復旧の順位)

第 80 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 72 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの

	<p>選挙管理機関に設置されるもの 別記 13 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の 機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置される もの（第 1 順位となるものを除きます。）</p>
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

第 11 章 損害賠償

(責任の制限)

第 81 条 当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（当該インターネット接続サービス利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該インターネット接続サービス利用契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 第 1 項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該インターネット接続サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

1) 料金表第 1（基本利用料）、料金表第 2（付加機能利用料）に定める定額利用料

2) 料金表第 1（基本利用料）又は料金表第 2（付加機能利用料）に定める利用料（インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均利用料（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、インターネット接続サービスを提供しなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局より外国側又は固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備における障害であるときは、インターネット接続サービスを提供しなかったことにより生じた損害を賠償しません。

4 当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前 3 項の規定は適用しません。

5 第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表第 1（基本利用料）又は料金表第 2（付加機能利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注 1) 本条第 2 項に規定する「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、インターネット接続サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における 1 日当たりの平均の利用に関する料金とします。

(注 2) 本条第 2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第 82 条 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、インターネット接続サービス利用契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるもので

あるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第12章 雑則

(承諾の限界)

第83条 当社は、インターネット接続サービス利用契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をしたインターネット接続サービス利用契約者にお知らせします。

ただし、この約款に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係るインターネット接続サービス利用契約者の義務)

第84条 インターネット接続サービス利用契約者は、次のことを守っていただきます。

1) 当社がインターネット接続サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

3) 故意に多数の不完了通信を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がインターネット接続サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

5) 当社がインターネット接続サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

6) 第1種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス、アクセスコミュファ対応サービス、モバイル対応サービス又は料金表2（付加機能利用料）に定めるパケット通信アクセスサービスを利用して同一のユーザID又は同一のログインIDにより同時に2以上の通信（フレッツ対応サービス及びアクセスコミュファ対応サービスのいずれか1つとパケット通信アクセスサービスを利用した同一のユーザID又は同一のログインIDによる通信を除きます。）を行わないこと。

7) ユーザID又はパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことをすみやかに契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に届け出ること。

8) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、インターネット接続サービスを利用しないこと。

2 当社は、インターネット接続サービス利用契約者の行為が別記4に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第8号の義務に違反したものとみなします。

3 インターネット接続サービス利用契約者は、前2項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(インターネット接続サービス利用契約者からの当社が設置する電気通信設備の設置場所の提供等)

第 85 条 インターネット接続サービス利用契約者からの当社が設置する電気通信設備の設置場所の提供等については、別記 5 に定めるところによります。

(インターネット接続サービス利用契約者からの通知)

第 86 条 インターネット接続サービス利用契約者は、利用する他社接続回線、他社契約者回線(第 1 種ダイヤルアップサービスに係るものを除きます。以下この条において同じとします。)又は利用回線について、協定事業者の定める契約約款等の規定による当社が別に定める異動があるときは、その内容について、速やかに契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に通知していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

- 1) 他社接続回線、他社契約者回線又は利用回線に係る契約を締結している者の氏名若しくは住所の変更又は地位の承継
- 2) 他社接続回線、他社契約者回線又は利用回線に係る契約の解除又は利用休止

(インターネット接続サービス利用契約者の氏名等の通知)

第 87 条 当社は、協定事業者から要請があったときは、インターネット接続サービス利用契約者(その協定事業者とインターネット接続サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。)の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

第 88 条 アクセスコミュファ対応サービス利用契約者は、当社又は沖縄セルラー電話株式会社がアクセスコミュファ対応サービスに係る協定事業者と提携して提供する a u (WIN) 通信サービス又は a u (LTE) 通信サービスに係る料金の割引等(当社及び沖縄セルラー電話株式会社が別に定めるものに限ります。)に関し、その協定事業者が自己の契約者について提携の対象とするサービスに係る者であるか否かを判断するために、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者に係る氏名、住所又は電話番号等の情報(その判断のために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を、当社とアクセスコミュファ対応サービスに係る協定事業者との間で当社の管理において共同利用することについて、承諾していただきます。

(協定事業者からの通知)

第 89 条 インターネット接続サービス利用契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要なインターネット接続サービス利用契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(注意喚起)

第 89 条の 2 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成 11 年法律第 162 号。以下「機構法」といいます。)に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」といいます。)が行う特定アクセス行為(機構法の平成 13 年 1 月 6 日から施行の附則第 8 条第 4 項第 1 号に定めるものをいいます。以下同じとします。)に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(事業法第 116 条の

2第1項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします。)のおそれへの対処を求める通知に基づき、その送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びその電気通信の通信日時から、その電気通信設備を接続するインターネット接続サービス利用契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

(インターネット接続サービス利用契約者に係る情報の利用)

第90条 当社は、インターネット接続サービス利用契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者等の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、インターネット接続サービス利用契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合があります。

(協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行)

第91条 当社は、インターネット接続サービス利用契約者（IP電話サービスIに係るインターネット接続サービス利用契約者に限ります。以下この条において同じとします。）から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスに係る料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- 1) その申出をしたインターネット接続サービス利用契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。
- 2) そのインターネット接続サービス利用契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。
- 3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、そのインターネット接続サービス利用契約者が当社が定める支払期日を超えてもなお支払わないときは、当社は、そのインターネット接続サービス利用契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(インターネット接続サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第92条 当社は、当社が指定するインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスを利用するうえで参考となる別記14の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(提供条件書)

第93条 当社は、この約款のほか、当社が別に定める提供条件書に定めるところにより、インターネット接続サービス及び附帯サービスを提供します。

(法令に関する事項)

第 94 条 インターネット接続サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記 6 から 10 までに定めるところによります。

(閲覧)

第 95 条 この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第13章 附帯サービス

(附帯サービス)

第96条 インターネット接続サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記に定めるところによります。

別記

1 インターネット接続サービスの提供区間

当社のインターネット接続サービスは、下表の区間において提供します。

区分	提供区間
第1種ダイヤルアップサービス	1) 相互接続点相互間（1の相互接続点に終始する場合があります。） 2) アクセスポイント相互間（1のアクセスポイントに終始する場合があります。） 3) 相互接続点又はアクセスポイントと網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線若しくは当社契約者回線の終端、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH接続回線の終端、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は当社と外国の電気通信事業者との間に設置される電気通信回線の間点（以下「分界点」といいます。）との間 4) 相互接続点とアクセスポイントとの間
フレッツ対応サービス	1) 相互接続点相互間（1の相互接続点に終始する場合があります。） 2) アクセスポイント相互間（1のアクセスポイントに終始する場合があります。） 3) 相互接続点又はアクセスポイントと網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線若しくは当社契約者回線の終端、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH接続回線の終端、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点との間 4) 相互接続点とアクセスポイントとの間 5) 相互接続点と当社のFTTHサービスに係る契約約款等に規定するFTTH接続回線の終端との間（料金表第1（基本利用料）に定めるタイプII（コースI（プランIIのものに限ります。）のものに限ります。）の音声通信に係るもの又は料金表第2（付加機能利用料）に定めるIP電話サービスIに係るものに限ります。）
アクセスコミュファ対応サービス	1) 相互接続点相互間（1の相互接続点に終始する場合があります。） 2) アクセスポイント相互間（1のアクセスポイントに終始する場合があります。） 3) 相互接続点又はアクセスポイントと網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線若しくは当社契約者回線の終端、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH接続回線の終端、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点との間 4) 相互接続点とアクセスポイントとの間
モバイル対応サービス	1) 相互接続点相互間（1の相互接続点に終始する場合があります。） 2) アクセスポイント相互間（1のアクセスポイントに終始する場合があります。） 3) 相互接続点又はアクセスポイントと網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線若しくは当社契

	<p>約者回線の終端、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH接続回線の終端、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点との間</p> <p>4) 相互接続点とアクセスポイントとの間</p>
--	---

2 インターネット接続サービス利用契約者の地位の承継

- 1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりインターネット接続サービス利用契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2) 1)の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3) 当社は、2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 インターネット接続サービス利用契約者の氏名等の変更

- 1) インターネット接続サービス利用契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2) 当社は、1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 インターネット接続サービス利用契約者の禁止行為

インターネット接続サービス利用契約者は、インターネット接続サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- 1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- 2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- 3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- 4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- 5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- 6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- 7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- 8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- 9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- 10) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- 11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- 12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為

- 13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人の ID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
 - 14) その他法令に違反する行為
 - 15) 1)から 14)までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為
 - 16) 音声通信の利用において、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせる行為又はそのおそれのある行為
- 5 インターネット接続サービス利用契約者からの当社が設置する電気通信設備の設置場所の提供等
- 1) 接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が設置する電気通信設備又はその他の電気通信設備を設置するために必要な場所は、そのインターネット接続サービス利用契約者から提供していただきます。
ただし、インターネット接続サービス利用契約者から要請があったときは、当社は、その当社が設置する電気通信設備の設置場所を提供することがあります。
 - 2) 当社がインターネット接続サービス利用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、インターネット接続サービス利用契約者から提供していただくことがあります。
 - 3) インターネット接続サービス利用契約者は、接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- 6 自営端末設備の接続
- 1) インターネット接続サービス利用契約者は、当社が提供する電気通信設備に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第 7 号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第 68 条第 1 項に規定する登録認定機関又は事業法第 72 条の 3 第 2 項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末設備の機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
 - 2) 当社は、1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
 - 3) 当社は、2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第 7 号又は第 14 号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。
 - 4) 3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
 - 5) インターネット接続サービス利用契約者は、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」といいます。）に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させな

ければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

- 6) インターネット接続サービス利用契約者がその自営端末設備を変更したときについても、1)から5)までの規定に準じて取り扱います。
- 7) インターネット接続サービス利用契約者は、その端末回線又はに接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- 1) 当社は、当社が提供する電気通信設備に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、インターネット接続サービス利用契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、インターネット接続サービス利用契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- 2) 1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 3) 2)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、インターネット接続サービス利用契約者は、その自営端末設備を当社が設置する電気通信設備又はから取りはずしていただきます。

8 自営電気通信設備の接続

- 1) インターネット接続サービス利用契約者は、当社が提供する電気通信設備に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- 2) 当社は、1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号の規定による総務大臣の認定を受けたとき。
- 3) 当社は、2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- 4) 3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5) インターネット接続サービス利用契約者は、工事担任者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、工事担任者規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- 6) インターネット接続サービス利用契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、1)から5)までの規定に準じて取り扱います。
- 7) インターネット接続サービス利用契約者は、その端末回線又はに接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

当社が提供する電気通信設備に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、7（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

11 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、インターネット接続サービス利用契約の申込みをする者又はインターネット接続サービス利用契約者から要請があったときは、インターネット接続サービスと一体的に利用する協定事業者の電気通信サービスの利用に係る協定事業者に対する申込み、請求、届出その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

12 情報料回収代行

- 1) 有料情報サービス（インターネット接続サービスを利用し、かつ、当社が別に定めるところに従い認証を受けることにより、有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行等について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。）を利用するインターネット接続サービス利用契約者（第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者に限ります。）は、有料情報サービスの提供者（以下「情報提供者」といいます。）に支払う当該有料情報サービスの料金（当該有料情報サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金（消費税相当額を含めたものとします。）をいいます。以下同じとします。）を、当社がその情報提供者に代わって回収することを承諾していただきます。
- 2) 当社は、有料情報サービスの料金について請求する場合は、当社の機器（情報提供者の機器を含みます。）により計算のうえ、インターネット接続サービスの料金等と合わせて、有料情報サービスを利用したインターネット接続サービス利用契約者（そのインターネット接続サービス利用契約者以外の者が、当該インターネット接続サービス利用契約者に係るユーザ ID 及びパスワードを送信して利用した場合は、当該インターネット接続サービス利用契約者が利用したものとみなします。）に請求するものとします。
- 3) 2) の規定により請求する有料情報サービスの料金の支払期日その他の支払方法については、インターネット接続サービスの料金等の支払期日その他の支払方法（延滞利息に係る部分を除きます。）に準じるものとします。
- 4) 有料情報サービスを利用したインターネット接続サービス利用契約者が、有料情報サービスの料金を支払わない場合において当社が別に定める場合に該当する場合は、当社は、当該インターネット接続サービス利用契約者に係る有料情報サービスの利用を停止します。
- 5) 4) の規定により有料情報サービスの利用の停止をされた当該インターネット接続サービス利用契約者が、なお有料情報サービスの料金を支払わない場合、当社は、当該インターネット接続サービス利用契約者に係る有料情報サービスの提供を中止します。
- 6) 5) の規定により当該インターネット接続サービス利用契約者に係る有料情報サービスの提供を中止した場合、当社は当該インターネット接続サービス利用契約者に係る有料情報サービスの料金の回収を中止します。この場合において、当社は、当該インターネット接続サービス利用契約者の氏名、住所等を情報提供者に通知するものとします。
- 7) 6) の規定により回収を中止した有料情報サービスの料金については、情報提供者が回収するものとします。
- 8) 有料情報サービスを利用するインターネット接続サービス利用契約者が、当社が別に

定める方法により有料情報サービスの料金を支払う場合は、1)から 6)までの規定にかかわらず、当社は、有料情報サービスにより生じた債権を情報提供者から譲り受け、これを当社が別に定める第三者（以下単に「第三者」といいます。）に譲渡するものとし、当該インターネット接続サービス利用契約者は、これを承認していただきます。

- 9) 8)の場合において、当社、情報提供者及び第三者は、当該インターネット接続サービス利用契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 10) 8)の債権について、8)のインターネット接続サービス利用契約者が一定の期間を経過してもなお支払わないときは、情報提供者は、その債権を第三者から当社経由で買い戻し、当該インターネット接続サービス利用契約者に再請求するものとします。この場合において、第三者は、当該インターネット接続サービス利用契約者の氏名、住所等を当社経由で情報提供者に通知するものとします。
- 11) 10)のインターネット接続サービス利用契約者は、10)の規定により、情報提供者が当社経由でその債権を第三者から買い戻し、再請求することについて、承認していただきます。
- 12) 10)の規定により債権の買い戻しがあった場合は、当該インターネット接続サービス利用契約者への有料情報サービスの提供は中止されます。
- 13) インターネット接続サービス利用契約者は、当社が指定するインターネット接続サービス取扱所に申し出ていただいたうえで、当社が別に定めるところにより、有料情報サービスの利用を規制することができます。
- 14) 当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

13 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

14 インターネット接続サービスに係る技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 1) 物理的条件 2) 電気的条件 3) 論理的条件

15 支払証明書の発行

- 1) 当社は、インターネット接続サービス利用契約者から請求があったときは、その契約者に係るインターネット接続サービス等の支払証明書を発行します。

- 2) インターネット接続サービス利用契約者は、1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第6（附帯サービスに関する料金等）に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要します。

16 払込取扱票の発行等

- 1) 当社は、インターネット接続サービスに係る料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、インターネット接続サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社が指定するインターネット接続サービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。
- 2) インターネット接続サービス利用契約者は、1)の規定に該当することとなったときは、料金表第6（附帯サービスに関する料金等）に規定する払込取扱票発行等手数料の支払いを要します。

17 窓口払込みの取り扱い等

- 1) 当社は、インターネット接続サービス利用契約者から請求があったときは、当社が指定するインターネット接続サービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票及び書面請求書（当社のWEBで請求書ご利用規約に定める書面による請求書をいいます。）の発行並びにその他必要な取り扱いを行います。
- 2) インターネット接続サービス利用契約者は、1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第6（附帯サービスに関する料金等）に規定する窓口取扱等手数料の支払いを要します。
- 3) 2)の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、窓口取扱等手数料の支払いを要しません。この場合において、インターネット接続サービス利用契約者は、窓口取扱等手数料に代えて払込取扱票発行等手数料の支払いを要します。
 - ア その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。
 - イ その他当社が別に定める条件に該当するとき。

料金表

通則

(料金等の設定)

- 1 削除
- 2 音声通信に係る利用料は、当社の提供区間と協定事業者又は外国の電気通信事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。
- 3 インターネット接続サービスの料金のうち、当社と協定事業者が相互接続協定に基づき合意したものの料金は、この約款及び料金表の規定にかかわらず、インターネット接続サービスとその協定事業者の電気通信サービスとを合わせて、その協定事業者が定めるものとし、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。
- 4 3の場合において、その料金を設定した協定事業者が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款及び料金表の規定にかかわらず、その協定事業者の契約約款等に規定するところによります。

(料金の計算方法)

- 5 当社は、月額料金（定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）又は利用料及びユニバーサルサービス料については、料金月に従って計算します。
- 6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
- 7 当社は、月額料金及び利用料及びユニバーサルサービス料については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 8 当社は、料金その他の計算については、次表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
(1) (2)以外の料金	この約款に定める税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。
(2) 18の但書きに定める料金	この約款に定める額により行います。

(月額料金の日割)

- 9 月額料金（第1種ダイヤルアップサービスに係る定額利用料を除きます。）の日割は、次のとおりとします。
 - 1) 2)又は3)以外の場合
当社は、次の場合が生じたときに、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
 - ア 料金月の初日以外の日インターネット接続サービスの提供の開始があったとき。
 - イ 料金月の初日以外の日インターネット接続サービス利用契約の解除があったとき。
 - ウ ア及びイの場合を除いて、料金月の初日以外の日月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。
 - エ 料金表第1（基本利用料）に定めるプランの変更があったとき。
 - オ 第67条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
 - カ 起算日の変更があったとき。

- 2) 当社は、フレッツ対応サービス（タイプⅠ及びタイプⅡのものを除きます。）、アクセスコミュファ対応サービス又はモバイル対応サービスについて、次の場合が生じたときに、月額料金をその利用日数に応じて日割りします。
- ア 料金月の末日以外の日インターネット接続サービスの提供の開始があったとき。
- イ 料金月の末日以外の日インターネット接続サービス利用契約の解除があったとき。
- ウ ア及びイの場合を除いて、料金月の初日以外の日月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。
- エ 第67条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
- オ 起算日の変更があったとき。
- 3) 当社は、付加機能（国際発信規制サービス又はIPv6サービスを除きます。）については、第67条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するときに限り、その月額料金をその利用日数に応じて日割します。
- 10 9の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、第67条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の1欄又は同条第3項第2号の表に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

（端数処理）

- 11 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

（料金等の支払い）

- 12 インターネット接続サービス利用契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 13 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 14 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

（少額料金の翌月払い）

- 15 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が当社が別に定める額に満たない場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

（料金の一括後払い）

- 16 当社は、15の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、インターネット接続サービス利用契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（前受金）

- 17 当社は、料金又は工事に関する費用について、インターネット接続サービス利用契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 「当社が別に定める条件」とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

18 第 67 条（定額利用料の支払義務）から第 71 条（工事費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この約款に定める税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、音声通信（本邦外への通信に係るもの又は特定衛星端末への通信に係るものに限ります。）に係る利用料については、この限りではありません。

(料金等の臨時減免)

19 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のインターネット接続サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金等の適用)

20 インターネット接続サービス（第 1 種ダイヤルアップサービス又はフレッツ対応サービスに限ります。）には、最低利用期間があります。

21 第 1 種ダイヤルアップサービスについて、料金月の初日以外の日インターネット接続サービスの提供の開始があったときは、最低利用期間は、その提供の開始があった日の属する料金月の翌料金月の末日までとします。

22 インターネット接続サービス利用契約者（第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者に限ります。）は、最低利用期間内にインターネット接続サービス利用契約の解除があった場合は、第 67 条（定額利用料の支払義務）、第 68 条（利用料の支払義務）及び料金表の定めにかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料の額に消費税相当額を加算した額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

ただし、第 1 種ダイヤルアップサービスについては、残余の期間の属する料金月において、月間累積接続通信時間が定額利用料に係る時間を超えるときは、この限りではありません。

(「KDDI まとめて請求」に係る取り扱い)

23 当社の「KDDI まとめて請求」に係る取扱い規約（以下「KDDI まとめて請求規約」といいます。）に定める「KDDI まとめて請求」が適用されている場合は、この約款の規定にかかわらず、KDDI まとめて請求規約が適用されます。

(料金等の請求)

24 インターネット接続サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の WEB で請求書ご利用規約又は KDDI まとめて請求規約のほか、当社が別に定めるところによります。

第1 基本利用料

1 第1種ダイヤルアップサービスに係るもの

1) 適用

第1種ダイヤルアップサービスに係る基本利用料の適用については、第67条（定額利用料の支払義務）及び第68条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容			
1) タイプに係る料金の適用	<p data-bbox="470 463 1461 539">ア 当社は、第1種ダイヤルアップサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="470 539 1461 622"> <tr> <td data-bbox="470 539 719 622">タイプ I</td> <td data-bbox="719 539 1461 622">インターネット接続サービスの提供区間のみ当社がその料金を設定するもの</td> </tr> </table> <p data-bbox="470 622 1461 2063"> 備考 1 第1種ダイヤルアップサービスは、当該第1種ダイヤルアップサービスに係る利用者が他社契約者回線又は公衆電話の電話機等を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した後に、当社が別に定めるところに従って、ユーザID及びパスワードを送信することにより利用することができるものとします。 2 第1種ダイヤルアップサービスに係る通信は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線の終端若しくは当社契約者回線の終端、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH接続回線の終端、アクセスポイント、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端局若しくは取扱所交換設備、当社のFTTHサービス契約約款に定める取扱所交換設備、アクセスポイント、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。 3 当社は、1の第1種ダイヤルアップサービス利用契約ごとに1のユーザIDを定め、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者にお知らせします。 4 当社は、1の第1種ダイヤルアップサービス利用契約ごとに第1種ダイヤルアップサービス利用契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。 5 当社は、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者からパスワードの変更の請求があったときは、当社の認証装置にパスワードの変更の登録を行います。 6 当社は、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者に対し、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。 7 当社は、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、電子メールサービスIの利用内容の変更を行います。 8 電子メール容量（電子メールとして蓄積できる通信の情報量 </p>		タイプ I	インターネット接続サービスの提供区間のみ当社がその料金を設定するもの
タイプ I	インターネット接続サービスの提供区間のみ当社がその料金を設定するもの			

	をいいます。以下同じとします。)及び電子メールとして蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。		
2) コース (タイプ I のものに限ります。)に係る料金の適用	<p>当社は、第 1 種ダイヤルアップサービス (タイプ I のものに限ります。以下この欄において同じとします。)に係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、コースを定めます。</p> <table border="1"> <tr> <td>コース II</td> <td>基本利用料が定額利用料と利用料からなるもの</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 タイプ I は、公衆電話の電話機等を使用して行うものについては提供しません。</p> <p>2 タイプ I は、携帯電話事業者の packet 通信サービスに係る他社契約者回線又は a u デュアル若しくは L T E デュアルに係る電気通信回線を使用して行うものについては提供しません。</p> <p>ただし、料金表第 2 (付加機能利用料) に定める packet 通信アクセスサービスを利用する場合は、この限りではありません。</p>	コース II	基本利用料が定額利用料と利用料からなるもの
コース II	基本利用料が定額利用料と利用料からなるもの		
3) 基本利用料の算定	第 1 種ダイヤルアップサービス (タイプ I (コース II のものに限ります。)に係る料金額は、月間累積接続通信時間が 1 時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が 1 時間を超える部分について 1 分までごとの利用料を加算するものとします。この場合において、定額利用料に利用料を加算して得た額が税抜額 3,000 円を超える場合は、その税抜額 3,000 円を超える部分は支払いを要しません。		
4) 接続通信時間の測定	<p>ア 第 1 種ダイヤルアップサービスに係る接続通信時間は、相互接続点又はアクセスポイントから送信されたユーザ ID 及びパスワードにより当社がその第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約者を識別した時刻から起算し、第 1 種ダイヤルアップサービスに係る利用者からの通信終了の信号を受け、又は第 60 条 (通信利用の制限等) 第 3 項の規定によりその接続を切断し、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器 (協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。)により測定します。</p> <p>イ 当社の設置した電気通信設備の故障等第 1 種ダイヤルアップサービスに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったとき (第 60 条第 3 項の規定による場合を除きます。)は、2) (料金額) に規定する分数に満たない端数の接続通信時間は、アの接続通信時間には含みません。</p>		
5) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去 1 年間の実績を把握することができる場合</p> <p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日 (初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があったと認められる日) の属する料金月の前 12 料金月の各料金月における 1 日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p>		

	<p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(イ) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
<p>6) インターネット接続サービスの種類の変更に係る取扱い</p>	<p>ア 第1種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定によるインターネット接続サービスの種類の変更の請求をした場合であって、その第1種ダイヤルアップサービス利用契約者から特に要請があり当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあったインターネット接続サービスに係る電気通信回線の開通日(協定事業者の契約約款等に規定するその電気通信回線に係る電気通信サービスの提供を開始した日をいいます。以下この欄において同じとします。)の属する料金月において、第1種ダイヤルアップサービスに加え、変更の請求のあったインターネット接続サービスを利用することができるものとします。この場合において、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者は、新たな料金の支払いは要しません。</p> <p>イ アの取扱いは、その開通日の属する料金月の当社が指定する日から開始します。</p> <p>ウ ア及びイの規定にかかわらず、請求のあったインターネット接続サービスの種類の変更は、その開通日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。</p>

2) 料金額

ア タイプIのもの

(ア) コースIIのもの

1 ユーザIDごとに月額

区分	料金額
定額利用料	税抜額 250 円

1 ユーザIDにつき1分までごとに

区分	料金額
利用料	税抜額 5 円

2 フレッツ対応サービスに係るもの

1) 適用

フレッツ対応サービスに係る基本利用料の適用については、第 67 条（定額利用料の支払義務）及び第 68 条（利用料の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容		
1) タイプに係る料金の適用	ア 当社は、フレッツ対応サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="456 450 719 577">タイプⅠ</td> <td data-bbox="719 450 1481 577">協定事業者の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス（メニュー 1 のものに限ります。）に係る利用回線を使用して行うもの</td> </tr> </table>	タイプⅠ	協定事業者の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス（メニュー 1 のものに限ります。）に係る利用回線を使用して行うもの
	タイプⅠ	協定事業者の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス（メニュー 1 のものに限ります。）に係る利用回線を使用して行うもの	
	タイプⅡ	協定事業者の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス（メニュー 4 のものに限ります。）に係る利用回線を使用して行うもの	
	タイプⅢ	協定事業者の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス（メニュー 5 - 1（10Mb/s 及び 46Mb/s のものに限ります。）のものに限ります。）に係る利用回線を使用して行うもの	
	タイプⅣ	協定事業者の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス（メニュー 5 - 1（プラン 2 のものに限ります。）のものに限ります。）に係る利用回線を使用して行うもの	
	タイプⅤ	協定事業者の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス（メニュー 5 - 2（1Gb/s のものを除きます。）のものに限ります。）に係る利用回線を使用して行うもの	
タイプⅥ	協定事業者の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス（メニュー 5 - 1（100Mb/s（プラン 3、プラン 4 及びプラン 5 のものに限ります。）及び 200Mb/s のものに限ります。）のものに限ります。）に係る利用回線を使用して行うもの		
	<p>備考</p> <p>1 フレッツ対応サービスは、当該フレッツ対応サービスに係る利用者が利用回線（当社が別に定める協定事業者の付加機能を利用するものを除きます。）又は他社契約者回線（携帯電話事業者又は P H S 事業者の packets 通信サービスに係るものを除きます。）を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した後に、当社が別に定めるところに従って、ユーザ I D 及びパスワードを送信することにより利用することができるものとします。</p> <p>2 フレッツ対応サービスに係る通信は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線の終端若しくは当社契約者回線の終端、アクセスポイント、当社接続回線の終端、当社の F T T H サービス契約約款に定める F T T H 接続回線の終端、N S P I X P との接続点、又は分界点との間で行うことができます。この場合において、当</p>		

社は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定めるに定める端局若しくは取扱所交換設備、当社のFTTHサービス契約約款に定める取扱所交換設備、アクセスポイント、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。

- 3 当社は、1のフレッツ対応サービス利用契約ごとに1のユーザIDを定め、フレッツ対応サービス利用契約者にお知らせします。
- 4 当社は、1のフレッツ対応サービス利用契約ごとにフレッツ対応サービス利用契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。
- 5 当社は、フレッツ対応サービス利用契約者からパスワードの変更の請求があったときは、当社の認証装置にパスワードの変更の登録を行います。
- 6 当社は、1の接続ごとにIPアドレスを付与します。
- 7 当社は、フレッツ対応サービス利用契約者（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。以下この備考において同じとします。）に対し、メールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。
- 8 当社は、フレッツ対応サービス利用契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、電子メールサービスⅠの利用内容の変更を行います。
- 9 電子メール容量及び電子メールとして蓄積できる期間は、当社が別に定めるところによります。

イ フレッツ対応サービス利用契約者（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）は、フレッツ対応サービスのタイプの変更（タイプⅠとタイプⅡのものに限ります。）を請求することができます。

ウ フレッツ対応サービス利用契約者（タイプⅢ、タイプⅣ、タイプⅤ又はタイプⅥのものに限ります。）は、フレッツ対応サービスのタイプの変更（タイプⅢ、タイプⅣ、タイプⅤ又はタイプⅥのものに限ります。）を請求することができます。

エ フレッツ対応サービス利用契約者（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）は、イの請求があった場合であって、そのフレッツ対応サービス利用契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあったタイプに係る利用回線の開通日（その利用回線に係る協定事業者の契約約款等に規定するIP通信網サービスの提供を開始した日をいいます。以下この欄において同じとします。）の属する料金月において、現に利用しているタイプに加え、変更の請求のあったタイプを利用することができるものとします。この場合において、フレッツ対応サービス利用契約者は、新たな料金の支払いは要しません。

オ エの取扱いは、その開通日の属する料金月の当社が指定する日から開始します。

カ エ及びオの規定にかかわらず、イに定めるタイプの変更は、そ

	<p>の開通日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。</p> <p>キ フレッツ対応サービス利用契約者（タイプⅠ及びタイプⅡのものを除きます。）は、ウの請求を行う場合、変更後のタイプに係るインターネット接続サービスの提供を開始する日（その請求を行った日の翌日から、請求を行った日の属する料金月の翌料金月の末日までの間の日とします。以下この条において「利用開始予定日」といいます。）を指定していただきます。</p> <p>ク フレッツ対応サービス利用契約者（タイプⅠ及びタイプⅡのものを除きます。）は、ウの請求を行う場合、変更前のタイプに係るインターネット接続サービスの提供を終了する日（その請求を行った日の翌日から、利用開始予定日までの間の日とします。以下この条において「提供終了日」といいます。）を指定することができます。</p> <p>この場合において、フレッツ対応サービス利用契約者からの提供終了日の指定がない場合は、利用開始日予定日と同一の日を提供終了日とします。</p> <p>ケ ウに定めるタイプの変更は、クに定める提供終了日からとします。</p> <p>コ 当社は、イ又はウの請求があったときは、第 29 条（フレッツ対応サービス利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>
<p>2) 音声通信の利用に係る取扱い</p>	<p>ア フレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。以下この欄から 4) 欄までにおいて同じとします。）に係る音声通信は、当該フレッツ対応サービスに係る利用回線から加入電話等設備（当社又は協定事業者が提供する電気通信サービスに係る契約（当社が別に定めるものに限ります。）に基づいて設置される電気通信設備をいいます。以下同じとします。）、本邦外、特定衛星端末又は当社が別に定める音声通信番号（別表 5 に定める協定事業者に係るものに限ります。）に係る電気通信設備へ行うことができます。</p> <p>イ フレッツ対応サービス利用契約者（タイプⅡのものに限ります。以下この欄から 4) 欄までにおいて同じとします。）は、アに規定する音声通信のほか、フレッツ対応サービスに係る他の利用回線又は当社が別に定める電気通信回線への音声通信を行うことができます。</p> <p>ウ 当社は、音声通信番号を当社が別に定めるところにより付与します。</p> <p>エ 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。この場合には、あらかじめ、そのことを契約者にお知らせします。</p>
<p>3) 基本利用料の算定</p>	<p>フレッツ対応サービスに係る料金額は、定額利用料に 1 の通信（2) 欄のイに規定する通信を除きます。）について、2（料金額）に規定する分数又は秒数までごとに算定した利用料を加算するものとします。</p>

<p>4) 通信時間の測定等</p>	<p>ア フレッツ対応サービスの音声通信に係る通信時間（2）欄のイに規定する通信に係る通信時間を除きます。以下この欄において同じとします。）は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ アに規定する通信時間には、フレッツ対応サービス利用契約者以外の者が、当該フレッツ対応サービス利用契約者に係る利用回線から行った音声通信に係るものを含みます。</p> <p>ウ 当社の設置した電気通信設備の故障等フレッツ対応サービスに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときは、2（料金額）に規定する分数又は秒数に満たない端数の通信時間は、アの通信時間には含みません。</p>
<p>5) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（注）イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>（ア）過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>（イ）過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いものの値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p>
<p>6) インターネット接続サービスの種類の変更に係る取扱い</p>	<p>ア フレッツ対応サービス利用契約者（タイプⅠ及びタイプⅡのものに限ります。）は、第24条（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定によりインターネット接続サービスの種類の変更の請求をした場合であつて、そのフレッツ対応サービス利用契約者から特に要請があり当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあつたインターネット接続サービスに係る電気通信回線の開通日（協定事業者の契約約款等に規定するその電気通信回線に係る電気通信サービスの提供を開始した日をいいます。以下この欄において同じとします。）の属する料金月において、フレッツ</p>

	<p>対応サービスに加え、変更の請求のあったインターネット接続サービスを利用することができるものとします。この場合において、フレッツ対応サービス利用契約者は、新たな料金の支払いは要しません。</p> <p>イ アの取扱いは、その開通日の属する料金月の当社が指定する日から開します。</p> <p>ウ ア及びイの規定にかかわらず、請求のあったインターネット接続サービスの種類の変更は、その開通日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。</p>
<p>7) 「KDDIまとめて請求」による料金の支払いを選択した場合における利用料の減額（auまとめトーク）</p>	<p>ア 当社は、その料金月の当社が別に定める日において、利用回線について、(ア)に定める割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、(イ)に定める割引対象に係る料金等を減額することとします。</p> <p>(ア) 割引判定条件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① そのフレッツ対応サービスの料金その他の債務について、KDDIまとめて請求の適用を受けていること。 ② 2)料金額に定める利用料の請求があること。 ③ その利用回線に係るKDDIまとめて請求の対象として、当社又は沖縄セルラー電話会社のau（WIN）通信サービス契約約款若しくはau（LTE）通信サービス契約約款に定めるauサービス、auモジュール（第3種auモジュールを除きます。）又はLTEサービスであって、それぞれの契約約款に基づき利用を停止されていないものが含まれること。 <p>(イ) 割引対象</p> <p>2)料金額に定める利用料</p> <p>(ウ) 利用料の割引額</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスのFTTH接続回線、ホームプラス電話サービス契約約款に定めるホームプラス電話サービスのホームプラス電話契約者回線、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス電話のケーブルプラス電話接続回線、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話のFTTH接続回線、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービスのケーブルプラスホーム電話契約者回線、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービスの光ダイレクト接続回線及びauオフィスナンバーサービスに係る特定装置接続回線、イントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネットIP電話サービスのイントラネットIP電話利用回線、auひかりビジネスサービス契約約款に定める一般auひかりビジネスサービスのauひかりビジネス接続回線及びマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話のマンションプラス電話利用回線への通話（協定事業者の設置した交換設備を経由したものを除きます。）、沖縄セルラー電話株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスのFTTH接続回線への通話並びに協定事業者

	<p>の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の電気通信回線への通話に関する利用料を当該料金月単位の累積した月間累積利用料</p> <p>② 当社が別に定める音声通信番号への通話（その音声通信番号に係る事業者が当社であるものに限ります。）に関する利用料を当該料金月単位の累積した月間累積利用料</p> <p>③ 当社並びに沖縄セルラー電話株式会社の a u (W I N) 通信サービス契約約款及び a u (L T E) 通信サービス契約約款に定める a u サービス、プリペイド電話及び L T E サービスの契約者回線への通話に関する利用料を当該料金月単位の累積した月間累積利用料</p> <p>④ 当社のペーパーレス F A X 等提供サービス契約約款に定めるペーパーレス F A X 等提供サービスのペーパーレス F A X 回線（同契約約款第 13 条に規定する電気通信番号に係る電気通信回線をいいます。以下同じとします。）への通話及び電話サービス等契約約款に定める電話会議サービスに係る電気通信回線への通話（当社が別に定める電気通信番号をダイヤルして行うものに限ります。）に関する利用料を当該料金月単位の累積した月間累積利用料</p> <p>イ 当社は、アに規定する条件を満たさなくなったときは、アの取扱いを終了したものとします。</p>
--	---

2) 料金額

ア タイプ I のもの

(ア) コース I のもの

1 ユーザ I D ごとに月額

区分	料金額	
定額利用料		税抜額 1,580 円

イ タイプ II のもの

(ア) 定額利用料

1 ユーザ I D ごとに月額

区分	料金額	
定額利用料		税抜額 1,250 円

(イ) 利用料

① ②及び③以外の通信に係るもの

a b及びc以外のもの

区分	料金額 (3分までごとに)	
利用料		税抜額 8.0 円

b 携帯電話事業者に係る加入電話等設備へのもの

区分	料金額 (60秒までごとに)

利用料	(a) (b)以外の携帯電話事業者	税抜額 16 円
	(b) 当社又は沖縄セルラー電話株式会社	税抜額 15.5 円

c PHS 事業者に係る加入電話等設備へのもの

区分	料金額
利用料	1 の通信ごとに税抜額 10 円
	60 秒までごとに税抜額 10 円

② 本邦外への通信に係るもの

区分	料金額 (1 分までごとに)	
利用料	アジア 1	30 円
	アジア 2	30 円
	アジア 3	45 円
	アジア 4	63 円
	アジア 5	72 円
	アジア 6	77 円
	アジア 7	105 円
	アジア 8	107 円
	アジア 9	113 円
	アジア 10	127 円
	アジア 11	130 円
	アジア 12	153 円
	アジア 13	159 円
	アジア 14	213 円
	アジア 15	227 円
	アジア 16	35 円
	アジア 17	60 円
	アフリカ 1	128 円
	アフリカ 2	180 円
	アフリカ 3	257 円
	アメリカ 1	9 円
	アメリカ 2	15 円
	アメリカ 3	78 円
	アメリカ 4	157 円
	アメリカ 5	113 円
	アメリカ 6	159 円
	アメリカ 7	30 円
	アメリカ 8	105 円
	アメリカ 9	115 円
	アメリカ 10	230 円
	オセアニア 1	57 円
	オセアニア 2	9 円

	オセアニア3	50円
	オセアニア4	72円
	オセアニア5	80円
	オセアニア6	112円
	オセアニア7	160円
	ヨーロッパ1	20円
	ヨーロッパ2	42円
	ヨーロッパ3	92円
	ヨーロッパ4	102円
	ヨーロッパ5	142円
	ヨーロッパ6	203円
備考 各区分における取扱地域等は、別表2に定めるところによります。		

③ 特定衛星端末への通信に係るもの

区分		料金額 (1分までごとに)
利用料	特定衛星端末1	273円
	特定衛星端末2	378円
	特定衛星端末6	210円
	特定衛星端末7	686円
備考 各区分における取扱地域等は、別表2に定めるところによります。		

ウ タイプⅢのもの

1ユーザIDごとに月額

区分	料金額
定額利用料	税抜額 1,970円

エ タイプⅣのもの

1ユーザIDごとに月額

区分	料金額
定額利用料	税抜額 7,480円

オ タイプⅤのもの

1ユーザIDごとに月額

区分	料金額
定額利用料	税抜額 1,970円

カ タイプⅥのもの

1ユーザIDごとに月額

区分	料金額
定額利用料	税抜額 1,970円

3 削除

4 アクセスコミュファ対応サービスに係るもの

1) 適用

アクセスコミュファ対応サービスに係る基本利用料の適用については、第 67 条（定額利用料の支払義務）及び第 68 条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容	
1) タイプに係る料金の適用	ア 当社は、アクセスコミュファ対応サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。	
	タイプ	内容
	タイプⅠ	協定事業者の光ネットアクセスサービス契約約款（以下、この 1)適用において「光ネットアクセスサービス契約約款」といいます。）に規定する光ネットアクセスサービス（プラン1のものに限ります。）に係る利用回線を使用して行うもの
	タイプⅡ	光ネットアクセスサービス契約約款に規定する光ネットアクセスサービス（プラン2のものに限ります。）に係る利用回線を使用して行うもの
<p>備考</p> <p>1 アクセスコミュファ対応サービスは、当該アクセスコミュファ対応サービスに係る利用者が利用回線（当社が別に定める協定事業者の付加機能を利用するものを除きます。）又は他社契約者回線（携帯電話事業者又はPHS事業者のポケット通信サービスに係るものを除きます。）を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した後に、当社が別に定めるところに従って、ユーザID及びパスワードを送信することにより利用することができるものとします。</p> <p>2 アクセスコミュファ対応サービスに係る通信は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線の終端若しくは当社契約者回線の終端、アクセスポイント、当社接続回線の終端、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH接続回線の終端、NSPIXPとの接続点、又は分界点との間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定めるに定める端局若しくは取扱所交換設備、当社のFTTHサービス契約約款に定める取扱所交換設備、アクセスポイント、当社接続回線の終端、NSPIXPとの接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。</p> <p>3 当社は、1のアクセスコミュファ対応サービス利用契約ごとに1のユーザIDを定め、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者にお知らせします。</p> <p>4 当社は、1のアクセスコミュファ対応サービス利用契約ごとにアクセスコミュファ対応サービス利用契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。</p> <p>5 当社は、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者からパスワードの変更の請求があったときは、当社の認証装置にパス</p>		

	<p>ワードの変更の登録を行います。</p> <p>6 当社は、1の接続ごとにIPアドレスを付与します。</p> <p>イ アクセスコミュファ対応サービス利用契約者は、アクセスコミュファ対応サービスのタイプの変更を請求することができます。</p> <p>ウ アクセスコミュファ対応サービス利用契約者は、イの請求を行う場合、変更後のタイプに係るインターネット接続サービスの提供を開始する日（その請求を行った日の翌日から、請求を行った日の属する料金月の翌料金月の末日までの間の日とします。以下この条において「利用開始予定日」といいます。）を指定していただきます。</p> <p>エ アクセスコミュファ対応サービス利用契約者は、イの請求を行う場合、変更前のタイプに係るインターネット接続サービスの提供を終了する日（その請求を行った日の翌日から、利用開始予定日までの間の日とします。以下この条において「提供終了日」といいます。）を指定することができます。</p> <p>この場合において、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者からの提供終了日の指定がない場合は、利用開始日予定日と同一の日を提供終了日とします。</p> <p>オ イに定めるタイプの変更は、エに定める提供終了日からとします。</p> <p>カ 当社は、イの請求があったときは、第38条（アクセスコミュファ対応サービス利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>										
2) 品目に係る料金の適用	<p>アクセスコミュファ対応サービスには、協定事業者の定めるところにより次の品目があります。</p> <table border="1" data-bbox="467 1189 1465 1570"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30Mb/s</td> <td>光ネットアクセスサービス契約約款に規定する30Mb/sの品目のもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>光ネットアクセスサービス契約約款に規定する100Mb/sの品目のもの</td> </tr> <tr> <td>300Mb/s</td> <td>光ネットアクセスサービス契約約款に規定する300Mb/sの品目のもの</td> </tr> <tr> <td>1Gb/s</td> <td>光ネットアクセスサービス契約約款に規定する1Gb/sの品目のもの</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	30Mb/s	光ネットアクセスサービス契約約款に規定する30Mb/sの品目のもの	100Mb/s	光ネットアクセスサービス契約約款に規定する100Mb/sの品目のもの	300Mb/s	光ネットアクセスサービス契約約款に規定する300Mb/sの品目のもの	1Gb/s	光ネットアクセスサービス契約約款に規定する1Gb/sの品目のもの
品目	内容										
30Mb/s	光ネットアクセスサービス契約約款に規定する30Mb/sの品目のもの										
100Mb/s	光ネットアクセスサービス契約約款に規定する100Mb/sの品目のもの										
300Mb/s	光ネットアクセスサービス契約約款に規定する300Mb/sの品目のもの										
1Gb/s	光ネットアクセスサービス契約約款に規定する1Gb/sの品目のもの										

2) 料金額

ア タイプIのもの

1 ユーザIDごとに月額

区分	品目	料金額
定額利用料	30Mb/s	税抜額 1,700 円
	100Mb/s	税抜額 1,700 円
	300Mb/s	税抜額 1,700 円
	1Gb/s	税抜額 1,700 円

イ タイプⅡのもの

1 ユーザ I D ごとに月額

区分	品目	料金額
定額利用料	100Mb/s	税抜額 1,200 円
	300Mb/s	税抜額 1,200 円
	1Gb/s	税抜額 1,200 円

5 削除

6 モバイル対応サービスに係るもの

1) 適用

モバイル対応サービスに係る基本利用料の適用については、第 67 条（定額利用料の支払義務）及び第 68 条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
1) インターネット接続サービスの取扱い	<p>ア モバイル対応サービスは、当該モバイル対応サービスに係る利用者が a u サービスに係る電気通信回線を使用して相互接続点又はアクセスポイントに接続した後に、当社が別に定めるところに従って、ユーザ ID 及びパスワードを送信することにより利用することができるものとします。</p> <p>イ モバイル対応サービスに係る通信は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定める端末回線の終端若しくは当社契約者回線の終端、当社の F T T H サービス契約約款に定める F T T H 接続回線の終端、アクセスポイント、当社接続回線の終端、N S P I X P との接続点又は分界点との間で行うことができます。</p> <p>この場合において、当社は、相互接続点、網内接続点、当社の総合オープン通信網サービスに契約約款に定める端局若しくは取扱所交換設備、当社の F T T H サービス契約約款に定める取扱所交換設備、アクセスポイント、当社接続回線の終端、N S P I X P との接続点又は分界点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。</p> <p>ウ 当社は、モバイル対応サービス利用契約ごとに 1 のユーザ ID を定め、モバイル対応サービス利用契約者にお知らせします。</p> <p>エ 当社は、モバイル対応サービス利用契約ごとにモバイル対応サービス利用契約者が指定する 1 のパスワードを当社の認証装置に登録します。</p> <p>オ 当社は、モバイル対応サービス利用契約者からパスワードの変更の請求があったときは、当社の認証装置にパスワードの変更の登録を行います。</p>

2) 料金額

1 ユーザ ID ごとに月額

区分	料金額
定額利用料	税抜額 500 円

第2 付加機能利用料

1 適用

付加機能利用料の適用については、第 67 条（定額利用料の支払義務）及び第 68 条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
<p>1) 優先接続との複合利用に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者（タイプⅠ（コースⅡのものに限ります。）のものを除きます。）、フレッツ対応サービス利用契約者（タイプⅡのものを除きます。）及びアクセスコミュファ対応サービス利用契約者が次の条件をすべて満たす場合には、当該契約者が利用している付加機能（以下この表において「割引対象付加機能」といいます。）の定額利用料の合計額から税抜額 300 円を減額して適用します。</p> <p>ただし、定額利用料の合計額が税抜額 300 円に満たない場合は、その定額利用料の額を減額して適用します。</p> <p>（ア） 協定事業者の電話サービスに係る契約約款等又は総合デジタル通信サービスに係る契約約款等に定める優先接続の取扱いにおいて、次の電話会社固定に係る通話区分又は通信区分（以下この表において「割引対象通話等区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下同じとします。）を指定しているとき。</p> <p>① 県間市外通話及び市内通話、県内市外通話又は国際通話のうち、いずれか1以上の通話区分</p> <p>② 県間市外通信及び市内通信、県内市外通信又は国際通信のうち、いずれか1以上の通信区分</p> <p>（イ） 当社の電話サービス等に係る契約約款等に規定する電話サービス等に係る料金等との料金月単位での一括請求の取扱いを行っているとき。</p> <p>イ アに規定する割引対象付加機能は、次のとおりとします。</p> <p>（ア） 電子メールサービスⅡ</p> <p>（イ） 電子メールアドレス追加サービス</p> <p>（ウ） 電子メール条件着信サービス</p> <p>（エ） IP電話サービスⅠ</p> <p>（オ） 送信電子メールウィルスチェックサービス</p> <p>ウ アの取扱いは、割引対象通話等区分について当社の事業者識別番号を登録する旨の申込が行われたことを当社がインターネット接続サービス取扱所において確認した日（以下この欄において「申込確認日」といいます。）の属する料金月の初日（申込確認日の属する料金月の末日にインターネット接続サービスが開始されていない場合は、当該個人向けインターネット接続サービスの提供を開始した日の属する料金月の初日）から適用します。</p> <p>エ ウの場合において、申込確認日から相当期間経過後において、割引対象通話等区分について当社の事業者識別番号が登録されないときは、アの取扱いは終了したものとします。</p> <p>オ 当社は、割引対象通話等区分について、当社の事業者識別番号の登録が解除されたことを確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の初日からアの取扱いは終了したものとしま</p>

	<p>す。</p> <p>カ 当社は、電話サービス等との料金月単位での一括請求について、当社がその取扱いが終了したことを確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の初日からアの取扱いは終了したものとします。</p> <p>キ 当社は、インターネット接続サービス利用契約者が、アの(ア)の取扱いを受けている他社契約者回線について、電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合に、その内容について、契約事務を行う個人向けインターネット接続サービス取扱所に通知しないときは、アの取扱いは終了したものとします。</p> <p>ク インターネット接続サービス利用契約の解除があったときは、解除があった日の属する料金月の翌料金月から、アの取扱いは終了したものとします。</p>
<p>2) 付加機能利用料に係る料金の適用除外</p>	<p>インターネット接続サービス利用契約者が当社所定の契約申込書により、利用するインターネット接続サービス利用契約の解除の申し出をし、同時に新たにインターネット接続サービス利用契約又は当社のF T T Hサービスに係る契約約款に規定するF T T Hサービス(インターネット契約のものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けた場合において、当社がインターネット接続サービス利用契約の解除を行った日の属する料金月のインターネット接続サービスの定額利用料(インターネット接続サービス利用契約者が利用している電子メールサービスⅡ、電子メールアドレス追加サービス、電子メール条件着信サービス及び送信電子メールウィルスチェックサービスに係る付加機能利用料に限ります。)については、2(料金額)の規定にかかわらず、その支払を要しません。</p>
<p>3) 「KDDIまとめて請求」による料金の支払いを選択した場合における利用料の減額(a u まとめトーク)</p>	<p>ア 当社は、その料金月の当社が別に定める日において、接続回線又は利用回線について、(ア)に定める割引判定条件のすべてを満たしている場合に、(イ)に定める割引対象に係る料金等を減額します。</p> <p>(ア) 割引判定条件</p> <ol style="list-style-type: none"> ① そのI P電話サービスⅠの料金その他の債務について、K D D Iまとめて請求の適用を受けていること。 ② 2(料金額)に定めるI P電話サービスⅠに係る利用料の請求があること。 ③ その接続回線又は利用回線に係るK D D Iまとめて請求の対象として、当社又は沖縄セルラー電話会社のa u (W I N)通信サービス契約約款若しくはa u (L T E)通信サービス契約約款に定めるa uサービス、a uモジュール(第3種a uモジュールを除きます。)又はL T Eサービスであって、それぞれの契約約款に基づき利用を停止されていないものが含まれること。 <p>(イ) 割引対象</p> <p>2(料金額)に定めるI P電話サービスⅠに係る利用料</p> <p>(ウ) 利用料の割引額</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当社のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話サービスのF T T H接続回線、ホームプラス電話サービス契約約款

に定めるホームプラス電話サービスのホームプラス電話契約者回線、ケーブルプラス電話サービス契約約款に定め一般ケーブルプラス電話のケーブルプラス電話接続回線、ケーブルプラス光電話サービス契約約款に定める一般ケーブルプラス光電話のFTTH接続回線、ケーブルプラスホーム電話サービス契約約款に定めるケーブルプラスホーム電話サービスのケーブルプラスホーム電話契約者回線、光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービスの光ダイレクト接続回線及びauオフィスナンバーサービスに係る特定装置接続回線、イントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネットIP電話サービスのイントラネットIP電話利用回線、auひかりビジネスサービス契約約款に定める一般auひかりビジネスサービスのauひかりビジネス接続回線及びマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話のマンションプラス電話利用回線への通話（協定事業者の設置した交換設備を経由したものを除きます。）、沖縄セルラー電話株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話サービスのFTTH接続回線への通話並びに協定事業者の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の電気通信回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料

② 当社並びに沖縄セルラー電話株式会社のau（WIN）通信サービス契約約款及びau（LTE）通信サービス契約約款に定めるauサービス、プリペイド電話及びLTEサービスの契約者回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料

③ 当社のペーパーレスFAX等提供サービス契約約款に定めるペーパーレスFAX等提供サービスのペーパーレスFAX回線への通話及び電話サービス等契約約款に定める電話会議サービスに係る電気通信回線への通話（当社が別に定める電気通信番号をダイヤルして行うものに限ります。）に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料

イ 当社は、アに規定する割引判定条件を満たさなくなったときは、アの取扱いを終了したものとします。

2 料金額

ア 電 子 メ ー ル サ ー ビ ス Ⅱ	メールアドレスを使用して当社がインターネット接続サービス取扱所に設置するメール蓄積装置により電子メールの蓄積、再生又は転送等を行うことができるもの及び本サービスで使用するメールアドレスを追加することができるもの。		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	1のメールアドレスまで月額	—
		2以上のメールアドレスについて、追加するメールアドレスごとに月額	税抜額 250 円
備考	<p>(ア) 本サービスは、インターネット接続サービス利用契約者（フレッツ対応サービス利用契約者(タイプⅠ又はタイプⅡのものを除きます。)、アクセスコミュニケーション対応サービス利用契約者又はモバイル対応サービス利用契約者をいいます。以下この備考において同じとします。)に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、本サービスで使用するメールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。</p> <p>(ウ) 当社は、本サービス利用者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、本サービスの利用内容の変更を行います。</p> <p>(エ) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合は、あらかじめ、そのことをインターネット接続サービス利用契約者にお知らせします。</p> <p>(オ) 電子メール容量及び電子メールとして蓄積できる期間並びに本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		

イ 電 子 メ ー ル ア ド レ ス 追 加 サ ー ビ ス	電子メールサービスⅠによりあらかじめ割り当てられたメールアドレスの他にメールアドレスを追加することができるもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	追加する1のメールアドレスごとに月額	税抜額 250 円
	備考	<p>(ア) 本サービスは、インターネット接続サービス利用契約者（第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）をいいます。以下この備考において同じとします。）に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスにおいて追加することができるメールアドレスの数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(ウ) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合は、あらかじめ、そのことをインターネット接続サービス利用契約者にお知らせします。</p> <p>(エ) 電子メール容量及び電子メールとして蓄積できる期間並びに本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	

ウ パ ケ ッ ト 通 信 ア ク セ ス サ ー ビ ス	パケット通信アクセス回線（別表4に定める契約に基づいて設置される電気通信回線をいいます。以下同じとします。）から行われるパケット通信（パケット交換方式により符号の伝送を行う通信をいいます。）をアクセスポイント又は相互接続点へ接続することができるもの			
	区分		単位	料金額
	定額利用料		1 ユーザIDごとに月額	税抜額 650 円
	備考	<p>(ア) 本サービスは、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者、フレッツ対応サービス利用契約者又はアクセスコミュファ対応サービス利用契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスを利用して行う通信に係る接続通信時間は、第1種ダイヤルアップサービスに係る月間累積接続通信時間には含みません。</p> <p>(ウ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		

エ 電 子 メ ー ル 条 件 着 信 サ ー ビ ス	電子メールサービスⅠ、電子メールサービスⅡ又はメールアドレス追加サービスにより割り当てられたメールアドレスに係るメール蓄積装置に送信された電子メールにコンピュータウィルス（通信やコンピュータ等の機能に妨害を与えるためのプログラムとして当社が判断するものをいいます。以下同じとします。）が含まれていることを当社が確認した場合に、当該電子メールをメール蓄積装置に蓄積しないようにするもの			
	区分		単位	料金額
	定額利用料		1 メールアドレスごとに月額	税抜額 100 円
	備考	<p>(ア) 本サービスは、インターネット接続サービス利用契約者（第1種ダイヤルアップサービス利用契約者、フレッツ対応サービス利用契約者、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者又はモバイル対応サービス利用契約者に限りません。以下この欄において同じとします。）に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、本サービスの利用及び当社によるコンピュータウィルスの判断に関して発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(ウ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		

オ I P 電 話 サ ー ビ ス Ⅰ	本サービスの利用の請求をしたインターネット接続サービス利用契約者に係る接続回線又は利用回線から加入電話等設備、本邦外、特定衛星端末又は当社が別に定める音声通信番号（別表5に定める協定事業者に係るものに限りません。）に係る電気通信設備へ音声通信を行うことができるもの				
	区分		単位	料金額	
	定額利用料		1 ユーザIDごとに月額	税抜額 280 円	
	利 用 料	① ② 及び	a b及びc以外のもの	3分まで ごとに	税抜額 8 円
		③以 外の	b 携帯電 話事業者	(a) (b)以 外の携帯	60秒まで ごとに

	通信に係るもの	に係る加入電話等設備へのもの	電話事業者に係る加入電話等設備へのもの		
			(b) 当社又は沖縄セルラー電話株式会社に係る加入電話等設備へのもの	60秒までごとに	税抜額 15.5円
		c PHS事業者に係る加入電話等設備へのもの	1の通信ごとに	税抜額 10円	
			60秒までごとに	税抜額 10円	
		② 本邦外への通信に係るもの	料金表第1(基本利用料)2(フレッツ対応サービスに係るもの)2)料金額イ(イ)に定める本邦外への通信に係る利用料と同額		
③ 特定衛星端末への通信に係るもの	料金表第1(基本利用料)2(フレッツ対応サービスに係るもの)2)料金額イ(イ)に定める特定衛星端末への通信に係る利用料と同額				
備考	<p>(ア) 本サービスは、フレッツ対応サービス利用契約者(タイプI及びタイプIIのもの)を除きます。以下この備考において同じとします。)に限り提供します。</p> <p>ただし、その料金月においてフレッツ対応サービス(タイプI及びタイプIIのもの)を除きます。以下この(ア)において同じとします。)の提供を受けていない場合(その料金月の末日に、フレッツ対応サービスの提供を開始した場合を除きます。)、第67条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、本サービスに係る定額利用料の支払いを要しません。</p> <p>(イ) 当社は、音声通信番号を当社が別に定めるところにより付与します。</p> <p>(ウ) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。この場合には、あらかじめ、そのことを本サービスに係る契約者にお知らせします。</p> <p>(エ) 本サービスは、音声通信番号により、本サービスに係る他社接続回線若しくは利用回線相互間又は当社が別に定める電気通信回線への音声通信を行うことができます。</p> <p>(オ) 本サービスに係る利用料は、1の通信((エ)に規定する通信を除きます。以下この欄において同じとします。)について、本単位欄に規定する分数又は秒数までごとに算定します。</p> <p>(カ) 本サービスに係る通信時間((エ)に規定する通信に係る通信時間を除きます。以下この欄において同じとします。)は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受</p>				

	<p>け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>(キ) (カ)に規定する通信時間には、本サービスに係る契約者以外の者が、当該契約者に係る他社接続回線又は利用回線から行った音声通信に係るものを含まず。</p> <p>(ク) 当社の設置した電気通信設備の故障等本サービスに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときは、(オ)に規定する分数又は秒数に満たない端数の通信時間は、(カ)の通信時間には含みません。</p> <p>(ケ) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>① 過去1年間の実績を把握することができる場合 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>② ①以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(コ) 当社は、本サービスの利用の一時中断を行いません。</p> <p>(サ) 本邦外又は特定衛星端末への通信に係る取扱地域等は、別表2に定めるところによります。</p> <p>(シ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) 本邦から本邦外へ発信する音声通信（その通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われる通信に限ります。）の料金は、着信側事業者の定めるところによります。</p>
--	---

カ 国 際 発 信 規 制 サ ー ビ ス	本サービスの利用の請求をしたインターネット接続サービス利用契約者が、あらかじめ指定した当該契約者に係る他社接続回線、端末回線又は利用回線から本邦外及び特定衛星端末への音声通信を行うことができないようにするもの		
	区分	単位	料金額
	—	—	—
備考	<p>(ア) 本サービスは、インターネット接続サービス利用契約者（フレッツ対応サービス利用契約者（タイプⅡに限ります。）、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者又はモバイル対応サービス利用契約者）に限って提供します。以下この欄において同じとします。</p> <p>(イ) 当社は、本サービスに係る契約者の音声通信番号が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。</p> <p>(ウ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		

キ	電子メールサービスⅠ、電子メールサービスⅡ又は電子メールアドレス追加サービスにより割り当てられたメールアドレスから送信された電子メールにコンピュータウイ
---	--

送 信 電 子 メ ー ル ウ ィ ル ス チ ェ ッ ク サ ー ビ ス	ルスが含まれていることを当社が確認した場合に、当該電子メールを本サービスに係るメール蓄積装置から転送できないようにするもの		
	区分	単位	料金額
	定額利用料	1メールアドレスごとに月額	税抜額 200円
	備考	<p>(ア) 本サービスは、第1種ダイヤルアップサービス利用契約者、フレッツ対応サービス利用契約者、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者又はモバイル対応サービス利用契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、本サービスの利用及び当社によるコンピュータウィルスの判断に関して発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(ウ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	

ク I P v 6 接 続 サ ー ビ ス	インターネット接続サービス利用契約者からの請求により、その利用回線に係る通信について、インターネットプロトコル6による通信（以下「IP v 6 接続通信」といいます。）を行うことができるようにするもの		
	区分	単位	料金額
	—	—	—
	備考	<p>(ア) 本サービスは、インターネット接続サービス利用契約者（フレッツ対応サービス利用契約者（タイプⅢ、タイプⅤ又はタイプⅥのものに限り））であって、協定事業者のIP通信網サービス契約約款に定める「フレッツ・v 6 オプション」の提供を受ける者に限り提供します。</p> <p>(イ) IP v 6 接続通信については、通信の相手先がIP v 6 接続通信を利用している場合に限り、通信を行うことができます。</p> <p>(ウ) IP v 6 接続通信の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、本サービスを提供できない場合があります。</p> <p>(エ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(オ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	

第3 登録料

1 適用

登録料の適用については、第 69 条（手続きに関する料金の支払義務）の規定のとおりとします。

2 料金額

区分	単位	料金額
第1種ダイヤルアップサービス利用契約（タイプⅠ（コースⅡのものに限ります。）のものに限ります。）の申込みの承諾	1 ユーザIDごとに	税抜額 500 円
第1種ダイヤルアップサービスの区別の変更（タイプⅠ（コースⅡのものに限ります。）への変更に限ります。）の請求の承諾	1 ユーザIDごとに	税抜額 500 円
パスワードの変更の登録	変更する1のパスワードごとに	税抜額 150 円

第4 工事費

1 第1種ダイヤルアップサービスに係るもの

1) 適用

第1種ダイヤルアップサービスに係る工事費の適用については、第71条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
ア 工事費の適用	工事費は、1の工事ごとに適用します。
イ 工事費の適用除外	第1種ダイヤルアップサービス利用契約者が、電子メールサービスⅠの利用内容の変更（メールアドレスの変更に係るものを除きます。）に関する工事について、当社が別に定めるところに従って請求をし、その承諾を受けた場合は、2)料金額の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。

2) 料金額

区分	単位	料金額
電子メールサービスⅠの利用内容の変更に関する工事		
（ア）（イ）以外の変更に係るもの	1の工事ごとに	税抜額 150円
（イ）メールアドレスの変更に係るもの	1の工事ごとに	税抜額 300円

2 フレッツ対応サービスに係るもの

1) 適用

フレッツ対応サービスに係る工事費の適用については、第 71 条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
ア 工事費の適用	工事費は、1 の工事ごとに適用します。
イ 工事費の適用除外	フレッツ対応サービス利用契約者（タイプ I 又はタイプ II のものに限ります。）が、電子メールサービス I の利用内容の変更（メールアドレスの変更に係るものを除きます。）に関する工事について、当社が別に定めるところに従って請求をし、その承諾を受けた場合は、2) 料金額の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。

2) 料金額

区分	単位	料金額
電子メールサービス I の利用内容の変更に関する工事 (ア) (イ) 以外の変更に係るもの	1 の工事ごとに	税抜額 150 円
(イ) メールアカウントの変更に係るもの	1 の工事ごとに	税抜額 300 円

3 削除

4 付加機能に係るもの

1) 適用

付加機能に係る工事費の適用については、第 71 条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
ア 工事費の適用	工事費は、付加機能の利用の開始、利用内容の変更ごとに適用します。
イ 工事費の適用除外	<p>ア インターネット接続サービス利用契約者が、次に掲げる工事について、当社が別に定めるところに従って請求をし、その承諾を受けた場合は、2)料金額の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p> <p>(ア) 電子メールサービスⅡ (イ) 電子メールアドレス追加サービス</p> <p>イ インターネット接続サービス利用契約者（フレッツ対応サービス利用契約者（タイプⅠ又はタイプⅡのものを除きます。）、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者又はモバイル対応サービス利用契約者に限りません。）、電子メールの利用内容の変更（メールアドレスの変更に係るものを除きます。）に関する工事について、当社が別に定めるところに従って請求をし、その承諾を受けた場合は、2)料金額の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。</p>

2) 料金額

区分	単位	料金額
IP電話サービスⅠ (ア) (イ)以外の変更に係るもの (イ) メールアカウントの変更に係るもの	1の工事ごとに 1の工事ごとに	税抜額 150円 税抜額 300円
電子メールアドレス追加サービス	1の工事ごとに	税抜額 150円
IP電話サービスⅠ (ア) 利用の開始に関する工事 (イ) 音声通信番号の変更に係る工事	1の工事ごとに 1の工事ごとに	税抜額 500円 税抜額 500円

第5 附帯サービスに関する料金等

1 支払証明書の発行手数料

1) 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記 15（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

支払証明書の発行手数料の適用	
支払証明書の発行手数料の適用	インターネット接続サービス利用契約者は、2) 料金額の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

2) 料金額

区分	単位	料金額
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行 1 回ごとに	税抜額 400 円

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

2 払込取扱票の発行等手数料

1) 適用

払込取扱票の発行等手数料の適用については、別記 16（払込取扱票の発行等）の規定によるほか、次のとおりとします。

払込取扱票の発行等手数料の適用	
払込取扱票の発行等手数料の適用	インターネット接続サービス利用契約者は、その電気通信回線について、以下のいずれかに該当する場合、2) 料金額の規定にかかわらず、払込取扱票発行等手数料の支払いを要しません。 (1) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。 (2) その他当社が別に定める条件に該当するとき。

2) 料金額

区分	単位	料金額
払込取扱票発行等手数料 (窓口支払手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円

3 窓口取扱等手数料

1) 料金額

区分	単位	料金額
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票及び書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円

第6 ユニバーサルサービス料

1) 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第70条（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	<p>ア ユニバーサルサービス料は1の音声通信番号ごとに適用します。</p> <p>イ ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 次のいずれかに該当する場合は、第70条の規定にかかわらず、その料金月におけるユニバーサルサービス料の支払いを要しません。</p> <p>(ア) その料金月の末日に、インターネット接続サービス（フレッツ対応サービス（タイプⅢ、タイプⅣ、タイプⅤ又はタイプⅥのものに限ります。）を除きます。）の提供の開始があったとき。</p> <p>(イ) その料金月の末日に、インターネット接続サービス（フレッツ対応サービス（タイプⅢ、タイプⅣ、タイプⅤ又はタイプⅥのものに限ります。以下この欄において同じとします。）に限ります。）の提供の開始があったとき（フレッツ対応サービスへのインターネット接続サービスの種類の変更があったときを含みます。）。</p> <p>(ウ) その料金月の末日に、接続休止しているとき。</p> <p>エ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。</p>
----------------	--

2) 料金額

区分	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	1音声通信番号ごとに月額	税抜額2円

別表 1 削除

別表2 本邦外又は特定衛星端末への通信に係る取扱地域等

区分	取扱地域
アジア1	大韓民国、シンガポール共和国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、香港
アジア2	台湾
アジア3	インドネシア共和国、タイ王国
アジア4	ブルネイ・ダルサラーム国
アジア5	マカオ
アジア6	モンゴル国
アジア7	インド
アジア8	スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国
アジア9	アラブ首長国連邦、イスラエル国、オマーン、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、ヨルダン・ハシェミット王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、レバノン共和国
アジア10	東ティモール
アジア11	朝鮮民主主義人民共和国
アジア12	カンボジア王国、ミャンマー連邦共和国
アジア13	イエメン共和国
アジア14	アフガニスタン・イスラム共和国
アジア15	イラク共和国、イラン・イスラム共和国
アジア16	フィリピン共和国
アジア17	マレーシア
アフリカ1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ケニア共和国、コモロ連合、ザンビア共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セネガル共和国、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
アフリカ2	エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ギニア共和国、コートジボワール共和国、シエラレオネ共和国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、マダガスカル共和国
アフリカ3	コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、チャド共和国
アメリカ1	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、アラスカ
アメリカ2	カナダ
アメリカ3	サンピエール島・ミクロン島、メキシコ合衆国

アメリカ4	トリニダードトバゴ共和国、バミューダ諸島
アメリカ5	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、キューバ共和国、グアデルーペ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ドミニカ共和国、ハイチ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、米領ヴァージン諸島、マルティニク
アメリカ6	バハマ国
アメリカ7	ブラジル連邦共和国
アメリカ8	ペルー共和国
アメリカ9	アルゼンチン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国
アメリカ10	フォークランド諸島
オセアニア1	グアム、サイパン
オセアニア2	ハワイ
オセアニア3	オーストラリア
オセアニア4	クリスマス島、ココス・キーリング諸島、ニュージーランド
オセアニア5	ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、米領サモア、ミクロネシア連邦
オセアニア6	マーシャル諸島共和国
オセアニア7	バヌアツ共和国、キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、ニュー・カレドニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア
ヨーロッパ1	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国
ヨーロッパ2	アンドラ公国、モナコ公国
ヨーロッパ3	アイスランド共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、バチカン市国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国
ヨーロッパ4	アゼルバイジャン共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、ジョージア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦
ヨーロッパ5	コソボ共和国、トルクメニスタン、セルビア共和国、モンテネグロ共

	和国
ヨーロッパ6	アルバニア共和国、アルメニア共和国、キルギス共和国
特定衛星端末1	スラヤー
特定衛星端末2	イリジウム
特定衛星端末6	インマルサットF型、インマルサットBGAN型、インマルサットFB型
特定衛星端末7	インマルサットF型（64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）、インマルサットBGAN型（64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）、インマルサットFB型（64kbpsのAudio/Speechモードの場合に限ります。）

別表 3 削除

別表4 パケット通信アクセス回線に係る当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	au契約	au(WIN)通信サービス契約約款
	LTE契約	au(LTE)通信サービス契約約款
沖縄セルラー電話株式会社	au契約	au(WIN)通信サービス契約約款
	LTE契約	au(LTE)通信サービス契約約款
ソフトバンク株式会社	一般ウィルコム通信契約 (一般ウィルコム通信(無 限定利用(標準型(料金種 別がつなぎ放題コースの ものに限ります。))又は複 合型のものに限ります。)) のものに限ります。))に 係るものに限ります。))	ウィルコム通信サービス 契約約款
株式会社ウィルコム沖縄	一般ウィルコム沖縄通信 契約(一般ウィルコム沖 縄通信(無限定利用(標 準型(料金種別がつなぎ 放題コースのものに限 ります。))又は複合型 のものに限ります。))に 係るものに限ります。	ウィルコム沖縄通信サ ービス契約約款

別表5 当社が別に定める音声通信番号に係る協定事業者

事業者の名称
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー
株式会社NTTぷらら
楽天コミュニケーションズ株式会社
ソフトバンク株式会社
株式会社ジュピターテレコム
株式会社Q T n e t
中部テレコミュニケーション株式会社
株式会社ケイ・オプティコム
アルテリア・ネットワークス株式会社
株式会社S T N e t
東北インテリジェント通信株式会社
Z I P T e l e c o m株式会社
株式会社NTTドコモ
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

附則

(実施時期)

1 この約款は、平成16年5月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

2 この約款実施の際現に、総合オープン通信網サービス契約約款に規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスに係る契約を締結している者は、この約款実施の日において、この約款に規定する下表の右欄のインターネット接続サービスに係る契約を締結しているものとみなします。

第4種総合オープン通信網サービス	ダイヤルアップサービス
一般第4種総合オープン通信網サービス タイプⅠ	第1種ダイヤルアップサービス タイプⅠ
一般第4種総合オープン通信網サービス タイプⅡ	第1種ダイヤルアップサービス タイプⅡ
一般第4種総合オープン通信網サービス タイプⅢ・プランⅠ	マンション向けサービス タイプⅠ・コースⅠ・住戸契約
一般第4種総合オープン通信網サービス タイプⅢ・プランⅡ	マンション向けサービス タイプⅠ・コースⅡ・住戸契約
一般第4種総合オープン通信網サービス タイプⅢ・プランⅢ	マンション向けサービス タイプⅡ・住戸契約
特定第4種総合オープン通信網サービス	第2種ダイヤルアップサービス
第5種総合オープン通信網サービス	特定ダイヤルアップサービス
第6種総合オープン通信網サービス	αEメールサービス
第9種総合オープン通信網サービス タイプⅠ・コースⅠ	フレッツ対応サービス タイプⅠ
第9種総合オープン通信網サービス タイプⅡ・コースⅠ	フレッツ対応サービス タイプⅡ
第9種総合オープン通信網サービス タイプⅢ・コースⅠ	フレッツ対応サービス タイプⅢ
第9種総合オープン通信網サービス タイプⅣ・コースⅠ	フレッツ対応サービス タイプⅣ
第9種総合オープン通信網サービス タイプⅤ・コースⅠ	フレッツ対応サービス タイプⅤ
第9種総合オープン通信網サービス タイプⅦ・コースⅠ	フレッツ対応サービス タイプⅥ
第13種総合オープン通信網サービス タイプⅠ・コースⅠ	マンション向けサービス タイプⅠ・コースⅠ・回線契約
第13種総合オープン通信網サービス タイプⅠ・コースⅡ	マンション向けサービス タイプⅠ・コースⅡ・回線契約
第13種総合オープン通信網サービス タイプⅡ	マンション向けサービス タイプⅡ・回線契約
第14種総合オープン通信網サービス タイプⅢ	ADSL接続サービス タイプⅠ
第14種総合オープン通信網サービス タイプⅣ	ADSL接続サービス タイプⅡ
第15種総合オープン通信網サービス	TEPCOひかり対応サービス

第16種総合オープン通信網サービス	IP電話サービスⅡ
メールアドレス追加サービス	電子メールアドレス追加サービス
電子メール容量追加サービス	電子メール容量追加サービス
ホームページ公開サービス	ホームページアカウント追加サービス
ホームページ容量追加サービス	ホームページ容量追加サービス
パケット通信アクセスサービス	パケット通信アクセスサービス
ローミングサービス	ローミングサービス
電子メール着信規制サービス	電子メール条件着信サービス
電子メール転送規制サービス	電子メール条件転送サービス
音声通信サービスⅡ	IP電話サービスⅠ
特定音声通信発信規制サービス	国際発信規制サービス
送信電子メールウィルスチェックサービス	送信電子メールウィルスチェックサービス

(整理品目に関する経過措置)

- 3 この約款実施の際現に、総合オープン通信網サービス契約約款の規定により提供している下表の左欄のサービスに係る契約を締結している者は、この約款実施の日において、この約款に規定する下表の右欄のサービスに係る契約を締結しているものとし、その提供条件は、この附則の4に規定するところによります。

旧一般第4種総合オープン通信網サービス (ベツベツコース)	旧ダイヤルアップサービス (ベツベツコース)
旧一般第4種総合オープン通信網サービス (ダイヤル1)	旧ダイヤルアップサービス (ダイヤル1)
旧一般第4種総合オープン通信網サービス (ダイヤル2)	旧ダイヤルアップサービス (ダイヤル2)
旧一般第4種総合オープン通信網サービス (ダイヤル3)	旧ダイヤルアップサービス (ダイヤル3)
旧一般第4種総合オープン通信網サービス (ダイヤルくじら)	旧ダイヤルアップサービス (ダイヤルくじら)
旧電子メール利用サービス	旧電子メール利用サービス
旧電子メール独自ドメインサービス	旧電子メール独自ドメインサービス
旧ホームページ独自ドメインサービス	旧ホームページ独自ドメインサービス
旧メーリングリスト機能(一般第4種総合 オープン通信網契約者に係るものに限りま す。)	旧メーリングリスト機能
旧メーリングリスト独自ドメイン機能(一 般第4種総合オープン通信網契約者に係る ものに限ります。)	旧メーリングリスト独自ドメイン機能

4 削除

5 削除

(その他の経過措置)

- 6 平成13年9月7日までに総合オープン通信網サービスの提供を開始した第1種ダイヤルアップサービス利用契約者(タイプⅠ(コースⅠのものに限ります。))又はタイプⅡ(コースⅡのものに限ります。))のものに限ります。)、旧ダイヤルアップサービス利用契約者(ダイヤル3又はダイヤルくじらのものに限ります。)、フレッツ対応サービス利用契約者又はADSL接続サービス利用契約者(タイプⅠのものに限ります。))から当該契約の解除の申し出があったときは、その申し出のあった日の属する料金月の末日までの間、当該イ

インターネット接続サービスの提供は継続するものとして取り扱います。

ただし、申し出のあった日の属する料金月の末日以外の日当該契約の解除をしようとするときは、定額利用料（当該契約者が利用している電子メールアドレス追加サービス、ホームページアカウント追加サービス、パケット通信アクセスサービス、電子メール条件着信サービス若しくは電子メール条件転送サービスに係るものを含まず。）の日割を申し出ていただいたうえで、日割後の料金（その定額利用料をその利用日数に応じて日割した料金をいいます。）を支払っていただきます。

- 7 この附則の6の場合において、平成13年9月8日以降に、サービスの種類等の変更を行った場合はこの限りではありません。
- 8 当社は、当社が別途定めるメールアドレスについては、電子メールの利用内容の変更（メールアドレスの変更に係るものに限ります。）を行いません。
- 9 この約款実施の日から平成16年8月31日までの間において、フレッツ対応サービス利用契約（タイプⅡ、タイプⅢ又はタイプⅥのものに限ります。）又はTEPCOひかり対応サービス利用契約（プランⅠのものに限ります。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌々料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 10 この約款実施の日から平成16年8月31日までの間において、ADSL接続サービス利用契約（タイプⅠ（1.5Mb/sの品目のものに限ります。）のものを除きます。）の申込みをした者は、当社がその提供を開始した日からその提供を開始した日の属する料金月の翌々料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 11 この約款実施の日から平成16年8月31日までの間において、第15条（インターネット接続サービスの種類の変更）、第31条（インターネット接続サービスの種類の変更）又は料金表の規定によりフレッツ対応サービス（タイプⅡのものに限ります。）への種類等の変更（タイプの変更を含みます。以下この附則において同じとします。）の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者（タイプⅠのものに限ります。）は、当社がその種類等の変更をした日からその変更をした日の属する料金月の翌々料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 12 この約款実施の日から平成16年8月31日までの間において、第15条（インターネット接続サービスの種類の変更）、第31条（インターネット接続サービスの種類の変更）又は料金表の規定によりADSL接続サービス利用契約（タイプⅠ（1.5Mb/sの品目のものに限ります。）のものを除きます。）への種類等の変更（タイプの変更を含みます。以下この附則において同じとします。）の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者（タイプⅠのものに限ります。）は、当社がその種類等の変更をした日からその変更をした日の属する料金月の翌々料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 13 この約款実施の日から平成16年8月31日までの間において、第15条（インターネット接続サービスの種類の変更）、第31条（インターネット接続サービスの種類の変更）、第39条（インターネット接続サービスの種類の変更）、第47条（インターネット接続サービスの種類の変更）、第52条（インターネット接続サービスの種類の変更）又は料金表の規定によりフレッツ対応サービス（タイプⅢ若しくはタイプⅥのものに限ります。）への種類等の変更（タイプの変更を含みます。以下この附則において同じとします。）の請求をし、その承諾を受けたインターネット接続サービス利用契約者は、当社がその種類等の変更をし

た日からその変更をした日の属する料金月の翌々料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、フレッツ対応サービスのタイプⅢとタイプⅥとの間のタイプの変更については、この限りではありません。

- 14 この約款実施の日から平成16年8月31日までの間において、第15条（インターネット接続サービスの種類の変更）、第31条（インターネット接続サービスの種類の変更）、第39条（インターネット接続サービスの種類の変更）又は第47条（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定によりTEPCOひかり対応サービス（プランⅠのものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾を受けたインターネット接続サービス利用契約者は、当社がその種類の変更をした日からその変更をした日の属する料金月の翌々料金月までの間における基本利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 15 この約款実施の日から平成16年8月31日までの間において、ADSL接続サービス利用契約（タイプⅠ（1.5Mb/sの品目のものに限ります。）のものを除きます。）の申込みをした者又は第15条（インターネット接続サービスの種類の変更）、第31条（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定によりADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者（タイプⅠのものに限ります。）は、ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 16 この約款実施の日から平成16年8月31日までの間において、第46条（他社接続回線の移転）の請求をし、その承諾を受けたADSL接続サービス利用契約者（共用型のものに限ります。）は、他社接続回線の移転に関する工事に係る工事費（その他社接続回線の移転に伴うADSL接続サービスの品目、タイプ又はプランの変更に関する工事に係るものを含まず。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 17 この約款実施の日から平成16年8月31日までの間において、TEPCOひかり対応サービス利用契約（プランⅠのものに限ります。以下この附則において同じとします。）の申込みをした者又は第15条（インターネット接続サービスの種類の変更）、第31条（インターネット接続サービスの種類の変更）、第39条（インターネット接続サービスの種類の変更）又は第47条（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定によりTEPCOひかり対応サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けたインターネット接続サービス利用契約者は、TEPCOひかり対応サービスの利用の開始に関する工事（契約に関する工事、他社接続回線の設置に関する工事、他社接続回線の収容に関する工事及び回線終端装置の設置に関する工事をいいます。以下この附則において同じとします。）に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 18 この約款実施の日から平成16年7月31日までの間において、IP電話サービスⅠに係るフレッツ対応サービス利用契約者（タイプⅡ（プランⅠのものに限ります。）のものに限ります。）は、IP電話サービスⅠに係る付加機能利用料（定額利用料の部分に限ります。）及び工事費（利用の開始に関する工事に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 19 この約款実施の日から平成16年9月30日までの間において、ADSL接続サービス（タイプⅡのものに限ります。）へのタイプの変更（変更後の品目及び他社接続回線に係る協定事業者が変更前のものと同一の場合に限ります。以下この附則において同じとします。）の請求をし、その承諾を受けたADSL接続サービス利用契約者（タイプⅠ（1.5Mb/s品目のものを除きます。）のものに限ります。）は、そのタイプの変更（そのタイプの変

- 更に伴うプランの変更を含みます。)に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 20 この約款実施の日から平成16年9月30日までの間において、ADSL接続サービス(タイプⅡ(40Mb/s品目のものに限ります。)のものに限ります。)へのタイプ及び品目の変更(他社接続回線に係る協定事業者が変更前のものと同一の場合に限ります。以下この附則において同じとします。)の請求をし、その承諾を受けたADSL接続サービス利用契約者(タイプⅠのものに限ります。)は、そのタイプ及び品目の変更(そのタイプ及び品目の変更に伴うプランの変更を含みます。)に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 21 この約款実施の日から平成16年9月30日までの間において、ADSL接続サービス(タイプⅡ(プランⅧ(40Mb/s品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けたADSL接続サービス利用契約者(タイプⅡ(プランⅧ(1Mb/s品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 22 この約款実施の日から平成16年9月30日までの間において、ADSL接続サービス(タイプⅡ(24Mb/s品目のものに限ります。)のものに限ります。)へのタイプ及び品目の変更(他社接続回線に係る協定事業者が変更前のものと同一の場合に限ります。以下この附則において同じとします。)の請求をし、その承諾を受けたADSL接続サービス利用契約者(タイプⅠ(プランⅤ、プランⅥ又はプランⅦのものに限ります。)のものに限ります。)は、そのタイプ及び品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 23 この約款実施の日から平成16年9月30日までの間において、ADSL接続サービス(タイプⅡ(8Mb/sのものに限ります。)のものに限ります。)へのタイプ及び品目の変更(他社接続回線に係る協定事業者が変更前のものと同一の場合に限ります。以下この附則において同じとします。)の請求をし、その承諾を受けたADSL接続サービス利用契約者(タイプⅠ(プランⅧ(1Mb/sのものに限ります。)又はプランⅨ(1Mb/sのものに限ります。)のものに限ります。)又はタイプⅡ(プランⅧ(1Mb/sのものに限ります。)のものに限ります。)は、そのタイプ及び品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 24 削除
- 25 この附則の25の取扱いを受けた者は、当社が別に定める場合を除いて、再びその取扱いを受けることはできないものとします。
- 26 この約款実施前に、総合オープン通信網サービス契約約款の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 27 この約款実施前に、総合オープン通信網サービス契約約款の規定により、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 28 この約款実施前に、総合オープン通信網サービス契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づき行ったものとみなします。
- 29 この約款実施前に、総合オープン通信網サービス契約約款の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づき提供しているものとみなします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成16年5月20日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成16年5月27日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成16年6月10日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成16年6月25日から実施します。

(経過措置)

2 この約款実施の日から平成16年9月30日までの間において、ADSL接続サービス(タイプⅡ(12Mb/sのものに限ります。))のものに限ります。)へのタイプ及び品目の変更(他社接続回線に係る協定事業者が変更前のものと同一の場合に限ります。以下この附則において同じとします。)の請求をし、その承諾を受けたADSL接続サービス利用契約者(タイプⅠ(プランⅨ(1Mb/sのものに限ります。))のものに限ります。)は、そのタイプ及び品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成16年7月22日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成16年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いに

については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年8月4日から実施します。但し、ADSL接続サービス利用契約（タイプⅡ（プランⅧのものに限ります。）のものに限ります。）に関する部分については、平成16年8月10日から適用するものとしします。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成16年9月30日までの間において、ADSL接続サービス（タイプⅡ（47Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）へのタイプ及び品目の変更（他社接続回線に係る協定事業者が変更前のものと同一の場合に限ります。以下この附則において同じとしします。）の請求をし、その承諾を受けたADSL接続サービス利用契約者（タイプⅠのものに限ります。）は、そのタイプ及び品目の変更（そのタイプ及び品目の変更に伴うプランの変更を含みます。）に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この約款実施の日から平成16年9月30日までの間において、ADSL接続サービス（タイプⅡ（プランⅧ（47Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けたADSL接続サービス利用契約者（タイプⅡ（プランⅧ（1Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この約款実施の日から平成17年3月31日までの間において、ADSL接続サービス（タイプⅡ（プランⅧ（50Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けたADSL接続サービス利用契約者（タイプⅡ（プランⅧ（40Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年9月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成17年3月31日までの間において、ADSL接続サービス(タイプⅡ(プランⅧ(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。))への品目の変更の請求をし、その承諾を受けたADSL接続サービス利用契約者(タイプⅠ(プランⅧ(1Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。))又はタイプⅡ(プランⅧ(1Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。))は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成16年11月24日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。

ただし、第3種ダイヤルアップサービス及び第2種ADSL接続サービスに関する規定については、平成17年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の際現に、インターネット接続サービス契約約款に規定する下表の左欄のインターネット接続サービスに係る契約を締結している者は、この約款実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄のインターネット接続サービスとみなします。

ADSL接続サービス	第1種ADSL接続サービス
------------	---------------

- 3 この約款実施の日から平成17年5月31日までの間において、第2種ADSL接続サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この約款実施の日から平成17年5月31日までの間において、第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)により、第2種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその種類の変更をした日から、その変更をした日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 削除
- 6 この附則の5の取扱いを受けた者は、当社が別に定める場合を除いて、再びその取扱いを受け することはできないものとしします。
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成16年12月21日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成16年12月22日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成17年1月19日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成17年3月31日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプI(プランI(共用型(1.5Mb/sの品目のものを除きます。))のものに限ります。))及びプランⅧ(共用型(1Mb/sの品目のものを除きます。))のものに限ります。))のものに限ります。及びタイプⅡ(プランⅧ(共用型(1Mb/sの品目のものを除きます。))のものに限ります。))のものに限ります。))の申込みをした者又は第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第一種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者(タイプIのものに限ります。))は、第一種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年2月2日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成17年2月9日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成17年4月30日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約（タイプⅠ（プランⅠ（共用型（1.5Mb/sの品目のものを除きます。）のものに限ります。）及びプランⅧ（共用型（1Mb/sの品目のものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。及びタイプⅡ（プランⅧ（共用型（1Mb/sの品目のものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者又は第15条（インターネット接続サービスの種類の変更）、第31条（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第1種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者（タイプⅠのものに限ります。）は、第1種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成17年8月31日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約（タイプⅠ（プランⅠ（共用型（1.5Mb/sの品目のものを除きます。）のものに限ります。）及びプランⅧ（共用型（1Mb/sの品目のものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。及びタイプⅡ（プランⅧ（共用型（1Mb/sの品目のものを除きます。）のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者又は第15条（インターネット接続サービスの種類の変更）、第31条（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第1種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者（タイプⅠのものに限ります。）は、第1種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成17年5月16日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成17年5月18日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成17年5月23日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（住宅用のものに限り、以下同じとします。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

3 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）により、第2種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその種類の変更をした日から、その変更をした日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年6月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際、インターネット接続サービス契約約款に規定する下表の左欄のインターネット接続サービスに係る契約を締結しているものは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄のインターネット接続サービスとみなします。

第2種ADSL接続サービス	第2種ADSL接続サービス 住宅用
---------------	----------------------

3 この約款実施の日から平成17年8月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（事務用のものに限り、以下同じとします。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年6月29日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、IP電話サービスI（第2種ADSL接続サービス（住宅用のものに限りします。）に係るものに限りします。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、IP電話サービスI（第2種ADSL接続サービス（住宅用のものに限りします。）に係るものに限りします。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この約款実施の日から平成17年8月31日までの間において、IP電話サービスI（第2種ADSL接続サービス（事務用のものに限りします。）に係るものに限りします。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この約款実施の日から平成17年8月31日までの間において、IP電話サービスI（第2種ADSL接続サービス（事務用のものに限りします。）に係るものに限りします。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年7月25日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約の申込みをした者又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（住宅用のものに限りします。）への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、第1種ADSL接続サービス(プランⅩ(3Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ADSL接続サービス利用契約者(プランⅩ(1.5Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成17年8月3日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成17年8月23日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(事務用のものに限ります。以下同じとします。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、IP電話サービスⅠ(第2種ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、IP電話サービスⅠ(第2種ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この約款実施の日から平成17年9月30日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプⅠ(プランⅠ(共用型(1.5Mb/sの品目のものを除きます。))の

ものに限ります。)及びプランⅧ(共用型(1Mb/sの品目のものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。及びタイプⅡ(プランⅧ(共用型(1Mb/sの品目のもの、及び50Mb/sの品目のものを除きます。)のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをした者又は第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第1種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者(タイプⅠのものに限ります。)は、第1種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 7 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプⅡ(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをした者又は第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第1種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者(タイプⅠのものに限ります。)は、第1種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプⅡ(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをした者又は第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第1種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者(タイプⅠのものに限ります。)は、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成17年9月2日から実施します。但し、第2種ADSL接続サービス利用契約(コースⅠのものに限ります。)に関する部分については、平成17年11月9日から適用するものとします。
- 2 この約款実施の際現に、インターネット接続サービス契約約款に規定する下表の左欄のインターネット接続サービスに係る契約を締結している者は、この約款実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄のインターネット接続サービスとみなします。

第2種ADSL接続サービス	第2種ADSL接続サービスコースⅡ
---------------	-------------------

- 3 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、第1種ADSL接続サービス(タイプⅡ(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。以下、この項において同じとします。)の申

込みをし、その承諾を受けた後、第47条（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により、第2種ADSL接続サービス（コースⅠのものに限ります。以下、この項において同じとします。）への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた場合において、当社が第1種ADSL接続サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月に第2種ADSL接続サービスの提供を開始した場合、当社が第2種ADSL接続サービスの提供を開始した日の属する料金月の定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年9月20日から実施します。

（経過措置）

- 2 この約款実施の日から平成17年12月31日までの間において、インターネット接続サービス（第1種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス、マンション向けサービス（住戸契約のものに限ります。）、ADSL接続サービス（コースⅡに係る第2種ADSL接続サービスを除きます。）又はTEPCOひかり対応サービスに限ります。以下、「当該インターネット接続サービス」といいます。）利用契約者が、当社所定の契約申込書により第3種ダイヤルアップサービス、第2種ADSL接続サービス（コースⅡのものに限ります。）又は当社のFTTHサービスに係る契約約款等に規定するFTTHサービス（インターネットサービスのものに限ります。以下、「当該FTTHサービス」といいます。）の申込みをし、その承諾を受け、当社が当該インターネット接続サービスの契約の解除を行った日の属する料金月の当該インターネット接続サービスの定額利用料（当該インターネット接続サービス利用契約者が利用している電子メールアドレス追加サービス、ホームページアカウント追加サービス、電子メール条件着信サービス、電子メール条件転送サービス、及び送信電子メールウィルスチェックサービスに係る付加機能利用料に限ります。）については、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この約款実施の日から平成17年12月31日までの間において、当該インターネット接続サービス利用契約者が、当社所定の契約申込書により第3種ダイヤルアップサービス又は第2種ADSL接続サービス（コースⅡのものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受け、当社が第3種ダイヤルアップサービス、第2種ADSL接続サービス（コースⅡのものに限ります。）の提供を開始した日の属する料金月の付加機能（第3種ダイヤルアップサービス又は第2種ADSL接続サービス（コースⅡのものに限ります。）利用契約者が利用している電子メール条件着信サービス及び電子メール条件転送サービスに係る付加機能に限ります。）に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成17年9月21日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成17年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成17年12月31日までの間において、インターネット接続サービス（第1種ダイヤルアップサービス、又はフレッツ対応サービス（タイプIのものに限ります。）に限ります。以下、「当該インターネット接続サービス」といいます。）利用契約者が、当社所定の契約申込書により第3種ダイヤルアップサービス、第2種ADSL接続サービス（コースIIのものに限ります。）又は当社のFTTHサービスに係る契約約款等に規定するFTTHサービス（インターネットサービスのものに限ります。以下、「当該FTTHサービス」といいます。）の申込みをし、その承諾を受け、当該インターネット接続サービスの契約の解除を行った日の属する料金月に当該料金月の当該インターネット接続サービスの定額利用料（当該インターネット接続サービス利用契約者が利用している電子メール容量追加サービス及びホームページ容量追加サービスに係る付加機能利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースIIのものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）により、第2種ADSL接続サービス（コースII（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその種類の変更をした日から、その変更をした日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースIIのものに限ります。）の申込みをした者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）により、第2種ADSL接続サービス（コースII（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、IP電話サービスI（第2種ADSL接続サービス（コースIIのものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 8 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、IP電話サービスI（第2種ADSL接続サービス（コースIIのものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 9 この改正規定実施前に、第1種ADSL接続サービスの申込みをし、その承諾を受けた第1種ADSL接続サービス利用契約者から第1種ADSL接続サービス利用契約に基づく権利の譲渡の承諾を求められたときは、当社は第37条（マンション向け利用権の譲渡）の規定に準じて取り扱います。
- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年11月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際、インターネット接続サービスに規定する下表の左欄のインターネット接続サービスに係る契約を締結しているものは、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄のインターネット接続サービスに係る契約を締結しているものとし、その提供条件は、この附則の3に規定するところによります。

特定ダイヤルアップサービス	旧特定ダイヤルアップサービス
---------------	----------------

- 3 削除
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年11月9日から実施します。
- 2 この改正規定実施の際現に、インターネット接続サービス契約約款に規定する下表の左欄のインターネット接続サービスに係る契約を締結している者は、この約款実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄のインターネット接続サービスとみなします。

第2種ADSL接続サービスコースII 住宅用	第2種ADSL接続サービスコースII 住宅用（50Mb/sの品目に係るもの）
第2種ADSL接続サービスコースII 事務用	第2種ADSL接続サービスコースII 事務用（50Mb/sの品目に係るもの）

- 3 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースII（住宅用（10Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわら

- ず、その支払を要しません。
- 4 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)により、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。))への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその種類の変更をした日から、その変更をした日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
 - 5 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。))の申込みをした者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
 - 6 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)により、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。))への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
 - 7 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。))への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。))又は、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。))への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。))は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円とします。
 - 8 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、IP電話サービスⅠ(第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。))に係るものに限ります。))の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
 - 9 この約款実施の日から平成17年11月30日までの間において、IP電話サービスⅠ(第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。))に係るものに限ります。))の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
 - 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成17年11月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成17年12月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成18年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)の申込みをした者又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。)のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、当社が第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。)のものに限ります。)の提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間に、第2種ADSL接続サービス利用契約者が品目の変更の請求をし、その承諾を受けた場合は、その第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(変更前の品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)に関する定額利用料に限り、その支払いを要しません。
- 3 この約款実施の日から平成18年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)の申込みをした者又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。)のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この約款実施の日から平成18年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)又は、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円とします。
- 5 この約款実施の日から平成18年1月31日までの間において、IP電話サービスⅠ(第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)に係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この約款実施の日から平成18年1月31日までの間において、IP電話サービスⅠ(第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)に係るものに限ります。)の

- 申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この約款実施の日から平成18年1月31日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約（タイプII（プランVIII（共用型（50Mb/sの品目のものに限り）のものに限り）のものに限り）のものに限り）の申込みをした者又は第15条（インターネット接続サービスの種類の変更）、第31条（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第1種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者（タイプIのものに限り）は、第1種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この約款実施の日から平成18年1月31日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約（タイプII（プランVIII（共用型（50Mb/sの品目のものに限り）のものに限り）のものに限り）の申込みをした者又は第15条（インターネット接続サービスの種類の変更）、第31条（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第1種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者（タイプIのものに限り）は、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における第1種ADSL接続サービス利用契約（タイプII（プランVIII（共用型（50Mb/sの品目のものに限り）のものに限り）のものに限り）のものに限り）に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。また、当社が第1種ADSL接続サービス（タイプII（プランVIII（共用型（50Mb/sの品目のものに限り）のものに限り）のものに限り）のものに限り）の提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間に、第47条（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースI（タイプIIのものに限り）のものに限り）への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた場合は、当社が第1種ADSL接続サービス利用契約（タイプII（プランVIII（共用型（50Mb/sの品目のものに限り）のものに限り）のものに限り）のものに限り）の提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における第2種ADSL接続サービス（コースI（タイプIIのものに限り）のものに限り）に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この約款実施の日から平成18年2月28日までの間において、インターネット接続サービス（第1種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス、マンション向けサービス（住戸契約のものに限り）、ADSL接続サービス（コースIIに係る第2種ADSL接続サービスを除きます。）又はTEPCOひかり対応サービスに限り。以下、「当該インターネット接続サービス」といいます。）利用契約者が、当社所定の契約申込書によ

り第3種ダイヤルアップサービス、第2種ADSL接続サービス（コースⅡのものに限ります。）又は当社のFTTHサービスに係る契約約款等に規定するFTTHサービス（インターネットサービスのものに限ります。以下、「当該FTTHサービス」といいます。）の申込みをし、その承諾を受け、当社が当該インターネット接続サービスの契約の解除を行った日の属する料金月の当該インターネット接続サービスの定額利用料（当該インターネット接続サービス利用契約者が利用している電子メールアドレス追加サービス、ホームページアカウント追加サービス、電子メール条件着信サービス、電子メール条件転送サービス、及び送信電子メールウィルスチェックサービスに係る付加機能利用料に限ります。）については、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 3 この約款実施の日から平成18年2月28日までの間において、当該インターネット接続サービス利用契約者が、当社所定の契約申込書により第3種ダイヤルアップサービス又は第2種ADSL接続サービス（コースⅡのものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受け、当社が第3種ダイヤルアップサービス、第2種ADSL接続サービス（コースⅡのものに限ります。）の提供を開始した日の属する料金月の付加機能（第3種ダイヤルアップサービス又は第2種ADSL接続サービス（コースⅡのものに限ります。）利用契約者が利用している電子メール条件着信サービス及び電子メール条件転送サービスに係る付加機能に限ります。）に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この約款実施の日から平成18年2月28日までの間において、インターネット接続サービス（第1種ダイヤルアップサービス、又はフレッツ対応サービス（タイプⅠのものに限ります。））に限ります。以下、「当該ダイヤルアップ接続サービス」といいます。）利用契約者が、当社所定の契約申込書により第3種ダイヤルアップサービス、第2種ADSL接続サービス（コースⅡのものに限ります。）又は当社のFTTHサービスに係る契約約款等に規定するFTTHサービス（インターネットサービスのものに限ります。以下、「当該FTTHサービス」といいます。）の申込みをし、その承諾を受け、当該ダイヤルアップ接続サービスの契約の解除を行った日の属する料金月に当該料金月の当該ダイヤルアップ接続サービスの定額利用料（当該ダイヤルアップ接続サービス利用契約者が利用している電子メール容量追加サービス及びホームページ容量追加サービスに係る付加機能利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年2月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この約款実施の日から平成18年3月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡのものに限ります。）の申込みをした者又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における第2種ADSL接続サービス（コースⅡのものに限ります。）

- す。)に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、当社が第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間に、第2種ADSL接続サービス利用契約者が品目の変更の請求をし、その承諾を受けた場合は、その第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(変更前の品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)に関する定額利用料に限り、その支払いを要しません。
- 3 この約款実施の日から平成18年3月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)の申込みをした者又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この約款実施の日から平成18年3月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。))又は、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円とします。
- 5 この約款実施の日から平成18年3月31日までの間において、IP電話サービスⅠ(第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。))に係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この約款実施の日から平成18年3月31日までの間において、IP電話サービスⅠ(第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。))に係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この約款実施の日から平成18年2月28日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプⅡ(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者又は第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第1種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者(タイプⅠのものに限ります。)は、第1種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この約款実施の日から平成18年2月28日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプⅡ(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者又は第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第1種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者

(タイプⅠのものに限ります。)は、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプⅡ(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。また、当社が第1種ADSL接続サービス(タイプⅡ(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)の提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間に、第47条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅠ(タイプⅡのものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた場合は、当社が第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプⅡ(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)の提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における第2種ADSL接続サービス(コースⅠ(タイプⅡのものに限ります。))のものに限ります。)に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成18年3月31日までの間において、インターネット接続サービス(第1種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス、マンション向けサービス(住戸契約のものに限ります。))、ADSL接続サービス(コースⅡに係る第2種ADSL接続サービスを除きます。)又はTEPCOひかり対応サービスに限ります。以下、「当該インターネット接続サービス」といいます。)利用契約者が、当社所定の契約申込書により第3種ダイヤルアップサービス、第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)又は当社のFTTHサービスに係る契約約款等に規定するFTTHサービス(インターネットサービスのものに限ります。以下、「当該FTTHサービス」といいます。)の申込みをし、その承諾を受け、当社が当該インターネット接続サービスの契約の解除を行った日の属する料金月の当該インターネット接続サービスの定額利用料(当該インターネット接続サービス利用契約者が利用している電子メールアドレス追加サービス、ホームページアカウント追加サービス、電子メール条件着信サービス、電子メール条件転送サービス、及び送信電子メールウィルスチェックサービスに係る付加機能利用料に限ります。)については、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この約款実施の日から平成18年3月31日までの間において、当該インターネット接続サービス利用契約者が、当社所定の契約申込書により第3種ダイヤルアップサービス又は第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受け、当社が第3種ダイヤルアップサービス、第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)の提供を開始した日の属する料金月の付加機能(第3種ダイヤルアップサービス又は第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)利用契約者が利用している電子メール条件着信サービス及び電子メール条件転送サービスに係る付加機能

に限ります。)に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

- 4 この約款実施の日から平成18年3月31日までの間において、インターネット接続サービス(第1種ダイヤルアップサービス、又はフレッツ対応サービス(タイプIのものに限ります。)に限ります。)に限ります。以下、「当該ダイヤルアップ接続サービス」といいます。)利用契約者が、当社所定の契約申込書により第3種ダイヤルアップサービス、第2種ADSL接続サービス(コースIIのものに限ります。)又は当社のFTTHサービスに係る契約約款等に規定するFTTHサービス(インターネットサービスのものに限ります。以下、「当該FTTHサービス」といいます。)の申込みをし、その承諾を受け、当該ダイヤルアップ接続サービスの契約の解除を行った日の属する料金月に当該料金月の当該ダイヤルアップ接続サービスの定額利用料(当該ダイヤルアップ接続サービス利用契約者が利用している電子メール容量追加サービス及びホームページ容量追加サービスに係る付加機能利用料に限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この約款実施の日から平成18年3月31日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプII(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者又は第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第1種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者(タイプIのものに限ります。)は、第1種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この約款実施の日から平成18年3月31日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプII(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者又は第15条(インターネット接続サービスの種類の変更)、第31条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第1種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第1種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者(タイプIのものに限ります。)は、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプII(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。また、当社が第1種ADSL接続サービス(タイプII(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)の提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間に、第47条(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースI(タイプIIのものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた場合は、当社が第1種ADSL接続サービス利用契約(タイプII(プランⅧ(共用型(50Mb/sの品目のものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。)の提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における第2種ADSL接続サービス(コースI(タイプIIのものに限ります。))のものに限ります。)に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いに

については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成18年5月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡのものに限ります。）の申込みをした者又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における第2種ADSL接続サービス（コースⅡのものに限ります。）に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。但し、当社が第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間に、第2種ADSL接続サービス利用契約者が品目の変更の請求をし、その承諾を受けた場合は、その第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（変更前の品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）に関する定額利用料に限り、その支払いを要しません。
- 3 この約款実施の日から平成18年5月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡのものに限ります。）の申込みをした者又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この約款実施の日から平成18年5月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（50Mb/s 品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（10Mb/s 品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（10Mb/s 品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（50Mb/s 品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円とします。
- 5 この約款実施の日から平成18年5月31日までの間において、IP電話サービスⅠ（第2種ADSL接続サービス（コースⅡのものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この約款実施の日から平成18年5月31日までの間において、IP電話サービスⅠ（第2種ADSL接続サービス（コースⅡのものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この約款実施の日から平成18年5月31日までの間において、第1種ADSL接続サービス利用契約（タイプⅡ（プランⅧ（共用型（50Mb/s の品目のものに限ります。）のもの

に限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをした者又は第 15 条 (インターネット接続サービスの種類の変更)、第 31 条 (インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第 1 種 ADSL 接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者 (タイプ I のものに限ります。)は、第 1 種 ADSL 接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。

- 8 この約款実施の日から平成 18 年 5 月 31 日までの間において、第 1 種 ADSL 接続サービス利用契約 (タイプ II (プラン VIII (共用型 (50Mb/s の品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをした者又は第 15 条 (インターネット接続サービスの種類の変更)、第 31 条 (インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第 1 種 ADSL 接続サービスへの種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第 1 種ダイヤルアップサービス利用契約者又はフレッツ対応サービス利用契約者 (タイプ I のものに限ります。)は、当社がその提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における第 1 種 ADSL 接続サービス利用契約 (タイプ II (プラン VIII (共用型 (50Mb/s の品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。また、当社が第 1 種 ADSL 接続サービス (タイプ II (プラン VIII (共用型 (50Mb/s の品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)の提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間に、第 47 条 (インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第 2 種 ADSL 接続サービス (コース I (タイプ II のものに限ります。)のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた場合は、当社が第 1 種 ADSL 接続サービス利用契約 (タイプ II (プラン VIII (共用型 (50Mb/s の品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)の提供を開始した日の属する料金月の翌料金月までの間における第 2 種 ADSL 接続サービス (コース I (タイプ II のものに限ります。)のものに限ります。)に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しませぬ。
- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成 18 年 7 月 31 日までの間において、第 2 種 ADSL 接続サービス (コース II のものに限ります。)の申込みをした者又は第 22 条の 4 (インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第 2 種 ADSL 接続サービス (コース II (住宅用のものに限ります。)のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第 3 種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第 2 種 ADSL 接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 3 この約款実施の日から平成 18 年 7 月 31 日までの間において、第 2 種 ADSL 接続サービス (コース II (住宅用 (50Mb/s 品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第 2 種 ADSL 接続サービス利

用契約者（コースⅡ（住宅用（10Mb/s 品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（10Mb/s 品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（50Mb/s 品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円とします。

- 4 この約款実施の日から平成18年7月31日までの間において、IP電話サービスⅠ（第2種ADSL接続サービス（コースⅡのものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成18年6月19日から実施します。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年6月21日から実施します。

（経過措置）

- 2 この約款実施の際現に当社と下表の左欄の下表の左欄のサービスに係る契約を締結している者は、この約款実施の日において、この約款に規定する下表の右欄のサービスに係る契約を締結しているものとし、その提供条件は、この附則の3に規定するところによります。

第1種ダイヤルアップサービス（タイプⅠ（コースⅠのものに限ります。）のものに限ります。）	旧ダイヤルアップサービス（バリバリコース）
--	-----------------------

3 削除

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年7月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この約款実施の日から平成18年8月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。））利用契約者は第3種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求若しくは、第3種ADSL接続サービス利用契約者は第2種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求はできないものとします。

- 3 この約款実施の日から平成18年7月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この約款実施の日から平成18年7月31日までの間において、第3種ADSL接続サービス(50Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(10Mb/s品目のものに限ります。)又は、第3種ADSL接続サービス(10Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(50Mb/s品目のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円とします。
- 5 この約款実施の日から平成18年7月31日までの間において、IP電話サービスI(第3種ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年7月19日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除
- 3 削除
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成18年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡのものに限ります。)の申込みをした者又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この約款実施の日から平成18年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のもの

- に限りません。)又は、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限りません。))のものに限りません。))のものに限りません。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限りません。))のものに限りません。))のものに限りません。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円とします。
- 4 この約款実施の日から平成18年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この約款実施の日から平成18年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービス(50Mb/s品目のものに限りません。))への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(10Mb/s品目のものに限りません。))又は、第3種ADSL接続サービス(10Mb/s品目のものに限りません。))への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(50Mb/s品目のものに限りません。))は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円とします。
- 6 この約款実施の日から平成18年9月30日までの間において、IP電話サービスⅠ(第3種ADSL接続サービスに係るものに限りません。))の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成18年9月5日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限りません。))利用契約者は第3種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求若しくは、第3種ADSL接続サービス利用契約者は第2種ADSL接続サービスへの種類の変更の請求はできないものとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成18年12月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(事務用のものに限りません。))のものに限りません。))の申込みをした者は第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規

定にかかわらず、その支払を要しません。

- 3 この約款実施の日から平成18年12月31日までの間において、IP電話サービスI（第2種ADSL接続サービス（コースII（事務用のものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この約款実施の日から平成19年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースII（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースII（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス（コースII（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この約款実施の日から平成19年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースII（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者、第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースII（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者、又は第49条の11の規定により第3種ADSL接続サービスから第2種ADSL接続サービス（料金表第1（基本利用料）に定めるコースII（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更が行われた第2種ADSL接続サービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この約款実施の日から平成19年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースII（住宅用（50Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースII（住宅用（10Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は、第2種ADSL接続サービス（コースII（住宅用（10Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースII（住宅用（50Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円とします。
- 7 この約款実施の日から平成19年1月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者（第49条の7（メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い）の規定により第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。）は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この約款実施の日から平成19年1月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者（第49条の7（メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い）の規定によりメタルプラス電話サービスに係る契約の解除の請求をし、

その承諾をうけた第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）利用契約者を除く。）は、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 9 この約款実施の日から平成19年1月31日までの間において、第3種ADSL接続サービス（50Mb/s 品目のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者（10Mb/s 品目のものに限ります。）又は、第3種ADSL接続サービス（10Mb/s 品目のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者（50Mb/s 品目のものに限ります。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円とします。
- 10 この約款実施の日から平成19年1月31日までの間において、IP電話サービスⅠ（第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）及び第3種ADSL接続サービスに係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 11 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 12 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この約款実施の際現に当社と下表の左欄のサービスに係る契約を締結している者は、この約款実施の日において、この約款に規定する下表の右欄のサービスに係る契約を締結しているものとします。

TEPCOひかり対応サービス	高速IPネットワーク対応サービス
----------------	------------------

- 3 この約款実施の日から平成19年3月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（事務用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者は第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この約款実施の日から平成19年3月31日までの間において、IP電話サービスⅠ（第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（事務用のものに限ります。）のものに限りま

- す。)に係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービス I の利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成19年4月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者(第49条の11(メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い)の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。)又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この約款実施の日から平成19年4月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施の日から平成19年6月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースII(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)又は、第2種ADSL接続サービス(コースII(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースII(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円とします。
- 5 この約款実施の日から平成19年4月30日までの間において、IP電話サービスI(第2種ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この約款実施の日から平成19年4月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者(第49条の7(メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があ

った場合の取扱い)の規定により第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。)は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 7 この約款実施の日から平成19年4月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費(第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます)及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この約款実施の日から平成19年4月30日までの間において、第3種ADSL接続サービス(50Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(10Mb/s品目のものに限ります。)又は、第3種ADSL接続サービス(10Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(50Mb/s品目のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円とします。
- 9 この約款実施の日から平成19年4月30日までの間において、IP電話サービスI(第3種ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成19年2月21日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成19年3月20日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の日から平成19年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースII(事務用のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをした者は第

2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 3 この約款実施の日から平成19年9月30日までの間において、IP電話サービスI（第2種ADSL接続サービス（コースII（事務用のものに限ります。）のものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成19年5月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成19年6月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースII（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースII（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス（コースII（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成19年6月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースII（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースII（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施の日から平成19年6月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースII（住宅用（50Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースII（住宅用（10Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は、第2種ADSL接続サービス（コースII（住宅用（10Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースII（住宅用（50Mb/s品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円とします。
- 5 この改正規定実施の日から平成19年6月30日までの間において、IP電話サービスI（第2種ADSL接続サービスに係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受け

- たときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この改正規定実施の日から平成19年6月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者（第49条の7（メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い）の規定により第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。）は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
 - 7 この改正規定実施の日から平成19年6月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費（第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます）及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
 - 8 この改正規定実施の日から平成19年6月30日までの間において、第3種ADSL接続サービス（50Mb/s品目のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者（10Mb/s品目のものに限ります。）又は、第3種ADSL接続サービス（10Mb/s品目のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者（50Mb/s品目のものに限ります。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円とします。
 - 9 この改正規定実施の日から平成19年6月30日までの間において、IP電話サービスI（第3種ADSL接続サービスに係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
 - 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成19年7月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成19年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースII（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースII（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス（コースII（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 3 この改正規定実施の日から平成19年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限りす。）のものに限りす。）の申込みをした者又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限りす。）のものに限りす。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施の日から平成19年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（50Mb/s品目のものに限りす。）のものに限りす。）のものに限りす。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（10Mb/s品目のものに限りす。）のものに限りす。）のものに限りす。）又は、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（10Mb/s品目のものに限りす。）のものに限りす。）のものに限りす。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（50Mb/s品目のものに限りす。）のものに限りす。）のものに限りす。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円とします。
- 5 この改正規定実施の日から平成19年9月30日までの間において、IP電話サービスⅠ（第2種ADSL接続サービスに係るものに限りす。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この改正規定実施の日から平成19年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者（第49条の7（メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い）の規定により第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。）は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この改正規定実施の日から平成19年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費（第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます）及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この改正規定実施の日から平成19年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービス（50Mb/s品目のものに限りす。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者（10Mb/s品目のものに限りす。）又は、第3種ADSL接続サービス（10Mb/s品目のものに限りす。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者（50Mb/s品目のものに限りす。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円とします。
- 9 この改正規定実施の日から平成19年9月30日までの間において、IP電話サービスⅠ（第3種ADSL接続サービスに係るものに限りす。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成20年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）の申込みをした者（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成20年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）の申込みをした者又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施の日から平成20年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（50Mb/s 品目のものに限りします。）のものに限りします。）のものに限りします。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（10Mb/s 品目のものに限りします。）のものに限りします。）のものに限りします。）又は、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（10Mb/s 品目のものに限りします。）のものに限りします。）のものに限りします。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（50Mb/s 品目のものに限りします。）のものに限りします。）のものに限りします。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円とします。
- 5 この改正規定実施の日から平成20年1月31日までの間において、IP電話サービスⅠ（第2種ADSL接続サービスに係るものに限りします。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この改正規定実施の日から平成20年1月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者（第49条の7（メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い）の規定により第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。）は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 7 この改正規定実施の日から平成20年1月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費（第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます）及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この改正規定実施の日から平成20年1月31日までの間において、第3種ADSL接続サービス（50Mb/s品目のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者（10Mb/s品目のものに限ります。）又は、第3種ADSL接続サービス（10Mb/s品目のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者（50Mb/s品目のものに限ります。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円とします。
- 9 この改正規定実施の日から平成20年1月31日までの間において、IP電話サービスI（第3種ADSL接続サービスに係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスIの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成20年4月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 3 この改正規定実施の日から平成20年4月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施の日から平成20年4月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（50Mb/s 品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（10Mb/s 品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（10Mb/s 品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（50Mb/s 品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円とします。
- 5 この改正規定実施の日から平成20年4月30日までの間において、IP電話サービスⅠ（第2種ADSL接続サービスに係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この改正規定実施の日から平成20年4月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者（第49条の7（メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い）の規定により第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。）は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この改正規定実施の日から平成20年4月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費（第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます）及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この改正規定実施の日から平成20年4月30日までの間において、第3種ADSL接続サービス（50Mb/s 品目のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者（10Mb/s 品目のものに限ります。）又は、第3種ADSL接続サービス（10Mb/s 品目のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者（50Mb/s 品目のものに限ります。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、税抜額3,000円とします。
- 9 この改正規定実施の日から平成20年4月30日までの間において、IP電話サービスⅠ（第3種ADSL接続サービスに係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のおりとします。

- 11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年2月16日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年3月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成20年5月10日までの間において、第46条（他社接続回線の移転）の請求をし、その承諾を受けた第一種ADSL接続サービス利用契約者（共用型のものに限ります。）は、他社接続回線の移転に関する工事に係る工事費（その他社接続回線の移転に伴うADSL接続サービスの品目、タイプ又はプランの変更に関する工事に係るものを含みます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
 - 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
 - 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
 - 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成20年6月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（50Mb/s 品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（10Mb/s 品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（10Mb/s 品目の

ものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 3 この改正規定実施の日から平成20年6月30日までの間において、第3種ADSL接続サービス(50Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(10Mb/s品目のものに限ります。)又は、第3種ADSL接続サービス(10Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(50Mb/s品目のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年4月9日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成20年6月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをした者(第49条の11(メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い)の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。)又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。)のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。)のものに限ります。)に関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成20年6月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをした者又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。)のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種A

D S L 接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 4 この改正規定実施の日から平成20年6月30日までの間において、I P 電話サービス I (第2種 A D S L 接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、I P 電話サービス I の利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この改正規定実施の日から平成20年6月30日までの間において、第3種 A D S L 接続サービスの申込みをした者(第49条の7(メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い)の規定により第3種 A D S L 接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。)は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種 A D S L 接続サービスに関する定額利用料について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この改正規定実施の日から平成20年6月30日までの間において、第3種 A D S L 接続サービスの申込みをした者は、第3種 A D S L 接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種 A D S L 接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費(第49条の7の規定により第2種 A D S L 接続サービスから第3種 A D S L 接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます)及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この改正規定実施の日から平成20年6月30日までの間において、I P 電話サービス I (第3種 A D S L 接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、I P 電話サービス I の利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 9 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成20年8月31日までの間において、第2種 A D S L 接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをした者(第49条の11(メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い)の規定により第2種 A D S L 接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます。)又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種 A D S L 接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。)のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種 A D S L 接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。)のものに限ります。)に関する定額利用料(料金表第1(基本利用料)に定めるものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成20年8月31日までの間において、第2種 A D S L 接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをした者

(第49条の11(メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い)の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を含みます。)又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 4 この改正規定実施の日から平成20年8月31日までの間において、IP電話サービスⅠ(第2種ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この改正規定実施の日から平成20年8月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者(第49条の7(メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い)の規定により第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。)は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料(料金表第1(基本利用料)に定める加算額に係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この改正規定実施の日から平成20年8月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費(第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます)及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この改正規定実施の日から平成20年8月31日までの間において、IP電話サービスⅠ(第3種ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この改正規定実施の日から平成20年8月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)又は、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 9 この改正規定実施の日から平成20年8月31日までの間において、第3種ADSL接続サービス(50Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(10Mb/s品目のものに限ります。)又は、第3種ADSL接続サービス(10Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(50Mb/s品目のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

10 削除

- 11 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 12 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年7月2日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の際現に、当社と下表の左欄のサービスに係る契約を締結している者は、この約款実施の日において、この約款に規定する下表の右欄のサービスに係る契約を締結しているものとし、その提供条件は、この附則の第3項から第6項に規定するところによるほか、この約款に規定するフレッツ対応サービスに関する提供条件に準じるものとしします。

フレッツ対応サービス（タイプⅡ（プランⅠのものに限ります。）のものに限ります。）	旧フレッツ対応サービス（タイプⅡ（プランⅠのものに限ります。）のものに限ります。）
--	---

- 3 旧フレッツ対応サービス（前項の表の右欄に定めるものに限ります。以下この附則第6項までにおいて同じとしします。）に係る基本利用料の適用については第67条（定額利用料の支払義務）及び第68条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとしします。

1 適用

区分	内容
1) 優先接続との複合利用に係る料金の適用	<p>ア 当社は、旧フレッツ対応サービス利用契約（前項の表の右欄に定めるサービスに係るものに限ります。以下この附則第6項までにおいて同じとしします。）が、次の条件のすべてを満たす場合には、旧フレッツ対応サービスに係る定額利用料から税抜額300円を減額して適用します。</p> <p>ただし、定額利用料が税抜額300円に満たない場合は、その定額利用料の額を減額して適用します。</p> <p>（ア）協定事業者の電話サービスに係る契約約款等又は総合デジタル通信サービスに係る契約約款等に定める優先接続の取扱いにおいて、次の電話会社固定に係る通話区分又は通信区分（以下この表において「割引対象通話等区分」といいます。）について当社の事業者識別番号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下同じとしします。）を指定しているとき。</p> <p>① 県間市外通話及び市内通話、県内市外通話又は国際通話のうち、いずれか1以上の通話区分</p> <p>② 県間市外通信及び市内通信、県内市外通信又は国際通信のうち、いずれか1以上の通信区分</p> <p>（イ）当社の電話サービス等に係る契約約款等に規定する電話サービス等に係る料金等との料金月単位での一括請求の取扱いを行っているとき。</p> <p>イ アの取扱いは、割引対象通話等区分について当社の事業者識別番号を登録する旨の申込が行われたことを当社がインターネット接続サービス取扱所において確認した日（以下この欄において「申込確</p>

	<p>認日」といいます。)の属する料金月の初日(申込確認日の属する料金月の末日に旧フレッツ対応サービスが開始されていない場合は、当該旧フレッツ対応サービスの提供を開始した日の属する料金月の初日)から適用します。</p> <p>ウ イの場合において、申込確認日から相当期間経過後において、割引対象通話等区分について当社の事業者識別番号が登録されないときは、アの取扱いは終了したものとします。</p> <p>エ 当社は、割引対象通話等区分について、当社の事業者識別番号の登録が解除されたことを確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の初日からアの取扱いは終了したものとします。</p> <p>オ 当社は、電話サービス等との料金月単位での一括請求について、当社がその取扱いが終了したことを確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の初日から、アの取扱いは終了したものとします。</p> <p>カ 旧フレッツ対応サービス利用契約者(前項の表の右欄に定めるサービスに係る者に限ります。以下この附則第6項までにおいて同じとします。)が、アの(ア)取扱いを受けている他社契約者回線について、電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合に、その内容について、速やかに契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に通知しないときは、アの取扱いは終了したものとします。</p> <p>キ 旧フレッツ対応サービス利用契約の解除があったときは、解除があった日の属する料金月の翌料金月から、アの取扱いは終了したものとします。</p>
--	---

2 料金額

1 ユーザIDごとに月額

区分	料金額
定額利用料	税抜額 1,550 円

4 削除

5 旧フレッツ対応サービスに係る付加機能利用料の適用については、第67条(定額利用料の支払義務)及び第68条(利用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容
IP電話サービスIの適用	<p>(1) 当社は、旧フレッツ対応サービス利用契約者にIP電話サービスIを提供します。</p> <p>(2) IP電話サービスIに係る料金その他の提供条件については、この約款の規定によるものとします。</p>
優先接続との複合利用に係る料金の適用	<p>ア 当社は、旧フレッツ対応サービス利用契約者が次の条件をすべて満たす場合には、当該契約者が利用している付加機能(以下この表において「割引対象付加機能」といいます。)の定額利用料の合計額から税抜額300円を減額して適用します。</p> <p>ただし、定額利用料の合計額が税抜額300円)に満たない場合は、その定額利用料の額を減額して適用します。</p> <p>(ア) 協定事業者の電話サービスに係る契約約款等又は総合デジタル通信サービスに係る契約約款等に定める優先接続の取扱いにおいて、次の電話会社固定に係る通話区分又は通信区分(以下この表において「割引対象通話等区分」といいます。)について当社の事業者識別番号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信</p>

	<p>番号をいいます。以下同じとします。)を指定しているとき。</p> <p>① 県間市外通話及び市内通話、県内市外通話又は国際通話のうち、いずれか1以上の通話区分</p> <p>② 県間市外通信及び市内通信、県内市外通信又は国際通信のうち、いずれか1以上の通信区分</p> <p>(イ) 当社の電話サービス等に係る契約約款等に規定する電話サービス等に係る料金等との料金月単位での一括請求の取扱いを行っているとき。</p> <p>イ アに規定する割引対象付加機能は、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 電子メールアドレス追加サービス</p> <p>(イ) 電子メール条件着信サービス</p> <p>(ウ) IP電話サービスI</p> <p>(エ) 送信電子メールウィルスチェックサービス</p> <p>ウ アの取扱いは、割引対象通話等区分について当社の事業者識別番号を登録する旨の申込が行われたことを当社がインターネット接続サービス取扱所において確認した日(以下この欄において「申込確認日」といいます。)の属する料金月の初日(申込確認日の属する料金月の末日にインターネット接続サービスが開始されていない場合は、当該サービスの提供を開始した日の属する料金月の初日)から適用します。</p> <p>エ ウの場合において、申込確認日から相当期間経過後において、割引対象通話等区分について当社の事業者識別番号が登録されないときは、アの取扱いは終了したものとします。</p> <p>オ 当社は、割引対象通話等区分について、当社の事業者識別番号の登録が解除されたことを確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の初日からアの取扱いは終了したものとします。</p> <p>カ 当社は、電話サービス等との料金月単位での一括請求について、当社がその取扱いが終了したことを確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の初日からアの取扱いは終了したものとします。</p> <p>キ 当社は、当該契約者が、アの(ア)の取扱いを受けている他社契約者回線について、電話番号又は契約者回線番号の変更があった場合に、その内容について、契約事務を行う個人向けインターネット接続サービス取扱所に通知しないときは、アの取扱いは終了したものとします。</p> <p>ク 当該契約の解除があったときは、解除があった日の属する料金月の翌料金月から、アの取扱いは終了したものとします。</p>
--	--

6 削除

7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

8 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者(第49条の11(メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があつた場合の取扱い)の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます。)又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)に関する定額利用料(料金表第1(基本利用料)に定めるものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 3 この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者(第49条の11(メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があつた場合の取扱い)の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を含みます。)又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 4 この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間において、IP電話サービスⅠ(第2種ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 5 この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者(第49条の7(メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があつた場合の取扱い)の規定により第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。)は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料(料金表第1(基本利用料)に定める加算額に係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 6 この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費(第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の

変更が行われた場合を除きます)及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 7 この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間において、IP電話サービスⅠ(第3種ADSL接続サービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)又は、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。)のものに限ります。)のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 9 この改正規定実施の日から平成20年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービス(50Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(10Mb/s品目のものに限ります。)又は、第3種ADSL接続サービス(10Mb/s品目のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者(50Mb/s品目のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 12 平成16年5月1日より実施の附則第4項第3号から第6号をNEWEBサービス利用規約に移管、平成17年11月1日より実施の附則第3項及び平成18年6月21日より実施の附則第3項については、「削除」に改めます。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成21年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをした者(第49条の11(メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い)の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます。)又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。)のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。)のものに限ります。)に関する定額利用料(料金表

- 第1（基本利用料）に定めるものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成21年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を含みます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施の日から平成21年1月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者（第49条の7（メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い）の規定により第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。）は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定める加算額に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この改正規定実施の日から平成21年1月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費（第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます）及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この改正規定実施の日から平成21年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（50Mb/s 品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（10Mb/s 品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用（10Mb/s 品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（50Mb/s 品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この改正規定実施の日から平成21年1月31日までの間において、第3種ADSL接続サービス（50Mb/s 品目のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者（10Mb/s 品目のものに限ります。）又は、第3種ADSL接続サービス（10Mb/s 品目のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者（50Mb/s 品目のものに限ります。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この約款実施の日から平成20年12月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（事務用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者は第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 9 この約款実施の日から平成20年12月31日までの間において、IP電話サービスI

(第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(事務用のものに限ります。))のものに限ります。))に係るものに限ります。))の申込みをし、その承諾を受けたときは、IP電話サービスⅠの利用の開始に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 10 この改正規定実施の日から平成20年10月31日までの間において、第46条(他社接続回線の移転)の請求をし、その承諾を受けた第1種ADSL接続サービス利用契約者(共用型のものに限ります。))は、他社接続回線の移転に関する工事に係る工事費(その他社接続回線の移転に伴うADSL接続サービスの品目、タイプ又はプランの変更に係る工事に係るものを含みます。))について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 11 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 12 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年10月22日から実施します。

(経過措置)

- 2 この約款実施の際現に、当社と下表の左欄のサービスに係る契約を締結している者は、この約款実施の日において、この約款に規定する下表の右欄のサービスに係る契約を締結しているものとし、その提供条件は、この附則の第3項から第5項に規定するところによります。

第1種ダイヤルアップサービス(タイプⅡ(コースⅠ(プランⅠのものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅣ (コミコミコース ライト4)
第1種ダイヤルアップサービス(タイプⅡ(コースⅠ(プランⅡのものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅥ (コミコミコース レギュラー)
第1種ダイヤルアップサービス(タイプⅡ(コースⅠ(プランⅢのものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅦ (コミコミコース ロング)
第1種ダイヤルアップサービス(タイプⅡ(コースⅠ(プランⅤのものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅡ (コミコミコース ライト2)
第1種ダイヤルアップサービス(タイプⅡ(コースⅠ(プランⅥのものに限ります。))のものに限ります。))のものに限ります。	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅢ (コミコミコース ライト3)
第1種ダイヤルアップサービス(タイプⅡ(コースⅡのものに限ります。))のものに限ります。	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅡ (マイティコース)
高速IPネットワーク対応サービス(タイプⅡ(プランⅠのものに限ります。))のものに限ります。	旧高速IPネットワーク対応サービス プランⅠ (「ひかりone」コース ホーム100)
高速IPネットワーク対応サービス(タイプⅡ(プランⅡのものに限ります。))のものに限ります。	旧高速IPネットワーク対応サービス プランⅡ (「ひかりone」コース ホーム100)

プⅡ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。	ンⅡ （「ひかりone」コース SOHO）
----------------------------	--------------------------

3 旧第1種ダイヤルアップサービス（前項の表に定めるものをいいます。以下、この附則において同じとします。）に関する提供条件は、次に規定するもののほか、平成28年10月1日から実施の附則に規定する旧第1種ダイヤルアップサービスに関する提供条件に準ずるものとします。

4 旧第1種ダイヤルアップサービスに係る基本利用料の適用については、第67条（定額利用料の支払義務）及び第68条（利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

(1) 適用

区分	内容														
料金の適用	ア 当社は、旧ダイヤルアップサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおりコースを定めます。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅡ</td> <td>月間累積接続通信時間が2時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が2時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算するもの</td> </tr> <tr> <td>旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅢ</td> <td>月間累積接続通信時間が3時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が3時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算するもの</td> </tr> <tr> <td>旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅣ</td> <td>月間累積接続通信時間が4時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が4時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算するもの</td> </tr> <tr> <td>旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅥ</td> <td>月間累積接続通信時間が10時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が10時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算するもの</td> </tr> <tr> <td>旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅦ</td> <td>月間累積接続通信時間が20時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が20時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算するもの</td> </tr> <tr> <td>旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅡ</td> <td>基本利用料が定額利用料（月間累積接続通信時間にかかわらず適用するものとします。）と利用料（1の通信ごとに算定されるものとします。）からなるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅡ	月間累積接続通信時間が2時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が2時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算するもの	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅢ	月間累積接続通信時間が3時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が3時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算するもの	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅣ	月間累積接続通信時間が4時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が4時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算するもの	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅥ	月間累積接続通信時間が10時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が10時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算するもの	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅦ	月間累積接続通信時間が20時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が20時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算するもの	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅡ	基本利用料が定額利用料（月間累積接続通信時間にかかわらず適用するものとします。）と利用料（1の通信ごとに算定されるものとします。）からなるもの
区分	内容														
旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅡ	月間累積接続通信時間が2時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が2時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算するもの														
旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅢ	月間累積接続通信時間が3時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が3時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算するもの														
旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅣ	月間累積接続通信時間が4時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が4時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算するもの														
旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅥ	月間累積接続通信時間が10時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が10時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算するもの														
旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅦ	月間累積接続通信時間が20時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が20時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算するもの														
旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅡ	基本利用料が定額利用料（月間累積接続通信時間にかかわらず適用するものとします。）と利用料（1の通信ごとに算定されるものとします。）からなるもの														
	イ 旧第1種ダイヤルアップサービス利用契約者は、アに定める区分の変更の請求をすることはできません。														

(2) 料金額

① 定額利用料

1ユーザIDごとに月額

区分	料金額
旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプ	税抜額 730円

Ⅱ・コースⅠ・プランⅡ	
旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅢ	税抜額 980 円
旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅣ	税抜額 1,200 円
旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅥ	税抜額 2,350 円
旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅦ	税抜額 4,700 円
旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅡ	税抜額 1,480 円

② 利用料

a b以外のもの

1 ユーザIDにつき1分までごとに

区分	料金額
旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅡ	税抜額 10 円
旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅢ	税抜額 10 円
旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅣ	税抜額 10 円
旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅥ	税抜額 10 円
旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅦ	税抜額 10 円

b 旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅡに係るもの

1 ユーザIDにつき3分までごとに

区分	料金額
旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅡ	税抜額 8 円

- 5 旧第1種ダイヤルアップサービス（タイプⅡ・コースⅡのものに限ります。）について、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
- (1) 料金月の初日以外の日インターネット接続サービス利用契約の解除があったとき。
 - (2) (1)の場合を除いて、料金月の初日以外の日月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。
 - (3) 料金表第1（基本利用料）に定めるプランの変更があったとき。
 - (4) 第67条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(実施時期)

1 この改正規定は、平成20年10月30日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成20年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成21年1月31日までの間において、第46条(他社接続回線の移転)の請求をし、その承諾を受けた第1種ADSL接続サービス利用契約者(共用型のものに限り)は、他社接続回線の移転に関する工事費(移転先の他社接続回線がプランⅧに係るものの場合に限り)について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成20年12月10日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成20年12月25日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成21年4月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者(第49条の11(メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があつた場合の取扱い)の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます。)又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)に関する定額利用料(料金表第1(基本利用料)に定めるものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成21年4月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをした者(第49条の11(メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があつた場合の取扱い)の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を含みます。)又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施の日から平成21年4月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者(第49条の7(メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があつた場合の取扱い)の規定により第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。)は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料(料金表第1(基本利用料)に定める加算額に係るものに限ります。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この改正規定実施の日から平成21年4月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスの申込みをした者は、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費(第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます)及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 6 この改正規定実施の日から平成21年4月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)又は、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用(10Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡ(住宅用(50Mb/s品目のものに限ります。))のものに限ります。)のものに限ります。)は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 7 この改正規定実施の日から平成21年4月30日までの間において、第3種ADSL接続サービス（50Mb/s 品目のものに限り。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者（10Mb/s 品目のものに限り。）又は、第3種ADSL接続サービス（10Mb/s 品目のものに限り。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種ADSL接続サービス利用契約者（50Mb/s 品目のものに限り。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この改正規定実施の日から平成21年4月30日までの間において、第46条（他社接続回線の移転）の請求をし、その承諾を受けた第1種ADSL接続サービス利用契約者（プランⅧ又はプランⅨのものに限り。）は、他社接続回線の移転に関する工事に係る工事費（その他社接続回線の移転に伴うADSL接続サービスのプランの変更に関する工事に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成21年3月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成21年5月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成21年5月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限り。）のものに限り。）の申込みをした者（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種A

D S L 接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種A D S L 接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に関する定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定めるものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。

- 3 この改正規定実施の日から平成21年5月31日までの間において、第2種A D S L 接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをした者（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があつた場合の取扱い）の規定により第2種A D S L 接続サービスへの種類の変更が行われた場合を含みます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第2種A D S L 接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更の請求をし、その承諾をうけた第3種ダイヤルアップサービス利用契約者は、第2種A D S L 接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 4 この改正規定実施の日から平成21年5月31日までの間において、第3種A D S L 接続サービスの申込みをした者（第49条の7（メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があつた場合の取扱い）の規定により第3種A D S L 接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除く。）は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種A D S L 接続サービスに関する定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定める加算額に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 5 この改正規定実施の日から平成21年5月31日までの間において、第3種A D S L 接続サービスの申込みをした者は、第3種A D S L 接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種A D S L 接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費（第49条の7の規定により第2種A D S L 接続サービスから第3種A D S L 接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます）及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。

ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りでありませぬ。

- 6 この改正規定実施の日から平成21年5月31日までの間において、第2種A D S L 接続サービス（コースⅡ（住宅用（50Mb/s 品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種A D S L 接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（10Mb/s 品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）又は、第2種A D S L 接続サービス（コースⅡ（住宅用（10Mb/s 品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第2種A D S L 接続サービス利用契約者（コースⅡ（住宅用（50Mb/s 品目のものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。
- 7 この改正規定実施の日から平成21年5月31日までの間において、第3種A D S L 接続サービス（50Mb/s 品目のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種A D S L 接続サービス利用契約者（10Mb/s 品目のものに限ります。）又は、第3種A D S L 接続サービス（10Mb/s 品目のものに限ります。）への品目の変更の請求をし、その承諾を受けた第3種A D S L 接続サービス利用契約者（50Mb/s 品目のものに限ります。）は、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。

- 8 この改正規定実施の日から平成21年5月31日までの間において、第46条（他社接続回線の移転）の請求をし、その承諾を受けた第1種ADSL接続サービス利用契約者（プランⅧ又はプランⅩのものに限ります。）は、他社接続回線の移転に関する工事に係る工事費（その他社接続回線の移転に伴うADSL接続サービスのプランの変更に関する工事に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。
- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成21年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたとき（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われたときを除きます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第3種ダイヤルアップサービスから第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）へのインターネット接続サービスの種類の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、当社がそのサービスの提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に係る定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定めるものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成21年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたとき（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われたときを含みます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第3種ダイヤルアップサービスから第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）へのインターネット接続サービスの種類の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施の日から平成21年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをしたとき（第49条の7（メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い）の規定により第3種ADSL接続サービスへのインターネット接続サービスの種類の変更が行われたときを除きます。）は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定める加算額に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この改正規定実施の日から平成21年9月30日までの間において、第3種ADSL接

続サービス利用契約の申込みをしたときは、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費（第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます）及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 6 この改正規定実施の日から平成21年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に係る品目の変更（10Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。）の請求をし、その承諾を受けたときは、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この改正規定実施の日から平成21年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスに係る品目の変更（10Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。）の請求をし、その承諾を受けたときは、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この改正規定実施の日から平成21年9月30日までの間において、第46条（他社接続回線の移転）の請求をし、その承諾を受けた第1種ADSL接続サービス利用契約者（プランⅧ又はプランⅨのものに限ります。）は、他社接続回線の移転に関する工事に係る工事費（その他社接続回線の移転に伴うADSL接続サービスのプランの変更に関する工事に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。
- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成21年6月16日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成21年6月25日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年8月3日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年9月28日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成22年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたとき（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があつた場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われたときを除きます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第3種ダイヤルアップサービスから第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）へのインターネット接続サービスの種類の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、当社がそのサービスの提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に係る定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定めるものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成22年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたとき（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があつた場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われたときを含みます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第3種ダイヤルアップサービスから第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）へのインターネット接続サービスの種類の変更の請求をし、その承諾をうけたときは、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施の日から平成22年1月31日までの間において、第3種ADSL接

続サービス利用契約の申込みをしたとき（第49条の7（メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い）の規定により第3種ADSL接続サービスへのインターネット接続サービスの種類の変更が行われたときを除きます。）は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定める加算額に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

5 この改正規定実施の日から平成22年1月31日までの間において、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをしたときは、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費（第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます）及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

6 この改正規定実施の日から平成22年1月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に係る品目の変更（10Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。）の請求をし、その承諾を受けたときは、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

7 この改正規定実施の日から平成22年1月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスに係る品目の変更（10Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。）の請求をし、その承諾を受けたときは、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

8 この改訂規定実施の日から平成22年3月31日までの間において、第46条（他社接続回線の移転）の請求をし、その承諾を受けた第1種ADSL接続サービス利用契約者（プランⅧ又はプランⅨのものに限ります。）は、他社接続回線の移転に関する工事に係る工事費（その他社接続回線の移転に伴うADSL接続サービスのプランの変更に関する工事に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

10 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成21年10月23日から実施します。

（経過措置）

2 削除

3 削除

4 削除

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成21年11月1日から実施します。

附則

この改正規定は、平成21年12月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成22年3月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたとき（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があつた場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われたときを除きます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第3種ダイヤルアップサービスから第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）へのインターネット接続サービスの種類の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、当社がそのサービスの提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に係る定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定めるものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成22年3月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたとき（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があつた場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われたときを含みます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第3種ダイヤルアップサービスから第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）へのインターネット接続サービスの種類の変更の請求をし、その承諾をうけたときは、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 4 この改正規定実施の日から平成22年3月31日までの間において、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをしたとき（第49条の7（メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があつた場合の取扱い）の規定により第3種ADSL接続サービスへのインターネット接続サービスの種類の変更が行われたときを除きます。）は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定める加算額に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 5 この改正規定実施の日から平成22年3月31日までの間において、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをしたときは、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費（第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます）及び回線新設費用について、この約款の規定

にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、本則第 81 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

- 6 この改正規定実施の日から平成 22 年 3 月 31 日までの間において、第 2 種 ADSL 接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に係る品目の変更（10Mb/s と 50Mb/s の間のものに限ります。）の請求をし、その承諾を受けたときは、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この改正規定実施の日から平成 22 年 3 月 31 日までの間において、第 3 種 ADSL 接続サービスに係る品目の変更（10Mb/s と 50Mb/s の間のものに限ります。）の請求をし、その承諾を受けたときは、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 9 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

この改正規定は、平成 22 年 3 月 1 日から実施します。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 22 年 3 月 14 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成 22 年 5 月 31 日までの間において、第 2 種 ADSL 接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたとき（第 49 条の 11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があつた場合の取扱い）の規定により第 2 種 ADSL 接続サービスへの種類の変更が行われたときを除きます。）又は第 22 条の 4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第 3 種ダイヤルアップサービスから第 2 種 ADSL 接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）へのインターネット接続サービスの種類の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、当社がそのサービスの提供を開始した日の属する料金月までの間における第 2 種 ADSL 接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に係る定額利用料（料金表第 1（基本利用料）に定めるものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成 22 年 5 月 31 日までの間において、第 2 種 ADSL 接

続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたとき（第49条の11（メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があつた場合の取扱い）の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われたときを含みます。）又は第22条の4（インターネット接続サービスの種類の変更）の規定により第3種ダイヤルアップサービスから第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）へのインターネット接続サービスの種類の変更の請求をし、その承諾をうけたときは、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

4 この改正規定実施の日から平成22年5月31日までの間において、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをしたとき（第49条の7（メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があつた場合の取扱い）の規定により第3種ADSL接続サービスへのインターネット接続サービスの種類の変更が行われたときを除きます。）は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料（料金表第1（基本利用料）に定める加算額に係るものに限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

5 この改正規定実施の日から平成22年5月31日までの間において、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをしたときは、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費（第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われた場合を除きます）及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

6 この改正規定実施の日から平成22年5月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に係る品目の変更（10Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。）の請求をし、その承諾を受けたときは、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

7 この改正規定実施の日から平成22年5月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスに係る品目の変更（10Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。）の請求をし、その承諾を受けたときは、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

8 この改正規定実施の日から平成22年4月30日までの間において、第46条（他社接続回線の移転）の請求をし、その承諾を受けた第1種ADSL接続サービス利用契約者（プランⅧ又はプランⅩのものに限ります。）は、他社接続回線の移転に関する工事に係る工事費（その他社接続回線の移転に伴うADSL接続サービスのプランの変更に関する工事に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

9 平成16年5月1日より実施の附則第24項及び平成16年12月1日より実施の附則第5項については、「削除」に改めます。

10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

11 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年4月12日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年4月20日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年4月23日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成22年9月30日までの間において、第46条（他社接続回線の移転）の請求をし、その承諾を受けた第1種ADSL接続サービス利用契約者（プランⅧ又はプランⅨのものに限ります。）は、他社接続回線の移転に関する工事に係る工事費（その他社接続回線の移転に伴うADSL接続サービスのプランの変更に関する工事に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年5月28日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成22年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約(コースⅡ(住宅用のものに限り。))のものに限り。の申込みをし、その承諾を受けたとき(第49条の11(メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い)の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われたときを除きます。)又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第3種ダイヤルアップサービスから第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限り。))のものに限り。へのインターネット接続サービスの種類の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、当社がそのサービスの提供を開始した日の属する料金月までの間における第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限り。))のものに限り。に係る定額利用料(料金表第1(基本利用料)に定めるものに限り。))について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

3 この改正規定実施の日から平成22年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約(コースⅡ(住宅用のものに限り。))のものに限り。の申込みをし、その承諾を受けたとき(第49条の11(メタルプラス電話サービスに係る契約の提供の開始があった場合の取扱い)の規定により第2種ADSL接続サービスへの種類の変更が行われたときを含みます。)又は第22条の4(インターネット接続サービスの種類の変更)の規定により第3種ダイヤルアップサービスから第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限り。))のものに限り。へのインターネット接続サービスの種類の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

4 この改正規定実施の日から平成22年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをしたとき(第49条の7(メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い)の規定により第3種ADSL接続サービスへのインターネット接続サービスの種類の変更が行われたときを除きます。)は、当社がその提供を開始した日の属する料金月までの間における第3種ADSL接続サービスに関する定額利用料(料金表第1(基本利用料)に定める加算額に係るものに限り。))について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

5 この改正規定実施の日から平成22年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをしたときは、第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みの承諾に係る登録料、第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事に係る工事費(第49条の7の規定により第2種ADSL接続サービスから第3種ADSL接続サービス

への種類の変更が行われた場合を除きます)及び回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 6 この改正規定実施の日から平成22年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)に係る品目の変更(10Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。)の請求をし、その承諾を受けたときは、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 7 この改正規定実施の日から平成22年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスに係る品目の変更(10Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。)の請求をし、その承諾を受けたときは、その品目の変更に関する工事に係る工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 8 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 9 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成22年6月2日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年6月29日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成22年11月30日までの間に、料金表第2(付加機能利用料)に規定する電子メール条件着信サービス又は送信電子メールウィルスチェックサービスの請求があり当社がその提供を開始したときは、インターネット接続サービス利用契約者は、第78条第1項の規定にかかわらず、当社がその付加機能の提供を開始した日の属する料金月及びその翌料金月について、その付加機能利用料(定額利用料に限ります。)の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施の日から平成22年11月30日までの間に、料金表第2(付加機能利用料)に規定する電子メール条件着信サービスの請求があり当社がその提供を開始したときは、インターネット接続サービス利用契約者は、第81条第1項の規定にかかわらず、その付加機能に係る工事費の支払いを要しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のおりとします。

- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

この改正規定は、平成22年8月16日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成23年3月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたとき(第49条の11の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更が行われたときに限ります。)は、料金表第4(工事費)に規定する第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありませぬ。

- 3 この改正規定実施の日から平成23年3月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)に係る品目の変更(10Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4(工事費)に規定する品目の変更に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありませぬ。

- 4 この改正規定実施の日から平成23年3月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスに係る品目の変更(10Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4(工事費)に規定する品目の変更に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありませぬ。

- 5 移転対象サービス(インターネット接続サービス(第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(事務用のものに限ります。))のものに限ります。))又はIP電話サービスⅡを除きます。))、当社のメタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話(住宅用のものに限ります。))又はFTTHサービス契約約款に定めるFTTHサービス(タイプⅠ、タイプⅡ又はタイプⅢに限ります。)に限ります。以下この附則において同じとします。)の提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成23年3月31日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第2種ADSL接続サービス利用契約(コースⅡ(住宅用

のものに限ります。)のものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4(工事費)に規定する第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

6 移転対象サービスの提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成23年3月31日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第3(登録料)に規定する登録料及び第4(工事費)に規定する第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

7 移転対象サービスの提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成23年3月31日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4(工事費)に規定する回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、税抜額2,000円とします。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

8 第5項から第7項に定める取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に通知した場合に限り適用します。

9 この改正規定実施の日から平成23年3月31日までの間において、第46条に規定する第1種ADSL接続サービス(プランⅧ又はプランⅨのものに限ります。)に係る他社接続回線の移転の請求をし、平成23年5月31日までの間において、当社がその移転先において第1種ADSL接続サービスの提供を開始したときは、料金表第4(工事費)に規定する他社接続回線の移転に関する工事費(その他社接続回線の移転に伴うADSL接続サービスのプランの変更に関する工事に係るものを除きます。)について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

11 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、インターネット接続サービス利用契約者は、別記16の2)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第6(支払証明書の発行手数料)に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

12 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

13 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

この改正規定は、平成23年3月15日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年3月31日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成23年4月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたとき(第49条の11の規定により第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)への種類の変更が行われたときに限ります。)は、料金表第4(工事費)に規定する第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありません。

3 この改正規定実施の日から平成23年4月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)に係る品目の変更(10Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4(工事費)に規定する品目の変更に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありません。

4 この改正規定実施の日から平成23年4月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスに係る品目の変更(10Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4(工事費)に規定する品目の変更に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありません。

5 移転対象サービス(インターネット接続サービス(第2種ADSL接続サービス(コースⅡ(事務用のものに限ります。))のものに限ります。))又はIP電話サービスⅡを除きます。)、当社のメタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話(住宅用のものに限ります。))又はFTTHサービス契約約款に定めるFTTHサービス(タイプⅠ、タイプⅡ又はタイプⅢに限ります。)に限ります。以下この附則において同じとします。)の提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成23年4月30日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第2種ADSL接続サービス利用契約(コースⅡ(住宅用のものに限ります。))のものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4(工事費)に規定する第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、

この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第 81 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

- 6 移転対象サービスの提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成 23 年 4 月 30 日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第 3 種 ADSL 接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第 3（登録料）に規定する登録料及び第 4（工事費）に規定する第 3 種 ADSL 接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第 81 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

- 7 移転対象サービスの提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成 23 年 4 月 30 日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第 3 種 ADSL 接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（工事費）に規定する回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、税抜額 2,000 円とします。

ただし、第 81 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

- 8 第 5 項から第 7 項に定める取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

- 9 この改正規定実施の日から平成 23 年 4 月 30 日までの間において、第 46 条に規定する第 1 種 ADSL 接続サービスに係る他社接続回線の移転の請求をし、平成 23 年 4 月 30 日までの間において、当社がその移転先において第 1 種 ADSL 接続サービス（プランⅧのものに限ります。）の提供を開始したときは、料金表第 4（工事費）に規定する他社接続回線の移転に関する工事費（その他社接続回線の移転に伴う ADSL 接続サービスのプランの変更に関する工事に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、本則第 81 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 4 月 15 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成 23 年 4 月 21 日から実施します。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 4 月 29 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成23年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）の申込みをし、その承諾を受けたとき（第49条の11の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）への種類の変更が行われたときに限りします。）は、料金表第4（工事費）に規定する第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

3 この改正規定実施の日から平成23年9月30日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）に係る品目の変更（30Mb/sと50Mb/sの間のものに限りします。）の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する品目の変更に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

4 この改正規定実施の日から平成23年9月30日までの間において、第3種ADSL接続サービスに係る品目の変更（30Mb/sと50Mb/sの間のものに限りします。）の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する品目の変更に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

5 移転対象サービス（インターネット接続サービス（第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（事務用のものに限りします。）のものに限りします。）又はIP電話サービスⅡを除きます。）、当社のメタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話（住宅用のものに限りします。）又はFTTHサービス契約約款に定めるFTTHサービス（タイプⅠ、タイプⅡ又はタイプⅢに限りします。）に限りします。以下この附則において同じとします。）の提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成23年9月30日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

6 移転対象サービスの提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成23年9月30日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第3（登録料）に規定する登録料及び第4（工事費）に規定する第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

7 移転対象サービスの提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成2

3年9月30日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、税抜額2,000円とします。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

8 第5項から第7項に定める取扱いは、その新たなインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

9 この改正規定実施の日から平成23年9月30日までの間において、第46条に規定する第1種ADSL接続サービスに係る他社接続回線の移転の請求をし、平成23年9月30日までの間において、当社がその移転先において第1種ADSL接続サービス（プランⅧのものに限ります。）の提供を開始したときは、料金表第4（工事費）に規定する他社接続回線の移転に関する工事費（その他社接続回線の移転に伴うADSL接続サービスのプランの変更に関する工事に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成23年6月22日から実施します。

（経過措置）

2 削除

3 削除

4 削除

5 削除

6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成23年6月30日から実施します。

附則

この改正規定は、平成23年7月27日から実施します。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成23年8月29日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、対象サービス（第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（10Mb/sの品目のものに限ります。）のものに限ります。）又は第3種ADSL接続サービス（10Mb/sの品目のものに限ります。）をいいます。以下この附則において同じとします。）の提供を受けている場合（この改正規定実施の際現に、対象サービスに係るインターネット

接続サービス利用契約の申込みについて当社の承諾を受けている場合を含みます。)、当社が定めるところにより順にその品目を 30Mb/s のものに切替えます。

この場合において、品目を切替えるまでの間の料金その他の提供条件については、なお従前のおりとしします。

- 3 平成 23 年 5 月 1 日より実施の附則第 3 項及び第 4 項中「10Mb/s」をそれぞれ「30Mb/s」に改めます。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成 24 年 1 月 31 日までの間において、第 2 種 ADSL 接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）の申込みをし、その承諾を受けたとき（第 49 条の 11 の規定により第 2 種 ADSL 接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）への種類の変更が行われたときに限りします。）は、料金表第 4（工事費）に規定する第 2 種 ADSL 接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、第 81 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

- 3 この改正規定実施の日から平成 24 年 1 月 31 日までの間において、第 2 種 ADSL 接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限りします。）のものに限りします。）に係る品目の変更（30Mb/s と 50Mb/s の間のものに限りします。）の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（工事費）に規定する品目の変更に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、第 81 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

- 4 この改正規定実施の日から平成 24 年 1 月 31 日までの間において、第 3 種 ADSL 接続サービスに係る品目の変更（30Mb/s と 50Mb/s の間のものに限りします。）の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 4（工事費）に規定する品目の変更に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、第 81 条第 2 項に定める場合は、この限りではありません。

- 5 この改正規定実施の際現に、対象サービス（第 2 種 ADSL 接続サービス（コースⅡ（10Mb/s の品目のものに限りします。）のものに限りします。）又は第 3 種 ADSL 接続サービス（10Mb/s の品目のものに限りします。）をいいます。以下この第 5 項において同じとしします。）の提供を受けている場合（この改正規定実施の際現に、対象サービスに係るインターネット接続サービス利用契約の申込みについて当社の承諾を受けている場合を含みます。）であって、第 3 項又は第 4 項に定める品目の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、料金

表第4（工事費）に規定する品目の変更に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 6 移転対象サービス（インターネット接続サービス（第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（事務用のものに限ります。）のものに限ります。）又はIP電話サービスⅡを除きます。）、当社のメタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話（住宅用のものに限ります。）又はFTTHサービス契約約款に定めるFTTHサービス（タイプⅠ、タイプⅡ又はタイプⅢに限ります。）に限ります。以下この附則において同じとします。）の提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成24年1月31日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 7 移転対象サービスの提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成24年1月31日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第3（登録料）に規定する登録料及び第4（工事費）に規定する第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 8 移転対象サービスの提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成24年1月31日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、税抜額2,000円とします。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 9 第6項から第8項に定める取扱いは、その新たなインターネット接続サービス利用契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

- 10 この改正規定実施の日から平成24年3月31日までの間において、第46条に規定する第1種ADSL接続サービスに係る他社接続回線の移転の請求をし、平成23年5月31日までの間において、当社がその移転先において第1種ADSL接続サービス（プランⅧのものに限ります。）の提供を開始したときは、料金表第4（工事費）に規定する他社接続回線の移転に関する工事費（その他社接続回線の移転に伴うADSL接続サービスのプランの変更に関する工事に係るものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、本則第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

- 11 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の適用を受けているものとみなします。

アクセスコミュファ対応サービス（タイプⅡ）	アクセスコミュファ対応サービス（タイプⅢ）
-----------------------	-----------------------

- 12 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成24年3月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたとき（第49条の11の規定により第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）への種類の変更が行われたときに限ります。）は、料金表第4（工事費）に規定する第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありませぬ。

3 この改正規定実施の日から平成24年3月31日までの間において、第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）に係る品目の変更（30Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。）の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する品目の変更に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありませぬ。

4 この改正規定実施の日から平成24年3月31日までの間において、第3種ADSL接続サービスに係る品目の変更（30Mb/sと50Mb/sの間のものに限ります。）の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する品目の変更に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しませぬ。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありませぬ。

5 移転対象サービス（インターネット接続サービス（第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（事務用のものに限ります。）のものに限ります。）又はIP電話サービスⅡを除きます。）、当社のメタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話（住宅用のものに限ります。）又はFTTHサービス契約約款に定めるFTTHサービス（タイプⅠ、タイプⅡ又はタイプⅢに限ります。）に限ります。以下この附則において同じとします。）の提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成24年3月31日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しませぬ。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りでありませぬ。

6 移転対象サービスの提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成2

4年3月31日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第3（登録料）に規定する登録料及び第4（工事費）に規定する第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

7 移転対象サービスの提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成24年3月31日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、税抜額2,000円とします。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

8 第5項から第7項に定める取扱いは、その新たなインターネット接続サービス利用契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成24年2月14日から実施します。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 移転対象サービス（インターネット接続サービス（第2種ADSL接続サービス（コースⅡ（事務用のものに限ります。）のものに限ります。）又はIP電話サービスⅡを除きます。）、当社のメタルプラス電話サービス契約約款に定める一般メタルプラス電話（住宅用のものに限ります。）又はFTTHサービス契約約款に定めるFTTHサービス（タイプⅠ、タイプⅡ又はタイプⅢに限ります。）に限ります。以下この附則において同じとします。）の提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成24年4月30日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第2種ADSL接続サービス利用契約（コースⅡ（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する第2種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

3 移転対象サービスの提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成24年4月30日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第3（登録料）に規定する登録料及び第4（工事費）に規定する第3種ADSL接続サービス利用契約に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

4 移転対象サービスの提供を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成24年4月30日までの間において、居住場所の変更に伴い、その移転対象サービスに係る契約を解除すると同時に変更後の居住場所において新たに第3種ADSL接続サービス利用契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第4（工事費）に規定する回線新設費用について、この約款の規定にかかわらず、税抜額2,000円とします。

ただし、第81条第2項に定める場合は、この限りではありません。

5 第2項から第4項に定める取扱いは、その新たなインターネット接続サービス利用契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成24年7月23日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（料金等の支払いに関する経過措置）

1 この改正規定は、平成24年9月21日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年12月20日から実施します。
(発信電気通信番号通知要請サービス及び特定通信着信規制サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している発信電気通信番号通知要請サービス及び特定通信着信規制サービスに係る料金その他の提供条件については、次のとおりとし、次に定める以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

<p>発信電気通信番号通知要請サービス及び特定通信着信規制サービスに係る付加機能利用料の適用</p>	<p>(1) 発信電気通信番号通知要請サービス及び特定通信着信規制サービス（以下この附則において「本付加機能」といいます。）は、フレッツ対応サービス利用契約者（タイプⅡのものに限ります。）又はIP電話サービスⅠの提供を受けているインターネット接続サービス利用契約者（旧フレッツ対応サービス利用契約者に限ります。）に限り提供します。</p> <p>(2) 本付加機能に係る定額利用料は次表のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発信電気通信番号通知要請サービス</td> <td>1 ユーザIDごとに月額</td> <td style="text-align: right;">税抜額 200 円</td> </tr> <tr> <td>特定通信着信規制サービス</td> <td>1 ユーザIDごとに月額</td> <td style="text-align: right;">税抜額 300 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) インターネット接続サービス利用契約者は、本付加機能の提供を開始した日の属する料金月の翌料金月の初日から起算して本付加機能の廃止があった日の属する料金月の末日までの期間（提供を開始した日の属する料金月と廃止があった日の属する料金月が同一の料金月である場合は、その料金月とします。）について、本付加機能に係る定額利用料の支払いを要します。</p> <p>(4) この約款第 67 条（定額利用料の支払義務）第 2 項第 3 号の表の規定又は同条第 3 項第 2 号の表の規定に該当するときに限り、本付加機能に係る定額利用料をその利用日数に応じて日割りします。</p> <p>(5) 本付加機能の両方の提供を受けている場合、そのインターネット接続サービス利用契約に係る付加機能利用料（定額利用料に限ります。）の合計額から税抜額 50 円を減額して適用する取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を行います。</p> <p>(6) 当社は、本減額適用を受けている当社接続回線等について、次に該当する場合には、本減額適用を終了します。 ア 前号に定める条件を満たさなくなったとき。 イ インターネット接続サービス利用契約の解除があったとき。</p> <p>(7) 前号に規定により、本減額適用を終了した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">本減額適用の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 第 5 号に定め</td> <td>当社がそのことを確認した日の属する料金月</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	料金額	発信電気通信番号通知要請サービス	1 ユーザIDごとに月額	税抜額 200 円	特定通信着信規制サービス	1 ユーザIDごとに月額	税抜額 300 円	区分	本減額適用の適用	1 第 5 号に定め	当社がそのことを確認した日の属する料金月
区分	単位	料金額												
発信電気通信番号通知要請サービス	1 ユーザIDごとに月額	税抜額 200 円												
特定通信着信規制サービス	1 ユーザIDごとに月額	税抜額 300 円												
区分	本減額適用の適用													
1 第 5 号に定め	当社がそのことを確認した日の属する料金月													

	る条件を満たさなくなったとき。	をもって、本減額適用を終了します。
	2 インターネット接続サービス利用契約の解除があったとき。	契約解除日の属する料金月をもって、本減額適用を終了します。
(8) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。		

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 平成20年7月2日より実施の附則第5項の表中イの(イ)を「削除」に改め、同イの(ウ)から(ク)をそれぞれ(イ)から(キ)に改めます。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年1月22日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の適用を受けているものとみなします。

アクセスコミュファ対応サービス(タイプⅠ)	アクセスコミュファ対応サービス(タイプⅠに係るものであって品目が100Mb/sのもの)
アクセスコミュファ対応サービス(タイプⅡ)	アクセスコミュファ対応サービス(タイプⅠに係るものであって品目が30Mb/sのもの)
アクセスコミュファ対応サービス(タイプⅢ)	アクセスコミュファ対応サービス(タイプⅡに係るものであって品目が100Mb/sのもの)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成25年1月30日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年4月17日から実施します。
(ローミングサービスに関する経過措置)
- 2 削除
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 平成20年7月2日より実施の附則第5項の表について、次のように加えます。

I P 電話サービス I の適用	(1) 当社は、旧フレッツ対応サービス利用契約者に I P 電話サービス I を提供します。 (2) I P 電話サービス I に係る料金その他の提供条件については、この約款に規定によるものとします。
------------------	---

- 4 平成24年12月20日より実施の附則第2項の(1)について、次のように改めます。
(1) 発信電気通信番号通知要請サービス及び特定通信着信規制サービス(以下この附則において「本付加機能」といいます。)は、フレッツ対応サービス利用契約者(タイプIIのものに限ります。)、第1種ADSL接続サービス利用契約者(タイプIIのものに限ります。)、第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースI(タイプIIのものに限ります。))のものに限ります。)若しくはI P 電話サービスII利用契約者又はI P 電話サービスIの提供を受けているインターネット接続サービス利用契約者(第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースIIのものに限ります。)、第3種ADSL接続サービス利用契約者又は旧フレッツ対応サービス利用契約者に限ります。)に限り提供します。
(払込取扱票の発行等に関する経過措置)
- 5 この改正規定実施の際現に、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いを選択している場合、この改正規定実施の日において、別記16の1)に定める請求があったものとみなして取り扱います。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年6月18日より実施します。
(用語の定義に関する経過措置)
- 2 削除
(契約に関する経過措置)
- 3 削除
(インターネット接続サービスに関する経過措置)
- 4 削除
- 5 削除
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(その他)
- 7 平成16年5月1日より実施の附則中「第94条」を「第84条」に、「第79条」を「第68条」に、それぞれ改めます。
- 8 平成16年5月1日より実施の附則第4項1)(旧ダイヤルアップサービス(ベツベツコース))①(基本利用料)の表の2)欄のア中「(ウ) ADSL接続サービス(タイプIのものに限ります。)」へ変更するとき。」を削除します。
- 9 平成16年5月1日より実施の附則第5項の表について、次のように改めます。

<p>旧AirH ADSLセット割の料金の適用</p>	<p>ア 当社は、旧ADSL接続サービス利用契約者(平成25年6月18日より実施の附則第2項に定めるものをいいます。以下、この約款に特段の定めがある場合を除いて同じとします。)が、協定事業者(PHS事業者に限ります。)の別に定める電話サービスに係る契約を締結している場合であって、この平成15年6月1日以前にその旧ADSL接続サービス利用契約者から申出があった場合には、旧ADSL接続サービス(平成25年6月18日より実施の附則第2項に定めるものをいいます。以下、この約款に特段の定めがある場合を除いて同じとします。)に係る基本利用料から税抜額50円を減額して適用します。</p> <p>ただし、基本利用料が税抜額50円に満たない場合は、その基本利用料の額を減額して適用します。</p> <p>イ アの取扱いは、協定事業者(PHS事業者に限ります。)の別に定める電話サービスに係る1の契約につき1の旧ADSL接続サービス利用契約(平成25年6月18日より実施の附則第2項に定めるものをいいます。以下、この約款に特段の定めがある場合を除いて同じとします。)に限り適用します。</p> <p>ウ アの取扱いは、協定事業者(PHS事業者に限ります。)の別に定める電話サービスに係る契約を締結していることを当社がインターネット接続サービス取扱所において確認した日(以下この欄において「確認日」といいます。)の属する料金月の初日(確認日の属する料金月の末日に旧ADSL接続サービスが開始されていない場合は、その旧ADSL接続サービスの提供を開始した日の属する料金月の初日)から適用します。</p> <p>エ 当社は、旧ADSL接続サービス利用契約者がアに規定する条件を満たさなくなったことを確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の初日からアの取扱いは終了したものとします。</p>
-----------------------------	---

	<p>オ 旧ADSL接続サービス利用契約者は、当社が、アの取扱いを行うにあたり、必要な範囲で協定事業者（PHS事業者に限ります。）の別に定める電話サービスに係る契約に係る情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。</p> <p>カ アの取扱いを受けている旧ADSL接続サービス利用契約者は、この約款の附則に定める「協定事業者（PHS事業者に限ります。）の別に定める電話サービスとの複合利用に係る料金の適用」を受けることはできません。</p> <p>（注）「別に定める電話サービス」は、下表のとおりとします。</p>		
	事業者の名称	契約約款の名称	サービスの種類等
	株式会社ウィルコム	ウィルコム通信サービス契約約款	一般ウィルコム通信 無限定利用・標準型 （料金種別つなぎ放題コース）
	株式会社ウィルコム 沖縄	ウィルコム沖縄通信サービス契約約款	一般ウィルコム沖縄 通信無限定利用・標準型 （料金種別つなぎ放題コース）

10 平成18年7月19日より実施の附則第2項及び第3項中、次表の左欄に定める用語について、それぞれ同表の右欄の用語に改めます。

改め前	改め後
旧第1種ADSL接続サービス タイプⅠ （ADSL HOTnetコース）	旧第1種ADSL接続サービス（タイプⅠ （プランⅦのものに限ります。）のものに限 ります。）
旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ （IP電話&ADSL HOTnetコース）	旧第1種ADSL接続サービス（タイプⅡ （プランⅦのものに限ります。）のものに限 ります。）

11 平成18年7月19日より実施の附則第3項について、「旧第1種ADSL接続サービスに関する提供条件は、次に掲げるもののほか、この約款に規定する第1種ADSL接続サービスに関する提供条件に準ずるものとしします。」を「旧第1種ADSL接続サービス（前項の表の右欄に定めるに限ります。以下この附則第5項までにおいて同じとします。）に関する提供条件は、次に掲げるもののほか、平成25年6月18日より実施の附則に定める旧第1種ADSL接続サービスに関する提供条件に準ずるものとしします。」に改めます。

12 平成18年7月19日より実施の附則中「第78条」を「第67条」に、「第79条」を「第68条」に、それぞれ改めます。

13 平成18年7月19日より実施の附則第3項1)（基本利用料）1（適用）の表の1)欄のイ中「旧第1種ADSL接続サービス利用契約者は、」を「旧第1種ADSL接続サービス利用契約者（前項の表の右欄に定めるサービスに係る者に限ります。以下この附則第5項までにおいて同じとします。）は、」に改め、同表の2)欄の次に、以下のとおり3)欄を追加します。

3) プランに係る料金の適用	<p>当社は、旧第1種ADSL接続サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。</p>	
	プラン	内容

	プランⅦ	イー・アクセス株式会社に係る当社が別に定める他社接続回線を使用して行うもので、提供エリアを別に定める地域に限定しているもの
--	------	---

14 平成18年7月19日より実施の附則第3項 1) (基本利用料) 2 (料金額) について、次のように改めます。

2 料金額

ア タイプⅠに係るもの

(ア) (イ)以外の部分

1 他社接続回線ごとに月額

区分	プラン	品目	料金額
定額利用料	プランⅦ	8Mb/s	税抜額 2,770 円

(イ) 協定事業者の契約約款等に規定するDSL等接続専用サービスに係る他社接続回線以外の部分

旧第1種ADSL接続サービス(平成25年6月18日より実施の附則に定めるものをいいます。)の場合に準じて取り扱います。

イ タイプⅡに係るもの

(ア) (イ)以外の部分

1 他社接続回線ごとに月額

区分	プラン	品目	料金額
定額利用料	プランⅦ	8Mb/s	税抜額 2,580 円
		24Mb/s	税抜額 2,880 円

(イ) 協定事業者の契約約款等に規定するDSL等接続専用サービスに係る他社接続回線以外の部分

旧第1種ADSL接続サービス(平成25年6月18日より実施の附則に定めるものをいいます。)の場合に準じて取り扱います。

15 平成20年7月2日より実施の附則第2項中「第1種ADSL接続サービスに関する提供条件に準じるものとします」を「平成25年6月18日より実施の附則に定める旧第1種ADSL接続サービスに関する提供条件に準じるものとします。」に改めます。

16 平成20年7月2日より実施の附則第2項及び第3項中、次表の左欄に定める用語について、それぞれ同表の右欄の用語に改めます。

改め前	改め後
旧フレッツ対応サービス (「フレッツ・ADSL」コース)	旧フレッツ対応サービス(タイプⅡ(プランⅠのものに限ります。)のものに限ります。)
旧第1種ADSL接続サービス タイプⅠ (ADSL レギュラーコース)	旧第1種ADSL接続サービス(タイプⅠ(プランⅠのものに限ります。)のものに限ります。)
旧第1種ADSL接続サービス タイプⅠ (ADSL TOKAI(静岡)コース)	旧第1種ADSL接続サービス(タイプⅠ(プランⅡのものに限ります。)のものに限ります。)
旧第1種ADSL接続サービス タイプⅠ (ADSL STNetコース)	旧第1種ADSL接続サービス(タイプⅠ(プランⅢのものに限ります。)のものに限ります。)

旧第1種ADSL接続サービス タイプⅠ (ADSL エネルギアコムコース)	旧第1種ADSL接続サービス (タイプⅠ (プランⅣのものに限ります。)のものに限 ります。)
旧第1種ADSL接続サービス タイプⅠ (ADSL TOHKnetコース)	旧第1種ADSL接続サービス (タイプⅠ (プランⅤのものに限ります。)のものに限 ります。)
旧第1種ADSL接続サービス タイプⅠ (ADSL HTNetコース)	旧第1種ADSL接続サービス (タイプⅠ (プランⅥのものに限ります。)のものに限 ります。)
旧第1種ADSL接続サービス タイプⅠ (ADSL レギュラーコース (e))	旧第1種ADSL接続サービス (タイプⅠ (プランⅧ (10Mb/s のものを除きます。)の ものに限ります。)のものに限ります。)
旧第1種ADSL接続サービス タイプⅠ (ADSL ACCAコース)	旧第1種ADSL接続サービス (タイプⅠ (プランⅨのものに限ります。)のものに限 ります。)
旧第1種ADSL接続サービス タイプⅠ (ADSL TOKAI (関東) コース)	旧第1種ADSL接続サービス (タイプⅠ (プランⅩのものに限ります。)のものに限 ります。)
旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ (IP電話&ADSL TOKAI (静岡) コース)	旧第1種ADSL接続サービス (タイプⅡ (プランⅡのもの (47Mb/s のものを除きま す。)に限ります。)のものに限ります。)
旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ (IP電話&ADSL STNetコース)	旧第1種ADSL接続サービス (タイプⅡ (プランⅢのもの (47Mb/s 及び 1Mb/s のも のを除きます。)に限ります。)のものに限 ります。)
旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ (IP電話&ADSL エネルギアコムコー ス)	旧第1種ADSL接続サービス (タイプⅡ (プランⅣのもの (40Mb/s 及び 1Mb/s のも のを除きます。)に限ります。)のものに限 ります。)
旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ (IP電話&ADSL TOHKnetコー ス)	旧第1種ADSL接続サービス (タイプⅡ (プランⅤのもの (24Mb/s 及び 1.1Mb/s の ものを除きます。)に限ります。)のものに限 ります。)
旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ (IP電話&ADSL HTNetコース)	旧第1種ADSL接続サービス (タイプⅡ (プランⅥのもの (24Mb/s のものを除きま す。)に限ります。)のものに限ります。)
旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ (IP電話&ADSL レギュラーコース (e))	旧第1種ADSL接続サービス (タイプⅡ (プランⅧ (50Mb/s 及び 5Mb/s のものを除 きます。)のものに限ります。)のものに限 ります。)
旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ (IP電話&ADSL ACCAコース)	旧第1種ADSL接続サービス (タイプⅡ (プランⅨのもの (50Mb/s 及び 3Mb/s のも のを除きます。)に限ります。)のものに限 ります。)
旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ (IP電話&ADSL TOKAI (関東)	旧第1種ADSL接続サービス (タイプⅡ (プランⅩのもの (47Mb/s 及び 1Mb/s のも

コース)	のを除きます。)に限ります。)のものに限ります。)
------	---------------------------

- 17 平成20年7月2日より実施の附則中「第78条」を「第67条」に、「第79条」を「第68条」に、それぞれ改めます。
- 18 平成20年7月2日より実施の附則第3項中「旧フレッツ対応サービスに係る基本利用料の適用については、」を「旧フレッツ対応サービス（前項の表の右欄に定めるものに限ります。以下この附則第6項までにおいて同じとします。）に係る基本利用料の適用については、」に改めます。
- 19 平成20年7月2日より実施の附則第3項1（適用）の表の1)欄のA中「旧フレッツ対応サービス利用契約が、」を「旧フレッツ対応サービス利用契約（前項の表の右欄に定めるサービスに係るものに限ります。以下この附則第6項までにおいて同じとします。）が、」に、同1)欄のA中「旧フレッツ対応サービス利用契約者が、」を「旧フレッツ対応サービス利用契約者（前項の表の右欄に定めるサービスに係る者に限ります。以下この附則第6項までにおいて同じとします。）が、」に、それぞれ改めます。
- 20 平成20年7月2日より実施の附則第4項中「旧第1種ADSL接続サービスに係る基本利用料の適用については、」を「旧第1種ADSL接続サービス（第2項の表の右欄に定めるに限ります。以下この附則第6項までにおいて同じとします。）に係る基本利用料の適用については、」に改めます。
- 21 平成20年7月2日より実施の附則第4項1（適用）の表の1)欄のイ中「旧第1種ADSL接続サービス利用契約者は、」を「旧第1種ADSL接続サービス利用契約者（第2項の表の右欄に定めるサービスに係る者に限ります。以下この附則第6項までにおいて同じとします。）は、」に改め、同表の2)欄の次に、以下のとおり3)欄を追加します。

3) プランに係る料金の適用	ア 当社は、旧第1種ADSL接続サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。	
	プラン	内容
	プランⅠ	プランⅡ、プランⅢ、プランⅣ、プランⅤ、プランⅥ、プランⅦ、プランⅧ、プランⅨ及びプランⅩ以外のもの
	プランⅡ	株式会社TOKAIコミュニケーションズに係る別に定める他社接続回線を使用して行うものでプランⅩ以外のもの
	プランⅢ	株式会社STNetに係る他社接続回線を使用して行うもの
	プランⅣ	株式会社エネルギー・コミュニケーションズに係る他社接続回線を使用して行うもの
	プランⅤ	イー・アクセス株式会社に係る当社が別に定める他社接続回線を使用して行うものあって、提供エリアを別に定める地域に限定しているもの
	プランⅥ	北陸通信ネットワーク株式会社に係る他社接続回線を使用して行うもの
	プランⅧ	イー・アクセス株式会社のブロードバンド通信ネットワークサービス契約約款に規定する当社が別に定める他社接続回線を使用して行うもの
	プランⅨ	イー・アクセス株式会社に係る当社が別に定める他社接続回線を使用して行うものであって、プラ

		ンV又はプランⅧ以外のもの
	プランX	株式会社TOKAIコミュニケーションズに係る当社が別に定める他社接続回線を使用して行うもので、提供エリアを別に定める地域に限定しているもの
	イ 旧第1種ADSL接続サービス利用契約者は、アのプランの変更の請求をすることはできません。	

22 平成20年7月2日より実施の附則第4項1（適用）の表の3)欄を4)欄に改め、同欄の
 ア中「旧第1種ADSL接続サービス タイプI利用契約者」を「旧第1種ADSL接続サ
 ービス利用契約者（タイプIに係るものであって、）」に、ア及びイ中「旧第1種ADSL
 接続サービス タイプ1」を「旧第1種ADSL接続サービス（タイプIのものに限ります。）」に、カ中「第1種ADSL接続サービス利用契約者が」を「旧第1種ADSL接続
 サービス利用契約者が」に、キ中「第1種ADSL接続サービス利用契約」を「旧第1種
 ADSL接続サービス利用契約（第2項の表の右欄に定めるサービスに係るものに限ります
 す。以下この附則第6項までにおいて同じとします。）」に、それぞれ改めます。

23 平成20年7月2日より実施の附則第4項2（料金額）について、次のように改めます。

2 料金額

ア タイプIに係るもの

(ア) (イ)以外の部分

1 他社接続回線ごとに月額

区分	プラン	品目	料金額
定額利用料	プランI	1.5Mb/s	税抜額 3,170 円
		8Mb/s	税抜額 3,170 円
	プランII	8Mb/s	税抜額 3,280 円
		12Mb/s	税抜額 3,280 円
	プランIII	1Mb/s	税抜額 1,870 円
		8Mb/s	税抜額 3,280 円
		12Mb/s	税抜額 3,280 円
	プランIV	1Mb/s	税抜額 1,870 円
		8Mb/s	税抜額 3,280 円
		12Mb/s	税抜額 3,280 円
	プランV	1.1Mb/s	税抜額 1,870 円
		8Mb/s	税抜額 3,280 円
		12Mb/s	税抜額 3,280 円
	プランVI	8Mb/s	税抜額 3,280 円
		12Mb/s	税抜額 3,280 円
	プランⅧ	1Mb/s	税抜額 1,870 円
		5Mb/s	税抜額 1,870 円
		12Mb/s	税抜額 3,170 円
	プランⅨ	3Mb/s	税抜額 1,870 円
		12Mb/s	税抜額 3,170 円
プランX	1Mb/s	税抜額 1,870 円	
	12Mb/s	税抜額 3,170 円	

(イ) 協定事業者の契約約款等に規定するDSL等接続専用サービスに係る他社接

続回線以外の部分

旧第1種ADSL接続サービス（平成25年6月18日より実施の附則に定めるものをいいます。）の場合に準じて取り扱います。

イ タイプⅡに係るもの

（ア）（イ）以外の部分

1 他社接続回線ごとに月額

区分	プラン	品目	料金額
定額利用料	プランⅡ	8Mb/s	税抜額 3,090 円
		12Mb/s	
		24Mb/s	
		40Mb/s	
	プランⅢ	8Mb/s	税抜額 3,090 円
		12Mb/s	
		24Mb/s	
		40Mb/s	
	プランⅣ	8Mb/s	税抜額 3,090 円
		12Mb/s	
		24Mb/s	
	プランⅤ	8Mb/s	税抜額 3,090 円
		12Mb/s	
	プランⅥ	8Mb/s	税抜額 3,090 円
		12Mb/s	
	プランⅧ	1Mb/s	税抜額 1,870 円
		8Mb/s	税抜額 2,880 円
		12Mb/s	
		24Mb/s	
		40Mb/s	
プランⅨ	8Mb/s	税抜額 2,880 円	
	12Mb/s		
	26Mb/s		
プランⅩ	8Mb/s	税抜額 2,880 円	
	12Mb/s		
	24Mb/s		
	40Mb/s		

（イ） 協定事業者の契約約款等に規定するDSL等接続専用サービスに係る他社接続回線以外の部分

旧第1種ADSL接続サービス（平成25年6月18日より実施の附則に定めるものをいいます。）の場合に準じて取り扱います。

24 平成20年7月2日より実施の附則第5項の表のア中「旧第1種ADSL接続サービス利用契約者 タイプⅠ」を「旧第1種ADSL接続サービス利用契約者（タイプⅠのものに限ります。）」に改め余す。

25 平成20年7月2日より実施の附則第6項中「この約款に規定する第1種ADSL接続サービスに関する提供条件に準ずるものとします。」を「平成25年6月18日より実施の附則に定める旧第1種ADSL接続サービスに関する提供条件に準ずるものとします。」

に改め、同項の表中の但し書きを削除します。

- 26 平成20年10月22日より実施の附則中「第78条」を「第67条」に、「第79条」を「第68条」に、それぞれ改めます。
- 27 平成20年10月22日より実施の附則第5項について、「削除」に改めます。
- 28 平成21年10月23日より実施の附則第2項中「この約款に規定する第1種ADSL接続サービスに関する提供条件に準ずるものとします。」を「平成25年6月18日より実施の附則に定める旧第1種ADSL接続サービスに関する提供条件に準ずるものとします。」に改めます。
- 29 平成21年10月23日より実施の附則第2項中、次表の左欄に定める用語について、それぞれ同表の右欄の用語に改めます。

改め前	改め後
旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ (IP電話&ADSL TOHKnetコースⅡ)	旧第1種ADSL接続サービス(タイプⅡ(プランVのもの(1.1Mb/s及び24Mb/sのものに限りません。))に限りません。))のものに限りません。

- 30 平成21年10月23日より実施の附則中「第78条」を「第67条」に、「第79条」を「第68条」に、それぞれ改めます。
- 31 平成21年10月23日より実施の附則第3項中「旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ(IP電話&ADSL TOHKnetコースⅡ)に係る基本利用料の適用については、」を「旧第1種ADSL接続サービス(前項の表の右欄に定めるものに限りません。以下この附則第6項までにおいて同じとします。)に係る基本利用料の適用については、」に改めます。
- 32 平成21年10月23日より実施の附則第3項(1)適用の表の1)欄及び第4項中「旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ(IP電話&ADSL TOHKnetコースⅡ)に係る料金額」を「旧第1種ADSL接続サービスに係る料金額」に、「旧第1種ADSL接続サービス タイプⅡ(IP電話&ADSL TOHKnetコースⅡ)利用契約者は、」を「旧第1種ADSL接続サービス利用契約者(前項の表の右欄に定めるサービスに係る者に限りません。以下この附則第6項までにおいて同じとします。)は、」に、それぞれ改めます。
- 33 平成21年10月23日より実施の附則第3項(1)適用の表の1)欄の次に、以下のとおり2)欄及び3)欄を追加します。

2) タイプに係る料金の適用	当社は、旧第1種ADSL接続サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。	
	タイプ	内容
	タイプⅡ	1の接続ごとにIPアドレスを付与するものであり、かつ、網が輻輳した場合にその回線に係る通信の利用の制限をすることがあるものであって、音声通信の機能を基本機能として有するもの
3) プランに係る料金の適用	当社は、旧第1種ADSL接続サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。	
	プラン	内容
	プランV	イー・アクセス株式会社に係る当社が別に定める他社接続回線を使用して行うものあって、提供工

		リアを別に定める地域に限定しているもの
--	--	---------------------

34 平成21年10月23日より実施の附則第3項(2)料金額について、次のように改めます。

(2) 料金額

ア イ以外の部分

1 他社接続回線ごとに月額

区分	プラン	品目	料金額
定額利用料	プランV	1.1Mb/s	税抜額 1,870 円
		24Mb/s	税抜額 3,090 円

(イ) 協定事業者の契約約款等に規定するDSL等接続専用サービスに係る他社接続回線以外の部分

旧第1種ADSL接続サービス(平成25年6月18日より実施の附則に定めるものをいいます。)の場合に準じて取り扱います。

35 平成23年6月22日より実施の附則第2項中「この約款に規定する第1種ADSL接続サービスに関する提供条件に準ずるものとします。」を「平成25年6月18日より実施の附則に定める旧第1種ADSL接続サービスに関する提供条件に準ずるものとします。」に改めます。

36 平成23年6月22日より実施の附則第2項中、次表の左欄に定める用語について、それぞれ同表の右欄の用語に改めます。

改め前	改め後
旧第1種ADSL接続サービス タイプII (IP電話&ADSL ACCAコースII)	旧第1種ADSL接続サービス(タイプII(プラン区のもの(3Mb/s及び50Mb/sのもの)に限ります。)に限ります。)

37 平成23年6月22日より実施の附則中「第78条」を「第67条」に、「第79条」を「第68条」に、それぞれ改めます。

38 平成23年6月22日より実施の附則第3項中「旧第1種ADSL接続サービス タイプII(IP電話&ADSL ACCAコースII)利用契約者」を「旧第1種ADSL接続サービス利用契約者(前項の表の右欄に定めるサービスに係る者に限ります。以下この附則第6項までにおいて同じとします。)」に、「旧第1種ADSL接続サービス タイプII(IP電話&ADSL ACCAコースII)」を「旧第1種ADSL接続サービス(前項の表の右欄に定めるもの)に限ります。以下この附則第6項までにおいて同じとします。)」に、それぞれ改めます。

39 平成23年6月22日より実施の附則第4項中「旧第1種ADSL接続サービス タイプII(IP電話&ADSL ACCAコースII)」を「旧第1種ADSL接続サービス」に、「旧第1種ADSL接続サービス タイプII(IP電話&ADSL ACCAコースII)利用契約者」を「旧第1種ADSL接続サービス利用契約者」に、それぞれ改めます。

40 平成23年6月22日より実施の附則第4項(1)適用の表の1)欄の次に、以下のとおり2)欄及び3)欄を追加します。

2) タイプに係る料金の適用	当社は、旧第1種ADSL接続サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。	
	タイプ	内容
	タイプII	1の接続ごとにIPアドレスを付与するものであ

		り、かつ、網が輻輳した場合にその回線に係る通信の利用の制限をすることがあるものであって、音声通信の機能を基本機能として有するもの
3) プランに係る料金の適用	当社は、旧第1種ADSL接続サービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。	
	プラン	内容
	プランⅨ	イー・アクセス株式会社に係る当社が別に定める他社接続回線を使用して行うものであって、プランⅤ又はプランⅧ以外のもの

41 平成23年6月22日より実施の附則第4項(2)料金額について、次のように改めます。

(2) 料金額

ア イ以外の部分

1 他社接続回線ごとに月額

区分	プラン	品目	料金額
定額利用料	プランⅨ	3Mb/s	税抜額 1,870 円
		50Mb/s	税抜額 2,880 円

イ 協定事業者の契約約款等に規定するDSL等接続専用サービスに係る他社接続回線以外の部分

旧第1種ADSL接続サービス(平成25年6月18日より実施の附則に定めるものをいいます。)の場合に準じて取り扱います。

42 平成24年12月20日より実施の附則第2項の表中(1)について、次のように改めます。

(1) 発信電気通信番号通知要請サービス及び特定通信着信規制サービス(以下この附則において「本付加機能」といいます。)は、フレッツ対応サービス利用契約者(タイプⅡのものに限ります。)、旧第1種ADSL接続サービス利用契約者(平成25年6月18日より実施の附則第2項に定めるものをいいます。以下、この約款に特段の定めがある場合を除いて同じとします。(タイプⅡのものに限ります。))、旧第2種ADSL接続サービス利用契約者(平成25年6月18日より実施の附則第2項に定めるものをいいます。以下、この約款に特段の定めがある場合を除いて同じとします。(コースⅠ(タイプⅡのものに限ります。))のものに限ります。))若しくはIP電話サービスⅡ利用契約者又はIP電話サービスⅠの提供を受けているインターネット接続サービス利用契約者(旧第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースⅡのものに限ります。)、旧第3種ADSL接続サービス利用契約者(平成25年6月18日より実施の附則第2項に定めるものをいいます。以下、この約款に特段の定めがある場合を除いて同じとします。))又は旧フレッツ対応サービス利用契約者(コースⅡのものに限ります。))に限って提供します。

43 平成24年12月20日より実施の附則中「第78条」を「第67条」に改めます。

44 平成25年4月17日より実施の附則第2項の表の(1)中「第3種ダイヤルアップサービス利用契約者」を「旧第3種ダイヤルアップサービス利用契約者(平成25年6月18日より実施の附則第2項に定めるものをいいます。以下、この約款に特段の定めがある場合を除いて同じとします。))」に、同表の(1)及び(4)中「ADSL接続サービス利用契約者」を「旧ADSL接続サービス利用契約者」に、それぞれ改めます。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年9月9日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(その他)

3 平成25年6月18日より実施の附則第5項第4号の2(旧第1種ADSL接続サービスに係るもの)の2)料金額のイ及び同号の3(旧第2種ADSL接続サービスに係るもの)の2)料金額のア(イ)中、「(b)以外の別表1に定める携帯電話事業者」を「(b)以外の携帯電話事業者」にそれぞれ改めます。

附則

この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年11月25日から実施します。

(その他)

2 平成25年6月18日より実施の附則第5項第4号の2(旧第1種ADSL接続サービスに係るもの)の1)(適用)の11)、「KDDIまとめて請求」による料金の支払いを選択した場合における利用料の減額)のア(ウ)①及び同項同号の3(旧第2種ADSL接続サービスに係るもの)14)、「KDDIまとめて請求」による料金の支払いを選択した場合における利用料の減額)のア(ウ)①中、次表左欄に定める規定はそれぞれ同表右欄に定めるとおりに改めます。

<p>当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める光ダイレクト電話サービスの光ダイレクト接続回線、当社のイントラネットIP電話サービス契約約款に定めるイントラネットIP電話サービスのイントラネットIP電話利用回線、当社のauひかりビジネスサービス契約約款に定める一般auひかりビジネスサービスのauひかりビジネス接続回線及び当社のマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話のマンションプラス電話利用回線への通話(ただし、その通話が協定事業</p>	<p>当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービスの光ダイレクト接続回線及びauオフィスナンバーサービスに係る特定装置接続回線、当社のイントラネットIP電話サービス契約約款に定める一般イントラネットIP電話サービスのイントラネットIP電話利用回線、当社のauひかりビジネスサービス契約約款に定める一般auひかりビジネスサービスのauひかりビジネス接続回線並びに当社のマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話の</p>
---	---

者の設置した交換設備を経由した場合は除きます。))、沖縄セルラー電話株式会社のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話サービスのF T T H接続回線への通話	マンションプラス電話利用回線への通話(協定事業者の設置した交換設備を経由したものを除きます。))、沖縄セルラー電話株式会社のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話サービスのF T T H接続回線及び同社の光ダイレクトサービス契約約款に定めるa u オフィスナンバーサービスに係る特定装置接続回線への通話
---	--

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年5月1日から実施します。

(基本機能及び付加機能に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により下表の左欄の基本機能又は付加機能の提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表右欄の付加機能を請求したものとみなし、その提供を受けるものとします。

(1) (2)以外に係るもの

電子メール	電子メールサービス I
ホームページ	ホームページサービス I

- (2) フレッツ対応サービス利用契約者(タイプ I 及びタイプ II のものを除きます。)、アクセスコミュファ対応サービス利用契約者、WiMAXサービス利用契約者及びモバイル対応サービス利用契約者に係るもの

電子メール	電子メールサービス II
ホームページ	ホームページサービス II
電子メールアドレス追加サービス	電子メールサービス II
ホームページアカウント追加サービス	ホームページサービス II

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 平成16年5月1日から実施の附則第4項1)の①(基本利用料)ア(適用)の2)欄のアの(イ)中、「フレッツ対応サービスへ変更」を「フレッツ対応サービス(タイプI又はタイプIIのものに限ります。)へ変更」に改めます。
- 5 平成20年10月22日から実施の附則第5項について、次のように改めます。
- 5 旧ダイヤルアップサービス(コースIIのものに限ります。)について、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
- (1) 料金月の初日以外の日インターネット接続サービス利用契約の解除があったとき。
- (2) (1)の場合を除いて、料金月の初日以外の日月額料金の額が増加又は減少したとき(この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。)
- (3) 料金表第1(基本利用料)に定めるプランの変更があったとき。
- (4) 第67条(定額利用料の支払義務)第2項第3号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
- 6 平成25年6月18日から実施の附則第4項第4号のイ中、「第1種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス、アクセスコミュファ対応サービス又はモバイル対応サービスへの種類の変更」を「第1種ダイヤルアップサービス又はフレッツ対応サービス(タイプI又はタイプIIのものに限ります。)種類の変更」に、同エ中「第11条(第1種ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾)、第21条(フレッツ対応サービス利用契約申込の承諾)、第38条(アクセスコミュファ対応サービス利用契約申込の承諾)又は第50条(モバイル対応サービス利用契約申込みの承諾)の規定」を「第11条(第1種ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾)又は第21条(フレッツ対応サービス利用契約申込の承諾)の規定」にそれぞれ改めます。
- 7 平成25年6月18日から実施の附則第4項第12号について、次のように改めます。
- (12) 定額利用料の支払義務
- 旧第3種ダイヤルアップサービス利用契約者又は旧ADSL接続サービス利用契約者は、そのインターネット接続サービスに係るサービス提供開始日から起算して、そのインターネット接続サービス利用契約の解除があった日の前日までの期間(サービス提供開始日の属する料金月と解除があった日の属する料金月が同一の料金月である場合はサービス提供開始日の属する料金月の初日から末日までの期間)について、定額利用料の支払いを要します。
- 8 平成25年6月18日から実施の附則第5項第2号について、次のように改めます。
- (2) 月額料金の日割
- ア 当社は、旧第3種ダイヤルアップサービス又は旧ADSL接続サービスについて、次のいずれかに該当するときは、そのインターネット接続サービスに係る月額料金を、その利用日数に応じて日割りします。
- (ア) 料金月の初日以外の日インターネット接続サービス利用契約の解除があったとき。
- (イ) (ア)の場合を除いて、料金月の初日以外の日月額料金の額が増加又は減少したとき。
- (ウ) 第67条(定額利用料の支払義務)第2項第3号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
- (エ) 起算日の変更があったとき。
- イ アの(ウ)に定める場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少

のあった日から適用します。

- 8 平成25年6月18日から実施の附則第5項第4号の2（旧第1種ADSL接続サービスに係るもの）1）（適用）の10）のイの（イ）、12）のイの（イ）及び13）のイの（イ）中、「第1種ダイヤルアップサービス、フレッツ対応サービス又はアクセスコミュファ対応サービスへのインターネット接続サービスの種類の変更」を「第1種ダイヤルアップサービス又はフレッツ対応サービス（タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。）へのインターネット接続サービスの種類の変更」にそれぞれ改めます。
- 9 平成25年6月18日から実施の附則第4項(18)のア中「電子メールの利用、ホームページの利用」を「電子メールサービスⅠの利用、ホームページサービスⅠの利用」に改めます。
- 10 平成25年6月18日から実施の附則第5項(4)の1（旧第3種ダイヤルアップサービスに係るもの）1）（適用）、同項(4)の2（旧第1種ADSL接続サービスに係るもの）1）（適用）2）、同項(4)の3（旧第2種ADSL接続サービスに係るもの）1）（適用）2）、同項(7)の1（旧第3種ダイヤルアップサービスに係るもの）1）（適用）及び2）（料金額）、同項(7)の2（旧第1種ADSL接続サービスに係るもの）2）（料金額）、同項(7)の3（旧第2種ADSL接続サービスに係るもの）2）（料金額）並びに同項(7)の4（旧第3種ADSL接続サービスに係るもの）2）（料金額）中、「電子メールの利用内容」を「電子メールサービスⅠの利用内容」にそれぞれ改めます。
- 11 平成25年6月18日から実施の附則第5項(4)の1（旧第3種ダイヤルアップサービスに係るもの）1）（適用）の表中シからタ、同項(4)の2（旧第1種ADSL接続サービスに係るもの）1）（適用）2）のアの表の備考11～16及び同項(4)の3（旧第2種ADSL接続サービスに係るもの）1）（適用）2）のアの表の備考12から17中、「ホームページ」を「ホームページサービスⅠ」にそれぞれ改めます。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成26年5月15日から実施します。
（インターネット接続サービスの廃止等に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結していた次表に定めるインターネット接続サービス（以下この附則において「対象サービス」といいます。）に係るインターネット接続サービス利用契約（以下この附則において「対象利用契約」といいます。）は、この改正規定実施の日において、契約の解除があったものとみなして取り扱います。

旧第1種ADSL接続サービス（タイプⅠ（プランⅢのものに限ります。）又はタイプⅡ（プランⅢのものに限ります。）のものに限ります。）

- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の規定により対象サービスの提供を受けていた場合であって、次のいずれかに該当するときは、この改正規定実施の日から平成26年9月30日までの間、改正前の規定に基づき、対象サービスを提供する取扱いを行います。
 - (1) この改正規定実施の際現に、対象利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内（これに順ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内において、次表の右欄に定める電気通信サービスの提供を受けるための契約の申込について、それぞれ当社又は株式会社STNetから承諾を受けているとき（その電気通信サービスの提供が開始されているときを除きます。）。

電気通信事業者	契約約款	電気通信サービス
当社	FTTHサービス契約約款	インターネットサービス

株式会社STNet	光ネットサービス契約約款	光ネットサービス
	光ネットサービス（ピカラテレビあなん）契約約款	光ネットサービス
	光ネットサービス（ピカラUCA T）契約約款	光ネットサービス
	光ネットサービス（ピカラCV C）契約約款	光ネットサービス
	光ネットサービス（ピカラICK）契約約款	光ネットサービス
	光ネットサービス（ピカラMC B）契約約款	光ネットサービス
	光ネットサービス（宇和島市専用サービス用）契約約款	光ネットサービス
	光ネットサービス（ピカラ東かがわ）契約約款	光ネットサービス
	光ネットサービス（ピカラ八西）契約約款	光ネットサービス
	光ネットサービス契約約款（さぬき市限定）	光ネットサービス

(2) その他当社が別に定める基準に該当するとき。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- (その他)
- 5 平成16年5月1日から実施の附則第4項1)の①（基本利用料）ア（適用）の2)欄のアの(イ)中、「フレッツ対応サービスへ変更」を「フレッツ対応サービス（タイプI又はタイプIIのものに限ります。）へ変更」に改めます。
- 6 平成20年7月2日から実施の附則4項1（適用）1)のアの表の備考第3項及び第11項並びに平成25年6月18日から実施の附則第5項第4号の2（旧第1種ADSL接続サービスに係るもの）1)（適用）の1)のアの表の備考第3項について、それぞれ「削除」に改めます。
- 7 平成20年7月2日から実施の附則4項1（適用）3)のアの表及び2（料金額）並びに平成25年6月18日から実施の附則第5項第4号の2（旧第1種ADSL接続サービスに係るもの）1)（適用）の4)のアの表及び2)（料金額）中、プランⅢの欄をそれぞれ削除します。
- 8 平成20年7月2日から実施の附則4項1（適用）3)のアの表中プランIの内容について、「プランⅡ、プランⅢ、プランⅣ、プランⅤ、プランⅥ、プランⅦ、プランⅧ、プランⅨ及びプランⅩ以外のもの」を「プランⅡ、プランⅣ、プランⅤ、プランⅥ、プランⅦ、プランⅧ、プランⅨ及びプランⅩ以外のもの」に改めます。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。
- (その他)

- 2 平成16年5月1日から実施の附則第5項及び平成20年7月1日から実施の附則第10項中「株式会社ウィルコム」を「イー・アクセス株式会社」にそれぞれ改めます。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。
(基本利用料の支払いに関する経過措置)
- 2 削除
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
(その他)
- 4 平成25年6月18日から実施の附則第5項第4号の2(旧第1種ADSL接続サービスに係るもの)1(適用)の13)、同号の3(旧第2種ADSL接続サービスに係るもの)1(適用)の16)及び同号の4(旧第2種ADSL接続サービスに係るもの)1(適用)の8)をそれぞれ削除し、同号の2(旧第1種ADSL接続サービスに係るもの)1(適用)の「14)」を「13)」に改めます。
- 5 平成16年5月1日から実施の附則第5項、平成18年7月19日から実施の附則第3項、平成20年7月1日から実施の附則第10項、平成20年7月2日から実施の附則第4項、平成21年10月23日から実施の附則第3項、平成23年6月22日から実施の附則第4項及び平成25年6月18日から実施の附則第5項中「イー・アクセス株式会社」を「ワイモバイル株式会社」にそれぞれ改めます。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年9月19日から実施します。
(インターネット接続サービスの廃止等に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結していた次表に定めるインターネット接続サービス(以下この附則において「対象サービス」といいます。)に係るインターネット接続サービス利用契約(以下この附則において「対象利用契約」といいます。)は、この改正規定実施の日において、契約の解除があったものとみなして取り扱います。

旧第1種ADSL接続サービス(タイプI(プランⅣのものに限ります。)又はタイプⅡ(プランⅣのものに限ります。))のものに限ります。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の規定により対象サービスの提供を受けていた場合であって、次のいずれかに該当するときは、この改正規定実施の日から平成26年11月26日までの間、改正前の規定に基づき、対象サービスを提供する取扱いを行います。
- (1) この改正規定実施の際現に、対象利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内(これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において、当社が別に定める方法により行われた次表の右欄に定める電気通信サービスの提供を受けるための契約の申込みについて、それぞれ次表の左欄に定める電気通信事業者から承諾を受けているとき(その電気通信サービスの提供が開始されているときを除きます。)

電気通信事業者	契約約款	電気通信サービス
当社	FTTHサービス契約約款	インターネットサービス
	インターネット接続サービス契約	インターネット接続サービス(左

	約款	欄の契約約款に定めるフレッツ対応サービス（タイプⅠに係るものを除きます。）に限りません。）
	auひかりビジネスサービス契約約款	一般auひかりビジネスサービス（左欄の契約約款に定めるタイプⅡ又はタイプⅢに係るものに限りません。）
	光ダイレクトサービス契約約款	光ダイレクトインターネットサービス
	第5種総合オープン通信網サービス契約約款	第5種総合オープン通信網サービス（左欄の契約約款に定めるタイプⅢからタイプⅦまでのものに限りません。）
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	IP通信網サービス契約約款	有線アクセスサービス（左欄の契約約款料金表に定める提供品目の細目がコース1（カテゴリー4を除きます。）、コース5、コース6又はコース7のものに限りません。）
上記のほか、当社が別に定める電気通信サービス		

(2) その他当社が別に定める基準に該当するとき。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

5 平成20年7月2日から実施の附則4項1（適用）1)のアの表の備考第4項及び第12項並びに平成25年6月18日から実施の附則第5項第4号の2（旧第1種ADSL接続サービスに係るもの）1)（適用）の1)のアの表の備考第4項について、それぞれ「削除」に改めます。

7 平成20年7月2日から実施の附則4項1（適用）3)のアの表及び2（料金額）並びに平成25年6月18日から実施の附則第5項第4号の2（旧第1種ADSL接続サービスに係るもの）1)（適用）の4)のアの表及び2)（料金額）中、プランⅣの欄をそれぞれ削除します。

8 平成20年7月2日から実施の附則4項1（適用）3)のアの表中プランⅠの内容について、「プランⅡ、プランⅣ、プランⅤ、プランⅥ、プランⅦ、プランⅧ、プランⅨ及びプランⅩ以外のもの」を「プランⅡ、プランⅤ、プランⅥ、プランⅦ、プランⅧ、プランⅨ及びプランⅩ以外のもの」に改めます。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 平成25年4月17日から実施の附則第2項について、「削除」に改めます。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成27年2月2日より実施します。
(用語の定義に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日以降、改正前の約款に規定する次表の左欄の用語は、同表の中央欄及び右欄に定めるとおりとします。

改正前の規定	改正後の規定	
用語	用語	用語の意味
WiMAXサービス利用契約	旧WiMAXサービス利用契約	当社から旧WiMAXサービスの提供を受けるためのインターネット接続サービス利用契約
WiMAXサービス利用契約者	旧WiMAXサービス利用契約者	当社と旧WiMAXサービス利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者

(契約に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄のインターネット接続サービスに係るインターネット接続サービス利用契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表右欄のインターネット接続サービスに係るインターネット接続サービス利用契約を締結しているものとしてします。

改正前の規定	改正後の規定
WiMAXサービス	旧WiMAXサービス

- 4 削除
- 5 削除
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成27年2月24日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしてします。

(その他)

3 平成25年6月18日より実施の附則第5項第4号の2(旧第1種ADSL接続サービスに係るもの)の1)(適用)の11)、「KDDIまとめて請求」による料金の支払いを選択した場合における利用料の減額)のア(ウ)①、③及び④並びに同項同号の3(旧第2種ADSL接続サービスに係るもの)14)、「KDDIまとめて請求」による料金の支払いを選択した場合における利用料の減額)のア(ウ)①、③及び④について、それぞれ次のように改めます。

- ① 当社のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話サービスのF T T H接続回線、当社のメタルプラス電話サービス契約約款に定めるメタルプラス電話サービス(一般メタルプラス電話(特定事業者の特定電話サービスの用に供するものを除きます。))又は特別メタルプラス電話に限ります。)のメタルプラス電話接続回線、当社のケーブルプラス電話サービス契約約款に定めるケーブルプラス電話サービス(一般ケーブルプラス電話に限ります。)のケーブルプラス電話接続回線、当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める一般光ダイレクト電話サービスの光ダイレクト接続回線及びa uオフィスナンバーサービスに係る特定装置接続回線、当社のイントラネットI P電話サービス契約約款に定める一般イントラネットI P電話サービスのイントラネットI P電話利用回線、当社のa uひかりビジネスサービス契約約款に定める一般a uひかりビジネスサービスのa uひかりビジネス接続回線並びに当社のマンションプラス電話サービス契約約款に定める一般マンションプラス電話のマンションプラス電話利用回線への通話(協定事業者の設置した交換設備を経由したものを除きます。)、沖縄セルラー電話株式会社のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話サービスのF T T H接続回線及び同社の光ダイレクトサービス契約約款に定めるa uオフィスナンバーサービスに係る特定装置接続回線への通話、中部テレコミュニケーション株式会社の光電話サービス契約約款に定める光電話サービスのI P利用回線、同社の光ネットサービス契約約款に定める第1種I P電話サービスの契約者回線、同社のI P電話サービス契約約款に定めるI P電話サービスの契約者回線及び同社の光電話集合単体サービス契約約款に定める光電話集合単体サービスの契約者回線並びに別表6に定める電気通信サービスの契約者回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料
- ③ 当社及び沖縄セルラー電話株式会社のa u(W I N)通信サービス契約約款に定めるa uサービス及びプリペイド電話並びに当社及び沖縄セルラー電話株式会社のa u(L T E)通信サービス契約約款に定めるL T Eサービスの契約者回線への通話に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料
- ④ 当社のペーパーレスF A X等提供サービス契約約款に定めるペーパーレスF A X等提供サービスのペーパーレスF A X回線への通話及び当社の電話サービス等契約約款に定める電話会議サービスに係る電気通信回線への通話(当社が別に定める電気通信番号をダイヤルして行うものに限ります。)に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年4月1日より実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

- 平成16年5月1日から実施の附則第5項及び平成20年7月1日から実施の附則第10項について、それぞれ「削除」に改めます。
- 平成18年7月19日から実施の附則第3項、平成20年7月2日から実施の附則第4項、平成21年10月23日から実施の附則第3項、平成23年6月22日から実施の附則第4項及び平成25年6月18日から実施の附則第5項中「ワイモバイル株式会社」を「ソフトバンクモバイル株式会社」にそれぞれ改めます。

附則

(実施時期)

- この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

- この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

(その他)

- 平成18年7月19日から実施の附則第3項、平成20年7月2日から実施の附則第4項、平成21年10月23日から実施の附則第3項、平成23年6月22日から実施の附則第4項及び平成25年6月18日から実施の附則第5項中「ソフトバンクモバイル株式会社」を「ソフトバンク株式会社」にそれぞれ改めます。

附則

(実施時期)

- この改正規定は、平成27年8月1日より実施します。

(用語の定義に関する経過措置)

- この改正規定実施の日以降、改正前の約款に規定する次表の左欄の用語は、同表の中央欄及び右欄に定めるとおりとしします。

改正前の規定	改正後の規定	
用語	用語	用語の意味
I P 電話サービスⅡ利用契約	旧 I P 電話サービスⅡ利用契約	当社から旧 I P 電話サービスⅡの提供を受けるためのインターネット接続サービス利用契約
I P 電話サービスⅡ利用契約者	旧 I P 電話サービスⅡ利用契約者	当社と旧 I P 電話サービスⅡ利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者

(契約に関する経過措置)

- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄のインターネット接続サービスに係るインターネット接続サービス利用契約を締結している者は、この改正規定実施

の日において、それぞれ同表右欄のインターネット接続サービスに係るインターネット接続サービス利用契約を締結しているものとします。

改正前の規定	改正後の規定
I P 電話サービスⅡ	旧 I P 電話サービスⅡ

(インターネット接続サービスに関する経過措置)

4 削除

5 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年8月13日から実施します。

(基本利用料の支払いに関する経過措置)

2 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 平成25年6月18日から実施の附則第5項第4号の2(旧第1種ADSL接続サービスに係るもの)1(適用)の12)、同号の3(旧第2種ADSL接続サービスに係るもの)1(適用)の15)及び同号の4(旧第2種ADSL接続サービスに係るもの)1(適用)の7)をそれぞれ削除し、同号の2(旧第1種ADSL接続サービスに係るもの)1(適用)の「13)」を「12)」に改めます。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。

(インターネット接続サービスの廃止等に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結していた次表に定めるインターネット接続サービス(以下この附則において「対象サービス」といいます。)に係るインターネット接続サービス利用契約(以下この附則において「対象利用契約」といいます。)は、この改正規定実施の日において、契約の解除があったものとみなして取り扱います。

旧第1種ADSL接続サービス又は旧第3種ADSL接続サービス

3 前項の規定にかかわらず、改正前の規定により対象サービスの提供を受けていた場合であって、次のいずれかに該当するときは、この改正規定実施の日から平成27年11月30日までの間、改正前の規定に基づき、対象サービスを提供する取扱いを行います。

(1) この改正規定実施の際現に、対象利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内(これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において、特定の電気通信サービス(当社又は当社が別に定める電気通信事業者が提供するインターネットサービスであって、当社が指定するものをいいます。)の提供を受けるための契約の申込みについて、それぞれ当社又はその電気通信事業者から承諾を受けているとき(既にその電気通信サービスの提供が開始されているときを除きます。)

(2) その他当社が別に定める基準に該当するとき。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(その他)

5 次表の左欄に定める附則の同表の右欄に定める部分について、それぞれ「削除」に改めます。

平成18年7月19日から実施の附則	第2項及び第3項
平成18年7月19日から実施の附則	第2項及び第3項
平成20年7月2日から実施の附則	第4項及び第6項
平成21年10月23日から実施の附則	第2項から第4項
平成23年6月22日から実施の附則	第2項から第5項
平成25年6月18日から実施の附則	第4項第1号のイ及びエ、第7号、第9号、第13号並びに第5項第3号、第4号の2、第4号の3の1) (適用) 12) 欄、第4号の4、第7号の2及び第7号の4

6 平成20年7月2日から実施の附則第2項について、次のように改めます。

2 この約款実施の際現に、当社と下表の左欄のサービスに係る契約を締結している者は、この約款実施の日において、この約款に規定する下表の右欄のサービスに係る契約を締結しているものとし、その提供条件は、この附則の第3項から第6項に規定するところによるほか、この約款に規定するフレッツ対応サービスに関する提供条件に準じるものとし、

フレッツ対応サービス(タイプII(プランIのものに限ります。))のものに限ります。)	旧フレッツ対応サービス(タイプII(プランIのものに限ります。))のものに限ります。)
--	---

7 平成20年7月2日から実施の附則第5項の表中、「旧フレッツ対応サービス利用契約者及び旧第1種ADSL接続サービス利用契約者(タイプIのものに限ります。))が」を「旧フレッツ対応サービス利用契約者」に改めます。

8 平成24年12月20日から実施の附則第2項の表の(1)について、次のように改めます。

(1) 発信電気通信番号通知要請サービス及び特定通信着信規制サービス(以下この附則において「本付加機能」といいます。)は、フレッツ対応サービス利用契約者(タイプIIのものに限ります。))、旧第2種ADSL接続サービス利用契約者(平成25年6月18日より実施の附則第2項に定めるものをいいます。以下、この約款に特段の定めがある場合を除いて同じとします。(コースI(タイプIIのものに限ります。))のものに限ります。))若しくは旧IP電話サービスII利用契約者(平成27年8月1日より実施の附則第2項に定めるものをいいます。以下、この約款に特段の定めがある場合を除いて同じとします。))又はIP電話サービスIの提供を受けているインターネット接続サービス利用契約者(旧第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースIIのものに限ります。))又は旧フレッツ対応サービス利用契約者(コースIIのものに限ります。))に限って提供します。

9 平成25年6月18日の附則第2項及び第3項について、それぞれ次のとおり改めます。

2 この改正規定実施の日以降、改正前の約款に規定する次表の左欄の用語は、同表の中央欄及び右欄に定めるとおりとします。

用語	用語	用語の意味
A D S L 接続サービス	旧 A D S L 接続サービス	協定事業者の D S L サービスに係る他社接続回線又は当社接続回線を使用して行うインターネット接続サービスであって、当社への契約の申込みを要するもの
第 3 種ダイヤルアップサービス	旧第 3 種ダイヤルアップサービス	契約の単位がメタルプラス電話接続回線であるダイヤルアップサービス
第 2 種 A D S L 接続サービス	旧第 2 種 A D S L 接続サービス	契約の単位がメタルプラス電話接続回線である旧 A D S L 接続サービス
A D S L 接続サービス利用契約	旧 A D S L 接続サービス利用契約	当社から旧第 2 種 A D S L 接続サービスの提供を受けるためのインターネット接続サービス利用契約
A D S L 接続サービス利用契約者	旧 A D S L 接続サービス利用契約者	当社と旧第 2 種 A D S L 接続サービス利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者
第 3 種ダイヤルアップサービス利用契約	旧第 3 種ダイヤルアップサービス利用契約	当社から旧第 3 種ダイヤルアップサービスの提供を受けるためのインターネット接続サービス利用契約
第 3 種ダイヤルアップサービス利用契約者	旧第 3 種ダイヤルアップサービス利用契約者	当社と旧第 3 種ダイヤルアップサービス利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者
第 2 種 A D S L 接続サービス利用契約	旧第 2 種 A D S L 接続サービス利用契約	当社から旧第 2 種 A D S L 接続サービスの提供を受けるためのインターネット接続サービス利用契約
第 2 種 A D S L 接続サービス利用契約者	旧第 2 種 A D S L 接続サービス利用契約者	当社と旧第 2 種 A D S L 接続サービス利用契約を締結しているインターネット接続サービス利用契約者

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄のインターネット接続サービスに係るインターネット接続サービス利用契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表右欄のインターネット接続サービスに係るインターネット接続サービス利用契約を締結しているものとします。

改正前の規定	改正後の規定
第 3 種ダイヤルアップサービス	旧第 3 種ダイヤルアップサービス
第 2 種 A D S L 接続サービス（コース I（タイプ I のものに限ります。）のものに限ります。）	旧第 2 種 A D S L 接続サービス（コース I（タイプ I のものに限ります。）のものに限ります。）
第 2 種 A D S L 接続サービス（コース I（タイプ II のものに限ります。）のものに限ります。）	旧第 2 種 A D S L 接続サービス（コース I（タイプ II のものに限ります。）のものに限ります。）
第 2 種 A D S L 接続サービス（コース II（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）	旧第 2 種 A D S L 接続サービス（コース II（住宅用のものに限ります。）のものに限ります。）

10 平成 25 年 6 月 18 日の附則第 4 項第 2 号、第 4 号のイ、第 6 号、第 8 号及び第 15 号について、それぞれ次のように改めます。

(2) 音声通信の利用

旧第2種ADSL接続サービス利用契約者（次項第4号（基本利用料）3（旧第2種ADSL接続サービスに係るもの）に定めるコースI（タイプIIのものに限ります。）のものに限ります。）は、次項第4号に定めるところにより、音声通信を行うことができるものとします。

(4) インターネット接続サービスの種類の変更

イ 旧第2種ADSL接続サービス利用契約者（次項第4号（基本利用料）3（旧第2種ADSL接続サービスに係るもの）に定めるコースIのものに限ります。）は、第1種ダイヤルアップサービス又はフレッツ対応サービス（タイプI又はタイプIIのものに限ります。）への種類の変更の請求をすることができます。

ただし、その変更は、請求のあった日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。

(6) メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があった場合の取扱い

メタルプラス電話サービスに係る契約の解除があったときは、その契約の解除があった日において、旧第3種ダイヤルアップサービス又は旧第2種ADSL接続サービス利用契約は解除されたものとして取り扱います。

(8) 利用契約に基づく権利の譲渡

ア 旧第3種ダイヤルアップサービス利用契約者又は旧第2種ADSL接続サービス利用契約者（次項第4号（基本利用料）3（旧第2種ADSL接続サービスに係るもの）に定めるコースIIのものに限ります。）がそのインターネット接続サービス利用契約に基づいて旧第3種ダイヤルアップサービス又は旧第2種ADSL接続サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

イ 旧第2種ADSL接続サービス利用契約（次項第4号（基本利用料）3（旧第2種ADSL接続サービスに係るもの）に定めるコースIのものに限ります。）に基づく権利の譲渡については、第1種ダイヤルアップサービス利用契約の場合に準じて取り扱います。

(15) 協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行

旧第2種ADSL接続サービス利用契約者（次項第4号（基本利用料）3（旧第2種ADSL接続サービスに係るもの）に定めるコースI（タイプIIのものに限ります。）のものに限ります。）に係る協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行の取扱いについては、IP電話サービスIに係るインターネット接続サービス利用契約者の場合に準じて取り扱います。

11 平成25年6月18日の附則第4項第16号中、「旧第1種ADSL接続サービス」の欄及び「旧第3種ADSL接続サービス」の欄について、それぞれ削除します。

12 平成25年6月18日の附則第5項第4号の3の1)（適用）の12)欄について、「削除」に改めます。

13 平成25年6月18日の附則第5項第5号の1)（適用）の1)欄のイについて、次のように改めます。

イ アの規定にかかわらず、次表の左欄に定める付加機能については、同表右欄に定めるインターネット接続サービス利用契約者に限り提供します。

付加機能	インターネット接続サービス利用契約者
IP電話サービスI	旧第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースIIのものに限ります。）
国際発信規制サービス	旧第2種ADSL接続サービス利用契約者（コースI（タイプIIのものに限ります。）のものに限ります。）

14 平成25年6月18日の附則第5項第5号の1（適用）の1)欄のイ中、「旧第2種ADSL接続サービス利用契約又は旧第3種ADSL接続サービス利用契約について」を「旧第2種ADSL接続サービス利用契約について」に改めます。

15 平成25年6月18日の附則第5項第6号の2（料金額）について、次のように改めます。

2 料金額

区分	単位	料金額
パスワードの変更の登録	変更する1のパスワードごとに	税抜額 150 円 (税込額 157.5 円)

16 平成26年7月1日から実施の附則第2項、同項の表中(1)（ア（適用条件）の部分を除きます。）について、それぞれ次のように改めます。

2 平成26年6月30日において、改正前の規定によりオプション機能との複合利用に係る料金適用（旧第2種ADSL料金適用（平成25年6月18日から実施の附則第5項第4号の3（旧第2種ADSL接続サービスに係るもの）1）（適用）の16)に定めるものをいいます。）をいいます。以下この附則において同じとします。）を受けている場合、この改正規定実施の日以降、それぞれ次表に定める取扱いを行います。

(1) 当社は、アに定める適用条件の全てを満たしているときは、その旧第2種ADSL接続サービスに係る定額利用料について、平成25年6月18日から実施の附則第5項第4号の3（旧第2種ADSL接続サービスに係るもの）2）（料金額）に規定する料金額に代えて、それぞれイに規定する料金額を適用する取扱い（以下この附則において「本取扱い」といいます。）を行います。

イ 料金額

(ア) 削除

(イ) 旧第2種ADSL接続サービスに係るもの

1メタルプラス電話接続回線ごとに月額

区分		料金額
定額利用料	住宅用	30Mb/s 税抜額 1,700 円
		30Mb/s 税抜額 1,700 円

(ウ) 削除

17 平成27年8月13日から実施の附則第2項、同項の表中(1)（ア（適用条件）の部分を除きます。）について、それぞれ次のように改めます。

2 平成27年8月12日において、改正前の規定によりauBOXとの複合利用に係る料金適用（旧第2種ADSL料金適用（平成25年6月18日から実施の附則第5項第4号の3（旧第2種ADSL接続サービスに係るもの）1）（適用）の15)に定めるものをいいます。）をいいます。以下この附則において同じとします。）を受けている場合、この改正規定実施の日以降、それぞれ次表に定める取扱いを行います。

(1) 当社は、アに定める適用条件の全てを満たしているときは、その旧第2種ADSL接続サービスに係る定額利用料について、平成25年6月18日から実施の附則第5項第4号の3（旧第2種ADSL接続サービスに係るもの）2）（料金額）に規定する料金額に代えて、それぞれイに規定する料金額を適用する取扱い（以下この附則において「本取扱い」といいます。）を行います。

イ 料金額

(ア) 削除

(イ) 旧第2種ADSL接続サービスに係るもの

1メタルプラス電話接続回線ごとに月額

区分		料金額
定額利用料	住宅用	30Mb/s
		50Mb/s
(ウ) 削除		税抜額 1,700 円
		税抜額 2,580 円

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年11月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年11月17日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成27年12月1日から実施します。

附則

この改正規定は、平成28年1月14日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

(基本利用料の減額適用に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成28年7月31日までの間に請求する旧第2種ADSL接続サービス(コースⅡに限ります。)の料金その他の債務については、改正前の規定に基づき「KDDIまとめて請求」による料金の支払いを選択した場合における基本利用料の減額の取扱いを行います。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 平成25年6月18日より実施の附則第4項第16号及び平成27年8月1日より実施の附則第4項第10号中、「相互接続点と当社の電話サービス等に係る契約約款等に規定する当社契約者回線の終端又は」を「相互接続点と」にそれぞれ改めます。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

(その他)

- 平成25年6月18日より実施の附則第4項第18号のア中「又は当社が行う旧第3種ダイヤルアップサービス利用契約若しくは旧ADSL接続サービス利用契約の解除」を「旧第3種ダイヤルアップサービス利用契約者若しくは旧ADSL接続サービス利用契約者が行う初期契約解除又は当社が行う旧第3種ダイヤルアップサービス利用契約若しくは旧ADSL接続サービス利用契約の解除」に改めます。

附則

(実施時期)

- この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。
(インターネット接続サービスの廃止等に関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表に定めるインターネット接続サービス(以下この附則において「対象サービス」といいます。)に係るインターネット接続サービス利用契約(以下この附則において「対象利用契約」といいます。)は、この改正規定実施の日において、契約の解除があったものとみなして取り扱います。

旧第3種ダイヤルアップサービス、旧第2種ADSL接続サービス

3 削除

(メタルプラス電話サービス等の廃止等に関する経過措置)

4 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)

- 平成24年12月20日から実施の附則第2項の表の(1)中「フレッツ対応サービス利用契約者(タイプIIのものに限ります。)、旧第2種ADSL接続サービス利用契約者(平成25年6月18日より実施の附則第2項に定めるものをいいます。以下、この約款に特段の定めがある場合を除いて同じとします。(コースI(タイプIIのものに限ります。)のものに限ります。))若しくは旧IP電話サービスII利用契約者」を「フレッツ対応サービス利用契約者(タイプIIのものに限ります。若しくは旧IP電話サービスII利用契約者」に、「IP電話サービスIの提供を受けているインターネット接続サービス利用契約者(旧第2種ADSL接続サービス利用契約者(コースIIのものに限ります。))又は旧フレッツ対応サービス利用契約者に限りませ。」を「IP電話サービスIの提供を受けているインターネット接続サービス利用契約者(旧フレッツ対応サービス利用契約者に限りませ。))」にそれぞれ改めます。
- 平成25年6月18日から実施の附則第2項、第3項、第4項及び第5項、平成26年7月1日から実施の附則第2項並びに平成27年8月13日から実施の附則第2項について、それぞれ「削除」に改めます。

附則

(実施時期)

- この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。
(インターネット接続サービスの廃止等に関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結していた次表に定めるインターネット接続サービス(以下この附則において「対象サービス」といいます。)に係るインター

ネット接続サービス利用契約（以下この附則において「対象利用契約」といいます。）は、この改正規定実施の日において、契約の解除があったものとみなして取り扱います。

旧ダイヤルアップサービス（ベツベツコース）

3 前項の規定にかかわらず、改正前の規定により対象サービスの提供を受けている場合であって、次のいずれかに該当するときは、この改正規定実施の日から平成28年11月30日（その日までに、第1号に定める特定の電気通信サービスの提供を開始した場合若しくはその契約の解除があった場合又は第2号に定める当社が別に定める基準に該当しなくなった場合は、その提供開始日若しくは契約解除日又は該当しなくなった日とします。）までの間、改正前の規定に基づき、対象サービスを提供する取扱いを行います。

この場合において、その対象利用契約に係るこの改正規定実施の日以降のインターネット接続サービスに係る料金については、改正前の規定にかかわらず、支払いを要しません。

(1) この改正規定実施の際現に、対象利用契約に係る契約者名義と同一の名義で、当社が指定する方法により、特定の電気通信サービス（当社又は当社が別に定める電気通信事業者が提供するインターネットサービスであって、当社が指定するものをいいます。）の提供を受けるための契約の申込みについて、それぞれ当社又はその電気通信事業者から承諾を受けているとき（既にその電気通信サービスの提供が開始されているとき及びインターネット接続サービス利用契約者の責めに帰すべき理由によりその電気通信サービスの提供を開始できていないときを除きます。）。

(2) その他当社が別に定める基準に該当するとき。

(契約に関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄のインターネット接続サービスに係るインターネット接続サービス利用契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表右欄のインターネット接続サービスに係るインターネット接続サービス利用契約を締結しているものとします。

改正前の規定	改正後の規定
第1種ダイヤルアップサービス（タイプⅡ（コースⅠ（プランⅣのものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅠ（コミコミコース ライト1）
第1種ダイヤルアップサービス（タイプⅡ（コースⅠ（プランⅦのものに限ります。）のものに限ります。）のものに限ります。）	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅤ（コミコミコース ライト5）

(インターネット接続サービスに関する経過措置)

5 旧第1種ダイヤルアップサービス利用契約（旧第1種ダイヤルアップサービス（前項の表に定めるものをいいます。以下、この附則において同じとします。）の提供を受けるためのインターネット接続サービス利用契約をいいます。以下この附則において同じとします。）に関する提供条件は、次に規定するもののほか、第1種ダイヤルアップサービスの規定に準ずるものとします。

(1) 定額利用料の支払義務

第67条（定額利用料の支払義務）の規定を適用する場合において、旧第1種ダイヤルアップサービスに係る月間累積接続通信時間については、当社が別に定める携帯電話事業者又はPHS事業者の電話サービスに係る他網契約者回線を使用して行う通信に係る接続通信時間を除きます。

6 旧第1種ダイヤルアップサービスに関する料金その他提供条件は、次に規定するもののほか、第1種ダイヤルアップサービスの規定に準ずるものとします。

(1) 料金等の設定

旧第1種ダイヤルアップサービスに係る基本利用料は、インターネット接続サービスの提供区間と特定事業者（東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は株式会社ジュピターテレコムとします。）の電話サービス又は総合デジタル通信サービスの提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。

(2) 最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金等の適用

料金表通則第22項（最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金等の適用）の規定を適用する場合において、旧第1種ダイヤルアップサービスに係る月間累積接続通信時間については、当社が別に定める携帯電話事業者又はPHS事業者の電話サービスに係る他網契約者回線を使用して行う通信に係る接続通信時間を除きます。

(3) 基本利用料

1 適用

旧第1種ダイヤルアップサービスに係る基本利用料の適用については、第67条（定額利用料の支払義務）、第68条（利用料の支払義務）及びこの附則の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容		
1) タイプに係る料金の適用	<p>ア 当社は、旧第1種ダイヤルアップサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="464 936 1465 1064"> <tr> <td data-bbox="464 936 660 1064">タイプⅡ</td> <td data-bbox="660 936 1465 1064">インターネット接続サービスの提供区間と特定事業者の電話サービス又は総合デジタル通信サービスの提供区間とを合わせて当社がその料金を設定するもの</td> </tr> </table> <p>備考 旧第1種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社が別に定める携帯電話事業者若しくはPHS事業者の電話サービスに係る他社契約者回線を使用して旧第1種ダイヤルアップサービスを利用するときは、その利用の請求をしていただきます。この場合において、当社は、第11条（第1種ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p> <p>イ 旧第1種ダイヤルアップサービス利用契約者は、タイプⅠへのタイプの変更の請求をすることができます。この場合において、その変更は、請求のあった日の属する料金月の翌料金月の初日からとします。</p> <p>ウ 当社は、イの請求があったときは、第11条（第1種ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>	タイプⅡ	インターネット接続サービスの提供区間と特定事業者の電話サービス又は総合デジタル通信サービスの提供区間とを合わせて当社がその料金を設定するもの
タイプⅡ	インターネット接続サービスの提供区間と特定事業者の電話サービス又は総合デジタル通信サービスの提供区間とを合わせて当社がその料金を設定するもの		
2) コースに係る料金の適用	<p>当社は、旧第1種ダイヤルアップサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、コースを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="464 1646 1465 1816"> <tr> <td data-bbox="464 1646 660 1816">コースⅠ</td> <td data-bbox="660 1646 1465 1816">基本利用料が定額利用料（3）欄に規定する一定の月間累積接続通信時間の部分について適用するものとします。）と利用料（3）欄に規定する月間累積接続通信時間により算定されるものとします。）からなるもの</td> </tr> </table>	コースⅠ	基本利用料が定額利用料（3）欄に規定する一定の月間累積接続通信時間の部分について適用するものとします。）と利用料（3）欄に規定する月間累積接続通信時間により算定されるものとします。）からなるもの
コースⅠ	基本利用料が定額利用料（3）欄に規定する一定の月間累積接続通信時間の部分について適用するものとします。）と利用料（3）欄に規定する月間累積接続通信時間により算定されるものとします。）からなるもの		
3) プランに係る料金の適用	<p>ア 当社は、旧第1種ダイヤルアップサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、プランを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="464 1937 1465 2065"> <tr> <td data-bbox="464 1937 660 2065">プランⅠ</td> <td data-bbox="660 1937 1465 2065">月間累積接続通信時間が1時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が1時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算する</td> </tr> </table>	プランⅠ	月間累積接続通信時間が1時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が1時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算する
プランⅠ	月間累積接続通信時間が1時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が1時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算する		

		もの
	プランV	月間累積接続通信時間が5時間を超えない部分について定額利用料とし、月間累積接続通信時間が5時間を超える部分について1分までごとの利用料を加算するもの
	備考 旧第1種ダイヤルアップサービス利用契約者は、当社が別に定める携帯電話事業者又はPHS事業者の電話サービスに係る他社契約者回線を使用して旧第1種ダイヤルアップサービスを利用するときは、その利用の請求をしていただきます。この場合において、当社は、第11条（第1種ダイヤルアップサービス利用契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。	
	イ 旧第1種ダイヤルアップサービス利用契約者は、アのプランの変更の請求をすることができません。	
4) 月間累積接続通信時間が定額利用料に係る時間に満たない場合の翌料金月以降の定額利用料に係る時間の取扱い	ア	当社は、旧第1種ダイヤルアップサービスに係る月間累積接続通信時間（当社が別に定める携帯電話事業者又はPHS事業者の電話サービスに係る他社契約者回線を使用して行う通信に係る接続通信時間を除きます。以下この欄において同じとします。）が定額利用料に係る時間に満たない場合は、定額利用料に係る時間から月間累積接続通信時間を減じて得た時間と翌料金月の定額利用料に係る時間を合算して得た時間を、翌料金月の定額利用料に係る時間とみなして取り扱います。
	イ	アの取扱いは、旧第1種ダイヤルアップサービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月の初日から適用します。
	ウ	当社は、第67条（定額利用料の支払義務）第1項第1号、同条第2項第3号の表の規定及び同条第3項第3号の表の規定による適用がある場合は、アの取扱いを行いません。
	エ	アの取扱いにより定額利用料に係る時間とみなされる時間は、3)欄に規定する定額利用料に係る時間の2倍までを上限とします。

2 料金額

ア タイプIIのもの

(ア) コースIのもの

① ②以外のもの

1 ユーザIDごとに月額

区分		料金額
定額利用料	プランI	税抜額 380 円
	プランV	税抜額 1,400 円

1 ユーザIDにつき1分までごとに

区分		料金額
定額利用料	プランI	税抜額 10 円
	プランV	税抜額 10 円

② 当社が別に定める携帯電話事業者又はPHS事業者の電話サービスに係る他社契約者回線を使用するもの

1 ユーザIDにつき1分までごとに

区分	料金額
利用料	税抜額 5 円

(料金等の支払いに関する経過措置)

7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

8 平成16年5月1日から実施の附則第4項について、「削除」に改めます。

9 平成20年10月22日から実施の附則第2項中、次表の右欄に定める用語について、それぞれ同表の右欄の用語に改めます。

旧ダイヤルアップサービス コースⅠ (プランⅢ) (コミコミコース ライト4)	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅣ (コミコミコース ライト4)
旧ダイヤルアップサービス コースⅠ (プランⅣ) (コミコミコース レギュラー)	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅥ (コミコミコース レギュラー)
旧ダイヤルアップサービス コースⅠ (プランⅤ) (コミコミコース ロング)	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅦ (コミコミコース ロング)
旧ダイヤルアップサービス コースⅠ (プランⅠ) (コミコミコース ライト2)	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅡ (コミコミコース ライト2)
旧ダイヤルアップサービス コースⅠ (プランⅡ) (コミコミコース ライト3)	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅢ (コミコミコース ライト3)
旧ダイヤルアップサービス コースⅡ (マイティコース)	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅡ (マイティコース)

10 平成20年10月22日から実施の附則第3項について、次のように改めます。

3 旧第1種ダイヤルアップサービス(前項の表に定めるものをいいます。以下、この附則において同じとします。)に関する提供条件は、次に規定するもののほか、平成28年10月1日から実施の附則に規定する旧第1種ダイヤルアップサービスに関する提供条件に準ずるものとします。

11 平成20年10月22日から実施の附則第4項中、「旧ダイヤルアップサービスに係る基本利用料」を「旧第1種ダイヤルアップサービスに係る基本利用料」に、「旧ダイヤルアップサービス利用契約者」を「旧第1種ダイヤルアップサービス利用契約者」に、次表の右欄に定める用語について、それぞれ同表の右欄の用語に改めます。

旧ダイヤルアップサービス コースⅠ (プランⅠ)	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅡ
旧ダイヤルアップサービス コースⅠ (プランⅡ)	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅢ
旧ダイヤルアップサービス コースⅠ (プランⅢ)	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅣ
旧ダイヤルアップサービス コースⅠ (プランⅣ)	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅥ
旧ダイヤルアップサービス コースⅠ (プランⅤ)	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅠ・プランⅦ
旧ダイヤルアップサービス コースⅡ	旧第1種ダイヤルアップサービス・タイプⅡ・コースⅡ

- 12 平成27年2月2日から実施の附則第5項第2号1（適用）の表の1)のイ中「当社接続回線、他社契約者回線（携帯電話事業者又はPHS事業者のパケット通信サービスに係るものを除きます。）又はauサービス（当社のau（WIN）通信サービス契約約款に規定するauデュアル又はUIMサービスをいいます。）若しくはLTEサービス（当社のau（LTE）通信サービス契約約款に規定するLTEサービスをいいます。）に係る電気通信回線」を「当社接続回線、又は他社契約者回線（携帯電話事業者又はPHS事業者のパケット通信サービスに係るものを除きます。）」に、同表の3)のアの(ア)の③中「当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau（WIN）通信サービス契約約款に定めるauサービス若しくはauモジュール（第3種auモジュールを除きます。）又は当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau（LTE）通信サービス契約約款に規定するLTEサービス」を「当社又は沖縄セルラー電話株式会社のau（WIN）通信サービス契約約款若しくはau（LTE）通信サービス契約約款に定めるauサービス、auモジュール（第3種auモジュールを除きます。）又はLTEサービス」に、それぞれ改めます。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 平成28年7月1日から実施の附則第3項及び第4項について、それぞれ「削除」に改めます。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 平成24年12月20日から実施の附則第2項の表の(1)中「フレッツ対応サービス利用契約者（タイプⅡのものに限ります。）若しくは旧IP電話サービスⅡ利用契約者（平成27年8月1日より実施の附則第2項に定めるものをいいます。以下、この約款に特段の定めがある場合を除いて同じとします。）」を「フレッツ対応サービス利用契約者（タイプⅡのものに限ります。）」に改めます。
- 4 平成27年8月1日から実施の附則第4項及び第5項について「削除」に改めます。

附則

この改正規定は、平成28年12月1日から実施します。

附則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 6 月 14 日から実施します。
- 2 削除
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成 29 年 8 月 29 日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 11 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 平成 20 年 7 月 2 日から実施の附則第 5 項の優先接続との複合利用に係る料金の適用の表のイについて、次のとおり改めます。
イ アに規定する割引対象付加機能は、次のとおりとします。
(ア) 電子メールアドレス追加サービス
(イ) 電子メール条件着信サービス
(ウ) 電子メール条件転送サービス
(エ) IP 電話サービス I
(オ) 送信電子メールウィルスチェックサービス
- 4 平成 27 年 2 月 2 日から実施の附則第 5 項第 3 号の 1) の表中、「電子メールサービスⅡ、ホームページサービスⅡ、パケット通信アクセスサービス、電子メール条件着信サービス、電子メール条件転送サービス、国際発信規制サービス、送信電子メールウィルスチェックサービス、公衆無線 LAN サービス」を「電子メールサービスⅡ、パケット通信アクセスサービス、電子メール条件着信サービス、電子メール条件転送サービス、国際発信規制サービス、送信電子メールウィルスチェックサービス、公衆無線 LAN サービス」に改めま

す。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 29 年 11 月 8 日から実施します。

2 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 平成 20 年 7 月 2 日から実施の附則第 5 項の優先接続との複合利用に係る料金の適用の表のイについて、次のとおり改めます。

イ アに規定する割引対象付加機能は、次のとおりとします。

(ア) 電子メールアドレス追加サービス

(イ) 電子メール条件着信サービス

(ウ) IP 電話サービス I

(エ) 送信電子メールウィルスチェックサービス

4 平成 24 年 12 月 20 日から実施の附則第 2 項の表中(7)の次に、次のように加えます。

(8) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところにより
ます。

5 平成 27 年 2 月 2 日から実施の附則第 5 項第 3 号 1 (適用) の 1) の表中、「電子メールサービスⅡ、パケット通信アクセスサービス、電子メール条件着信サービス、電子メール条件転送サービス、国際発信規制サービス、送信電子メールウィルスチェックサービス、公衆無線 LAN サービス」を「電子メールサービスⅡ、パケット通信アクセスサービス、電子メール条件着信サービス、国際発信規制サービス、送信電子メールウィルスチェックサービス、公衆無線 LAN サービス」に改めます。

6 平成 29 年 11 月 8 日から実施の附則第 2 項について「削除」に改めます。

附則

この改正規定は、平成 30 年 2 月 16 日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成30年3月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 平成27年2月2日から実施の附則第4項第2号及び第3号について、それぞれ次のように改めます。

(2) インターネット接続サービスの種類の変更

ア 旧WiMAXサービス利用契約者は、フレッツ対応サービス(タイプI及びタイプIIのものを除きます。)、アクセスコミュファ対応サービス又はモバイル対応サービスへの種類の変更の請求をすることはできません。

イ 削除

ウ 削除

エ 削除

オ 削除

(3) 付加機能の提供

当社は、旧WiMAXサービス利用契約者に対し、次項第3号(付加機能利用料)に定めるところにより、付加機能を提供します。なお、旧WiMAXサービス利用契約者は、付加機能の提供を新たに請求することはできません。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 平成27年2月2日から実施の附則第4項及び第5項並びに平成29年6月14日から実施の附則第2項について、それぞれ「削除」に改めます。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成30年5月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

この改正規定は、平成30年9月26日から実施します。

附則

この改正規定は、平成 31 年 2 月 1 日から実施します。